



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日  
(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 土砂災害特別警戒区域の指定（海岸防災課）..... 1
- 監査委員事項**
- 定期監査結果の公表..... 2
- 財政的援助団体等監査結果の公表..... 3
- 行政監査結果の公表..... 3
- 収用委員会事項**
- 収用の裁決手続開始の決定・2件..... 3

## 告 示

### 沖縄県告示第25号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成31年 1月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
運天	今帰仁村字運天の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
仲宗根-1	今帰仁村字仲宗根の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
仲宗根-2	今帰仁村字仲宗根の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
湧川(1)	今帰仁村字湧川の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
湧川(2)	今帰仁村字湧川の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
湧川(3)	今帰仁村字湧川の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
湧川(4)-1	今帰仁村字湧川の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
湧川(4)-2	今帰仁村字湧川の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
湧川(4)-3	今帰仁村字湧川の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
湧川(5)-1	今帰仁村字湧川の区域のうち、	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

	次の図に示す区域		
湧川(5)-2	今帰仁村字湧川の区域のうち、 次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
呉我山(1)	今帰仁村字呉我山の区域のうち、 次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
呉我山(2)	今帰仁村字呉我山の区域のうち、 次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
呉我山(3)	今帰仁村字呉我山の区域のうち、 次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
呉我山(4)	今帰仁村字呉我山の区域のうち、 次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
呉我山(5)	今帰仁村字呉我山の区域のうち、 次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
呉我山(6)-1	今帰仁村字呉我山の区域のうち、 次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
呉我山(6)-2	今帰仁村字呉我山の区域のうち、 次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
湧川306-B13-45	今帰仁村字湧川の区域のうち、 次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
三謝306-A13-27	今帰仁村字呉我山の区域のうち、 次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
マッチャク306-A13-28	今帰仁村字玉城の区域のうち、 次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
与那嶺306-A08-06	今帰仁村字与那嶺及び字仲尾次の 区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
与那嶺306-A08-16	今帰仁村字与那嶺の区域のうち、 次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
前原306-A08-10	今帰仁村字謝名の区域のうち、 次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
兼次306-B08-15	今帰仁村字兼次の区域のうち、 次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
謝名306-B08-17	今帰仁村字謝名の区域のうち、 次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。)

## 監 査 委 員 事 項

### 沖縄県監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により別冊1のとおり公表する。

平成31年 1月22日

沖縄県監査委員	當	間	秀	史
沖縄県監査委員	鈴	木	啓	子
沖縄県監査委員	西	銘	純	恵

沖縄県監査委員 座 喜 味 一 幸

### 沖縄県監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、一般財団法人沖縄県私学教育振興会ほか32団体の監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により別冊2のとおり公表する。

平成31年 1月22日

沖縄県監査委員 當 間 秀 史  
 沖縄県監査委員 鈴 木 啓 子  
 沖縄県監査委員 西 銘 純 恵  
 沖縄県監査委員 座 喜 味 一 幸

### 沖縄県監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により、沖縄県の事務の執行について監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により別冊3のとおり公表する。

平成31年 1月22日

沖縄県監査委員 當 間 秀 史  
 沖縄県監査委員 鈴 木 啓 子  
 沖縄県監査委員 西 銘 純 恵  
 沖縄県監査委員 座 喜 味 一 幸

## 収 用 委 員 会 事 項

### 沖縄県収用委員会告示第1号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成31年 1月22日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 那覇市
- 2 事業の種類 那覇広域都市計画公園事業4・3・那1号緑ヶ丘公園
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)
		登記簿	現況	登記簿	実測	
那覇市牧志1丁目	516番1	墓地	墓地	23.00	23.35	23.35
那覇市牧志1丁目	517番	墓地	墓地	9.62	9.62	9.62
那覇市牧志1丁目	559番	墓地	墓地	20.00	20.45	20.45
那覇市牧志1丁目	573番	墓地	墓地	76.00	76.28	76.28

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
不明	不明

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成31年 1月10日

### 沖縄県収用委員会告示第2号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成31年 1月22日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄県
- 2 事業の種類 那覇広域都市計画道路事業 3・5・25号小禄名嘉地線
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	備考
		登記簿	現況	登記簿	実測		
那覇市宇栄原4丁目	1051番	畑	宅地	339	323.95	38.11	注

注 収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示の101、213、109、120、121及び101の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。（別紙図面は、省略する。）

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
平良勝秀	那覇市宇栄原4丁目1番15号マンションタートル2階

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成31年 1月10日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
---	--



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 平成29年度定期監査の結果報告書

〔財産〕	17	〔財産〕	17
(1) 公有財産台帳の管理が適正でなかったもの	17	(1) 公有財産台帳の管理が適正でなかったもの	17
【総務部】	18	【総務部】	18
1 財務に関する事項	18	1 財務に関する事項	18
〔収入〕	18	〔収入〕	18
(1) 徴収に努力を要するもの	18	(1) 徴収に努力を要するもの	18
〔財産〕	18	〔財産〕	18
(1) ICカードの亡失損傷報告書を提出していなかったもの	18	(1) ICカードの亡失損傷報告書を提出していなかったもの	18
【子ども生活福祉部】	18	【子ども生活福祉部】	18
1 財務に関する事項	18	1 財務に関する事項	18
〔収入〕	18	〔収入〕	18
(1) 徴収に努力を要するもの	18	(1) 徴収に努力を要するもの	18
〔支出〕	19	〔支出〕	19
(1) 給与が不足払いとなっていたもの	19	(1) 給与が不足払いとなっていたもの	19
〔契約〕	19	〔契約〕	19
(1) 契約事務が適正でなかったもの	19	(1) 契約事務が適正でなかったもの	19
(2) 履行確認が適正でなかったもの	19	(2) 履行確認が適正でなかったもの	19
【保健医療部】	19	【保健医療部】	19
1 財務に関する事項	19	1 財務に関する事項	19
〔契約〕	19	〔契約〕	19
(1) 予定価格に係る事務が適正でなかったもの	19	(1) 予定価格に係る事務が適正でなかったもの	19
(2) 入札手続が適正でなかったもの	19	(2) 入札手続が適正でなかったもの	19
(3) 契約事務が適正でなかったもの	19	(3) 契約事務が適正でなかったもの	19
〔財産〕	19	〔財産〕	19
(1) 備品台帳の管理が適正でなかったもの	19	(1) 備品台帳の管理が適正でなかったもの	19
(2) 公有財産台帳の管理が適正でなかったもの	20	(2) 公有財産台帳の管理が適正でなかったもの	20
【農林水産部】	20	【農林水産部】	20
1 財務に関する事項	20	1 財務に関する事項	20
〔収入〕	20	〔収入〕	20
(1) 徴収に努力を要するもの	20	(1) 徴収に努力を要するもの	20
〔支出〕	20	〔支出〕	20
(1) 給与が過不足払いとなっていたもの	20	(1) 給与が過不足払いとなっていたもの	20
(2) 給与の支給事務が適正でなかったもの	21	(2) 給与の支給事務が適正でなかったもの	21
〔契約〕	21	〔契約〕	21
(1) 予定価格に係る事務が適正でなかったもの	21	(1) 予定価格に係る事務が適正でなかったもの	21
(2) 契約書を作成していなかったもの	21	(2) 契約書を作成していなかったもの	21
第1 監査の概要	1	第1 監査の概要	1
1 監査対象年度	1	1 監査対象年度	1
2 監査の実施方法及び実施方針	1	2 監査の実施方法及び実施方針	1
3 監査実施機関数及び実施状況	2	3 監査実施機関数及び実施状況	2
第2 監査の結果	7	第2 監査の結果	7
1 財務に関する事項	7	1 財務に関する事項	7
2 事務に関する事項	10	2 事務に関する事項	10
3 部局別指摘件数	11	3 部局別指摘件数	11
第3 監査所見	12	第3 監査所見	12
1 収入事務の適正化について	12	1 収入事務の適正化について	12
2 支出事務の適正化について	13	2 支出事務の適正化について	13
3 契約事務の適正化について	14	3 契約事務の適正化について	14
4 財産管理の適正化について	14	4 財産管理の適正化について	14
5 その他の財務事務について	15	5 その他の財務事務について	15
6 事務処理の適正化について	15	6 事務処理の適正化について	15
第4 部局別の指摘事項	16	第4 部局別の指摘事項	16
【各局共通】	16	【各局共通】	16
1 財務に関する事項	16	1 財務に関する事項	16
〔収入〕	16	〔収入〕	16
(1) 証紙収納に係る事務が適正でなかったもの	16	(1) 証紙収納に係る事務が適正でなかったもの	16
〔支出〕	16	〔支出〕	16
(1) 支出負担行為書の作成時期が適正でなかったもの	16	(1) 支出負担行為書の作成時期が適正でなかったもの	16
〔契約〕	16	〔契約〕	16
(1) 契約に定める手続が適正でなかったもの	16	(1) 契約に定める手続が適正でなかったもの	16
〔その他〕	17	〔その他〕	17
(1) 証拠書類に係る記載用具が適正でなかったもの	17	(1) 証拠書類に係る記載用具が適正でなかったもの	17
【知事公室】	17	【知事公室】	17
1 財務に関する事項	17	1 財務に関する事項	17
〔支出〕	17	〔支出〕	17
(1) 給与が不足払いとなっていたもの	17	(1) 給与が不足払いとなっていたもの	17
〔契約〕	17	〔契約〕	17
(1) 予定価格に係る事務が適正でなかったもの	17	(1) 予定価格に係る事務が適正でなかったもの	17

[財 産]	21	[財 産]	24
(1) 物品整理票を貼付していなかったもの	21	(1) 備品台帳の管理が適正でなかったもの	24
(2) 公用車の利活用が図られていなかったもの	21	(2) 被服等貸与の管理が適正でなかったもの	24
(3) 公用車の亡失損傷報告書を提出していなかったもの	21	(3) 公有財産台帳の管理が適正でなかったもの	24
(4) 公有財産台帳の管理が適正でなかったもの	21	<b>【病院事業局】</b>	24
(5) 公舎の管理が適正でなかったもの	21	1 財務に関する事項	24
[その他]	21	[収 入]	24
(1) 公費と私費の区分が適正でなかったもの	21	(1) 医業未収金の徴収に努力を要するもの	24
(2) 不適正な事務処理が多数あったもの	22	(2) 現金収納に係る事務が適正でなかったもの	25
<b>【商工労働部】</b>	22	[支 出]	25
1 財務に関する事項	22	(1) 給与が過不足払いとなっていたもの	25
[収 入]	22	(2) 手当の事後確認が適正でなかったもの	25
(1) 徴収に努力を要するもの	22	(3) 報酬が不足払いとなっていたもの	25
[契 約]	22	(4) 資金前渡による支出事務が適正でなかったもの	25
(1) 契約事務が適正でなかったもの	22	(5) 執行予定額を上回って支出していたもの	26
[財 産]	22	(6) その他支出事務が適正でなかったもの	26
(1) 物品処分に係る一連の事務処理が適正でなかったもの	22	[契 約]	26
[その他]	23	(1) 契約方法について改善を要するもの	26
(1) 単価契約に係る事務処理が適正でなかったもの	23	(2) 契約事務が適正でなかったもの	26
<b>【文化観光スポーツ部】</b>	23	(3) 契約書を作成していなかったもの	26
1 財務に関する事項	23	(4) 履行確認が適正でなかったもの	26
[契 約]	23	[財 産]	26
(1) 委託業務の仕様等に改善を要するもの	23	(1) 被服等貸与の管理が適正でなかったもの	26
(2) 物品購入に係る一連の事務処理が適正でなかったもの	23	[その他]	26
[財 産]	23	(1) 預り金の管理に改善を要するもの	26
(1) 物品の処分手続が適正でなかったもの	23	(2) 支出負担行為を整理する時期について改善を要するもの	27
<b>【土木建築部】</b>	23	<b>【教育庁】</b>	27
1 財務に関する事項	23	1 財務に関する事項	27
[収 入]	23	[支 出]	27
(1) 徴収に努力を要するもの	23	(1) 給与が過払いとなっていたもの	27
(2) 調定事務が適正でなかったもの	23	(2) 報酬の支給事務が適正でなかったもの	27
(3) 現金収納に係る事務が適正でなかったもの	24	[契 約]	27
(4) 債権管理が適正でなかったもの	24	(1) 入札手続が適正でなかったもの	27
(5) 徴収に係る一連の事務処理が適正でなかったもの	24	(2) 契約方法について改善を要するもの	27
[支 出]	24	(3) 契約事務が適正でなかったもの	28
(1) 給与が過払いとなっていたもの	24		

2	事務に関する事項	28
	[勤務管理]	28
	(1) 勤務管理が適正でなかったもの	28
	[事務決裁]	28
	(1) 事務決裁が適正でなかったもの	28
	【警察本部】	28
1	財務に関する事項	28
	[支出]	28
	(1) 給与が過払いとなっていたもの	28
	(2) 執行予定額を上回って支出していたもの	28
	[契約]	28
	(1) 契約書を作成していなかったもの	28

<工事等に関する事項>

第1	監査の概要	29
1	監査対象	29
2	監査期間	29
3	監査の方法及び着眼点	29
4	監査の実施状況	29
第2	監査の結果及び所見	31
1	設計等の確認に改善を要するもの	31
2	計画・施工・検査等で改善を要するもの	32
3	安全・安心への配慮が必要なもの	33
4	施設の改修が必要なもの	34

<財務・事務に関する事項>

第1 監査の概要

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査を実施するとともに、併せて、同条第2項の規定により、県の事務の執行について監査を実施した。

監査の概要は次のとおりである。

1 監査対象年度

平成29年度

2 監査の実施方法及び実施方針

(1) 監査の実施方法

監査は、次に掲げる方法により実施した。

ア 実地監査

監査対象機関に出向き、関係書類や事務、事業等の実態を調査し、併せて関係職員から説明を聴取する方法により実施した。

イ 書面監査

監査対象機関に関係書類の提出を求め、必要に応じて関係職員から説明を聴取する方法により実施した。

(2) 監査の実施方針

監査を実施するに当たっては、予算の執行及び財産の管理などが適正に行われているかという合規性の観点から検証するとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるよう事務運営がなされているかという経済性・効率性の観点及び事務事業が所期の目的を達成しているかという有効性の観点にも留意して実施した。

また、監査の重点事項を次のとおり定めて実施した。

ア 財務に関する事項

- (イ) 未収金の債権管理について
- (ロ) 調定等を行っていない債権について
- (ハ) 備品の適正な管理について



3 監査実施機関数及び実施状況

(1) 監査実施機関数

部局別の監査対象機関数及び監査実施機関数は次のとおりである。

部局名	監査対象機関数	監査実施機関数	左の内訳	
			実地監査	書面監査
知事公室	6	6	6	0
総務部	17	17	16	1
企画部	8	8	8	0
環境部	6	6	5	1
子ども生活福祉部	20	20	20	0
保健医療部	16	16	15	1
農林水産部	43	43	41	2
商工労働部	13	13	12	1
文化観光スポーツ部	9	9	9	0
土木建築部	22	22	22	0
出納事務局	2	2	2	0
企業局	9	9	7	2
病院事務局	7	7	7	0
議会事務局	1	1	1	0
教育庁	102	102	58	44
警察本部	46	46	39	7
その他の行政委員会事務局	7	7	7	0
合計	334	334	275	59

(2) 実地監査の実施状況  
実地監査の実施機関は、次のとおりである。  
実地監査は、平成30年1月17日から同年8月22日までの間で実施した。

監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日
知事公室	平成30年7月10日、17日～18日	計量検定所	平成30年4月20日
本庁各課	" 8月20日	平和祈念資料館	" 5月23日
消防学校	" 3月1日	本庁各課	" 4月18日
本庁各課	" 4月12日	本庁各課	平成30年6月8、12日～13日
本庁各課	平成30年7月11～13日	本庁各課	" 7月31日
総務事務所各課	" 8月7日	看護大学	" 5月11日
宮古事務所各課	" 6月19～21日	衛生環境研究所	" 6月22日
八重山事務所各課	" 5月22～23日	中央食肉衛生検査所	" 3月13日
自治研修所	" 6月8日	北部食肉衛生検査所	" 4月13日
名護県税事務所	" 5月15～16日	北部保健所	" 3月14日
コザ県税事務所	" 6月13日	中部保健所	" 4月25日
那覇県税事務所	" 3月6日	八重山保健所	" 3月14日
自動車税事務所	" 4月27日	本庁各課	" 4月27日
企画部 本庁各課	" 4月26日	本庁各課	" 2月6日
環境部 本庁各課	" 5月10日	本庁各課	" 3月26日
本庁各課	" 6月6日	本庁各課	" 3月14日
北部福祉事務所	" 6月15日	本庁各課	" 2月22日
中部福祉事務所	" 7月10日	本庁各課	" 3月13日
南部福祉事務所	平成30年7月3～6日	本庁各課	" 5月25日
宮古福祉事務所	" 8月13日	本庁各課	" 6月13日
八重山福祉事務所	平成30年7月19～20日	本庁各課	" 5月17日
女性相談所	" 8月14日	本庁各課	" 6月11日
若夏学院	平成30年7月24～27日	本庁各課	平成30年7月10～13日
コザ児童相談所	" 8月20日	本庁各課	" 8月13日
中央児童相談所	" 3月13日	北部農林水産振興センター各課	" 2月20～23日
身体障害者更生相談所(知的障害者更生相談所)	" 4月25日	宮古農林水産振興センター各課	" 3月28日
	" 3月8日	八重山農林水産振興センター各課	" 5月22～25日
	" 4月27日	農業研究センター	" 6月13日
	" 2月22日	農業研究センター	" 5月15～18日
	" 3月12日	農業研究センター	" 6月11日
	" 5月24日	農業研究センター	" 3月13日
	" 6月18日	農業研究センター	" 4月18日
	" 5月18日	農業研究センター	" 4月24日
	" 6月25日	農業研究センター	" 4月24日
	" 3月9日	農業研究センター	" 5月11日
	" 4月23日	農業研究センター	" 5月22日
	" 3月7日	農業研究センター	" 6月7日
	" 5月9日	農業研究センター	" 5月15日
	" 4月18日	農業研究センター	" 6月5日
	" 5月25日	農業研究センター	" 2月7日、3月20日
	" 5月11日	農業研究センター	" 3月9日
	" 6月6日	農業研究センター	" 2月6日
	" 3月2日	農業研究センター	" 3月28日
	" 4月19日	農業研究センター	" 2月28日
		農業研究センター	" 3月15日
		農業研究センター	" 5月16日
		農業研究センター	" 6月5日

監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日
中央卸売市場	平成30年3月1日 " 4月24日	八重山土木事務所	平成30年5月29～30日 " 6月13日
病害虫防除技術センター	" 3月8日 " 4月26日	下地島空港管理事務所	" 5月23日 " 6月7日
中部農業改良普及センター	" 3月7日 " 4月12日	都市モノ・レール建設事務所	" 4月19日 " 5月15日
南部農業改良普及センター	" 3月8日 " 4月19日	下水道事務所	" 4月19日 " 5月24日
農業大学校	" 4月24日 " 5月11日	出納事務局	平成30年7月6日 " 7月27日
中央家畜保健衛生所	" 3月14日 " 4月27日	本庁各課	平成30年6月5～7日 " 7月23日
家畜改良センター	" 2月21日 " 3月14日	石川浄水管理事務所	" 2月20日 " 3月28日
中部農林土木事務所	" 4月26～27日 " 5月17日	西原浄水管理事務所	" 2月21日
南部農林土木事務所	" 4月24～25日 " 5月23日	水質管理事務所	" 2月20日 " 3月28日
南部林業事務所	" 3月2日 " 4月13日	県立病院課	平成30年7月3～4日 " 8月21日
栽培漁業センター	" 4月27日 " 5月18日	北部病院	" 5月30日～6月1日 " 7月4日
本庁各課	平成30年7月3～6日 " 7月31日	中部病院	" 6月19～21日 " 7月24日
工業技術センター	" 3月6日 " 4月20日	南部医療センター・こども医療センター	" 6月5～7日 " 7月11日
工芸振興センター	" 3月6日 " 4月19日	精和病院	" 5月31日～6月1日 " 6月18日
具志川職業能力開発校	" 3月7日 " 4月20日	宮古病院	" 6月26～27日 " 7月24日
浦添職業能力開発校	" 3月1日 " 4月24日	八重山病院	" 5月31日～6月1日 " 6月25日
本庁各課	平成30年6月8日、6月12～13日 " 7月27日	議会事務局	平成30年6月7日 " 8月22日
芸術大学	" 5月10日 " 6月8日		
博物館・美術館	" 2月2日 " 3月1日		
本庁各課	平成30年7月24～27日 " 8月16日		
北部土木事務所	" 4月17～18日 " 5月10日		
中部土木事務所	" 5月10～11日 " 6月4日		
南部土木事務所	" 5月29～30日 " 6月22日		
宮古土木事務所	" 5月24～25日 " 6月18日		

監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日
本庁各課	平成30年7月17～20日 " 8月14日	北部農林高等学校	平成30年2月9日 " 3月26日
国頭教育事務所	" 2月22日 " 3月14日	南部農林高等学校	" 1月23日 " 2月22日
中頭教育事務所	" 1月30日 " 2月7日	美来工科高等学校	" 1月26日
那覇教育事務所	" 1月25日 " 2月21日	沖縄工業高等学校	" 1月23日 " 2月6日
島尻教育事務所	" 1月30日 " 2月21日	浦添工業高等学校	" 1月18日 " 2月8日
宮古教育事務所	" 2月15日 " 3月14日	中部商業高等学校	" 1月24日 " 2月8日
八重山教育事務所	" 2月15日 " 3月6日	南部商業高等学校	" 1月19日 " 2月27日
総合教育センター	" 1月25～26日 " 2月26日	浦添商業高等学校	" 1月31日 " 2月13日
離島児童生徒支援センター	" 3月9日 " 4月23日	具志川商業高等学校	" 1月23日 " 2月26日
辺土名高等学校	" 2月9日	球陽高等学校	" 1月23日 " 2月7日
北山高等学校	" 2月7日 " 3月9日	球陽中学校	" 1月23日 " 2月7日
名護高等学校	" 2月8日	宮古高等学校	" 2月16日
宜野座高等学校	" 2月9日	宮古工業高等学校	" 2月16日 " 3月13日
石川高等学校	" 1月31日 " 2月15日	伊良部高等学校	" 2月15日 " 3月13日
読谷高等学校	" 1月30日 " 2月15日	名護商工高等学校	" 2月8日 " 3月28日
普天間高等学校	" 2月1日	那覇特別支援学校	" 1月24日 " 2月8日
普里高等学校	" 2月1日	宮古特別支援学校	" 2月14日
真和志高等学校	" 1月19日 " 2月5日	島尻特別支援学校	" 1月31日 " 2月27日
小禄高等学校	" 1月24日 " 2月8日	八重山特別支援学校	" 2月16日 " 3月5日
陽明高等学校	" 1月17日 " 2月6日	森川特別支援学校	" 2月2日 " 3月12日
与勝高等学校	" 1月17日 " 1月31日	泡瀬特別支援学校	" 1月19日
与勝緑が丘中学校	" 1月17日 " 1月31日	桜野特別支援学校	" 2月7日 " 3月12日
具志川高等学校	" 1月18日 " 1月31日	西崎特別支援学校	" 1月18日 " 2月5日
薪手納高等学校	" 1月17日 " 2月7日	やえせ高等支援学校	" 1月19日 " 2月27日
普里東高等学校	" 2月2日	陽明高等支援学校	" 1月17日 " 2月6日

監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日
本部各課	平成30年6月26日～29日 " 8月2日	監査委員事務局	平成30年6月15日
豊見城警察署	" 2月28日	人事委員会事務局	平成30年6月9日 " 8月21日
糸満警察署	" 2月27日 " 3月15日	労働委員会事務局	平成30年6月28日 " 8月7日
与那原警察署	" 2月27日	選挙管理委員会	平成30年7月3日 " 8月13日
沖縄警察署	" 2月1日 " 3月1日	湘区漁業調整委員会事務局	平成30年7月13日 " 8月13日
うるま警察署	" 2月28日	内水面漁場管理委員会事務局	平成30年7月13日 " 8月13日
石川警察署	" 2月27日 " 3月13日	収用委員会事務局	平成30年7月26日 " 8月16日
名護警察署	" 2月8日 " 3月13日		
本部警察署	" 2月6日 " 3月12日		

注：1 監査対象機関は、平成30年4月1日現在で表記している。  
2 監査実施期日欄の日付が二段書きのものは、下段が監査委員が監査対象機関に出向き実地監査を行った日である。

(3) 書面監査の実施状況

書面監査の実施機関は、次のとおりである。  
書面監査は、平成30年8月8日から同月31日までの間で実施した。

部署名	監査実施機関
総務部	東京事務所
環境部	動物愛護管理センター
保健医療部	総合精神保健福祉センター
農林水産部	海洋深層水研究所 畜産衛生試験場
商工労働部	大阪事務所
企業局	久志浄水管理事務所 北谷浄水管理事務所
教育庁	県立図書館 埋蔵文化財センター 本郷高等学校 前原高等学校 コザ高等学校 浦添高等学校 那覇高等学校 豊見城高等学校 南風原高等学校 知念高等学校 糸満高等学校 西原高等学校 北谷高等学校 那覇西高等学校 那覇国際高等学校 中部農林高等学校 那覇工業高等学校 南部工業高等学校 那覇商業高等学校 沖繩水産高等学校 八重山農林高等学校 久米島高等学校 沖繩水産高等学校 開邦高等学校 向陽高等学校 宮古総合実業高等学校 泊高高等学校 八重山商工高等学校 美咲特別支援学校 大平特別支援学校 沖繩言語学校 沖繩ろう学校 美咲特別支援学校 名護特別支援学校 鏡が丘特別支援学校(浦添分校) 大平特別支援学校 沖繩高等特別支援学校 中部農林高等支援学校 南風原高等支援学校
警察本部	警察学校 那覇警察署 浦添警察署 宜野湾警察署 嘉手納警察署 宮古島警察署 八重山警察署

第2 監査の結果

監査の結果、各機関における財務及び事務についてはおおむね適正に処理されていると認められたが、一部について、是正・改善を要するものを指摘事項として掲記した。

指摘事項の概要は、次のとおりである。

なお、指摘事項の詳細については、「第4 部局別の指摘事項」に記述している。

1 財務に関する事項

(1) 収入に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
徴収に努力を要するもの	16	税務課 名護県税事務所 コザ県税事務所 那覇県税事務所 自動車税事務所 宮古事務所 八重山事務所 国税課 管財課 福祉政策課 青少年・子ども家庭課 福祉事務所 中部福祉事務所 南部福祉事務所 宮古福祉事務所 八重山福祉事務所 農政経済課 水産課 中小企業支援課 企業立地推進課 情報産業振興課 住宅課 中部土木事務所 (22機関)
医薬未収金の徴収に努力を要するもの	1	県立病院課 北部病院 中部病院 南部医療センター・こども医療センター 精和病院 宮古病院 八重山病院 (7機関)
調定事務が適正でなかったもの	1	宮古土木事務所 (1機関)
現金収納に係る事務が適正でなかったもの	2	中部土木事務所 八重山病院 (2機関)
証紙収納に係る事務が適正でなかったもの (各部局共通)	1	総務私学課 看護大学 中部農林土木事務所 労働政策課 中部土木事務所 (5機関)
債権管理が適正でなかったもの	1	中部土木事務所 (1機関)
徴収に係る一連の事務処理が適正でなかったもの	1	中部土木事務所 (1機関)
計	23	(39機関)

(2) 支出に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
支出負担行為書の作成時期が適正でなかったもの (各部局共通)	1	広報課 防災危機管理課 保健医療総務課 看護大学 糖業農産課 南部農林土木事務所 企業立地推進課 観光振興課 芸術大学 博物館・美術館 港湾課 県立学校教育課 義務教育課 宮古島警察署 八重山警察署 (15機関)

指摘の内容	件数	機関名
給与が過不足払いとなっていたもの	15	消防学校 宮古福祉事務所 畜産課 畜産研究センター 南部農業改良普及センター 栽培漁業センター 港湾課 北部病院 南部医療センター・こども医療センター 具志川商業高等学校 首里東高等学校 与那原警察署 (12機関)
給与の支給事務が適正でなかったもの	2	宮古農林水産振興センター 中部農林土木事務所 (2機関)
手当の事後確認が適正でなかったもの	1	北部病院 (1機関)
報酬が不足払いとなっていたもの	1	北部病院 (1機関)
報酬の支給事務が適正でなかったもの	1	八重山教育事務所 (1機関)
資金前渡による支出事務が適正でなかったもの	3	中部病院 宮古病院 (2機関)
執行予定額を上回って支出していたもの	4	中部病院 組織犯罪対策課 交通規制課 うるま警察署 (4機関)
その他支出事務が適正でなかったもの	1	八重山病院 (1機関)
計	29	(39機関)

(3) 契約に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
予定価格に係る事務が適正でなかったもの	3	消防学校 八重山保健所 海洋深層水研究所 (3機関)
入札手続が適正でなかったもの	2	看護大学 八重山特別支援学校 (2機関)
委託業務の仕様等に改善を要するもの	1	空手振興課 (1機関)
契約方法について改善を要するもの	4	中部病院 八重山病院 球陽高等学校 球陽中学校 (4機関)
契約事務が適正でなかったもの	6	南部福祉事務所 南部保健所 雇用政策課 中部病院 八重山病院 総合教育センター (6機関)
契約書を作成していなかったもの	3	中央卸売市場 中部病院 豊見城警察署 (3機関)

指摘の内容	件数	機関名
契約に定める手続が適正でなかったもの (各部局共通)	1	高齢者福祉介護課 障害福祉課 健康長寿課 観光振興課 工業技術センター (5機関)
履行確認が適正でなかったもの	2	障害福祉課 八重山病院 (2機関)
物品購入に係る一連の事務処理が適正でなかったもの	1	芸術大学 (1機関)
計	23	(27機関)

(4) 財産に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
備品台帳の管理が適正でなかったもの	2	衛生薬務課 住宅課 (2機関)
物品整理票を貼付していなかったもの	1	家畜改良センター (1機関)
被服等貸与の管理が適正でなかったもの	2	施設建築課 八重山病院 (2機関)
公用車の利活用が図られていなかったもの	1	中部農林土木事務所 (1機関)
I Cカードの亡失損傷報告書を提出していなかったもの	1	東京事務所 (1機関)
公用車の亡失損傷報告書を提出していなかったもの	1	畜産課 (1機関)
物品の処分手続が適正でなかったもの	1	芸術大学 (1機関)
物品処分に係る一連の事務処理が適正でなかったもの	1	具志川職業能力開発校 (1機関)
公有財産台帳の管理が適正でなかったもの	4	消防学校 保健医療総務課 南部農業改良普及センター 空港課 (4機関)
公舎の管理が適正でなかったもの	1	畜産研究センター (1機関)
計	15	(15機関)

(5) その他

指摘の内容	件数	機関名
証拠書類に係る記載用具が適正でなかったもの (各部局共通)	1	秘書課 障害福祉課 ものづくり振興課 雇用政策課 空港課 (5機関)

指摘の内容	件数	機関名
単価契約に係る事務処理が適正でなかったもの	1	アジア経済戦略課 (1機関)
預り金の管理に改善を要するもの	2	中部病院 南部医療センター・こども医療センター (2機関)
支出負担行為を整理する時期について改善を要するもの	1	県立病院課 (1機関)
公費と私費の区分が適正でなかったもの	1	農業大学校 (1機関)
不適正な事務処理が多数あったもの	1	畜産研究センター (1機関)
計	7	(11機関)

## 2 事務に関する事項

指摘の内容	件数	機関名
勤務管理が適正でなかったもの	2	国頭教育事務所 八重山教育事務所 (2機関)
事務決裁が適正でなかったもの	3	辺土名高等学校 嘉手納高等学校 名護商工高等学校 (3機関)
計	5	(5機関)

## 3 部局別指摘件数

部局別の指摘件数は、次のとおりである。

部局名	財務に関する事項						事務に関する事項			合計		
	予算	収入	支出	契約	工事	財産	計	その他	計	H29	H28	
										増	減	
知事公室			1	1		1	3			3	1	2
総務部		3				1	4			4	12	△8
企画部							0			0	0	0
環境部							0			0	1	△1
子ども生活福祉部		4	1	2			7			7	10	△3
保健医療部				3		2	5			5	5	0
農林水産部		2	7	2		5	18	2		18	17	1
商工労働部		4		1		1	7	1		7	4	3
文化観光スポーツ部				2		1	3			3	6	△3
土木建築部		7	1			3	11			11	12	△1
出納事務局							0			0	0	0
企業局							0			0	1	△1
病院事務局		2	11	6		1	23	3		23	22	1
議会事務局							0			0	0	0
教育庁			3	4			7			7	5	2
警察本部			4	1			5			5	1	4
その他の行政委員会事務局							0			0	0	0
各部局共通	0	1	1	1			4	1		4	2	2
H29	0	23	29	23	0	15	97	7		102		
H28	3	16	47	29	1	15	112	1		116		
増減	△3	7	△18	△6	△1	0	△15	6		△14		

なお、指摘件数の多い部局は、次のとおりとなっている。

病院事務 : 23件 (前年度比 1件増)  
 農林水産部 : 18件 (前年度比 1件増)  
 教育庁 : 12件 (前年度比 10件減)  
 土木建築部 : 11件 (前年度比 1件減)  
 子ども生活福祉部 : 7件 (前年度比 3件減)  
 商工労働部 : 7件 (前年度比 3件増)

### 第3 監査所見

平成29年度における監査結果において、財務及び事務についてはおおむね適正に処理されていると認められたが、一部に沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号。以下「財務規則」という。）に基づかない事務処理等が依然として見られた。

財務規則は、地方自治法等と併せて、県における財務事務の公正性と能率的な運営を確保する上で必要な手続等を規定したものであり、職員にあっては財務規則等の理解及び遵守に留意し、職務を遂行しなければならぬ。

管理職員及び出納員等においては、会計事務が法令等に適合しているかの確認及び指導を徹底すると共に、部局主務課においては、財務規則に定められた手続が適正に行われるよう職員相互のチェック体制の構築を図っていただきたい。また、指導監督にあたる管理者等への研修等、各種研修の充実強化を図り内部統制機能の強化に努めていただきたい。

特に県立病院においては、昨年度に引き続き契約事務や各種手当に係る基本的な事務において不適切な事務処理が多く確認された。各県立病院においては地方公営企業法（昭和27年法律第292号）等に基づき、多岐にわたる業務を行っていることから、財務規則に加え、病院事業局の独自規程に関する研修や事務指導の強化等についても併せて取り組んでいただきたい。その他、組織体制の見直し等、膨大となっている事務量を適正に処理するための抜本的かつ効果的な方策を組織として検討していただきたい。

これらを踏まえ、各部局等においては、特に次の点に留意して是正・改善に取り組んでいただきたい。

#### 1 収入事務の適正化について

##### (1) 収入未済額の縮減等について

一般会計の収入未済額は35億1,032万円で、景気の拡大により県税の調定額が増えたこと等から、前年度より1億6,354万円（4.9%）増加している。

特別会計の収入未済額は43億9,470万円で、前年度より1億5,781万円（3.5%）減少している。病院事業会計の医業未収金（個人負担分）は18億6,059万円で、前年度より737万円（3.9%）減少している。

収入未済額の縮減は、住民負担の公平性と財源確保の観点から極めて重要な課題である。収入未済額については、滞納者の実態把握に努め適切な債権管理を行うとともに、市町村、福祉部門等との連携強化や指定管理者の指導・連携を図るなど、効率的な徴収対策を講ずることにより、引き続きその縮減と発生防止に努めていた

いただきたい。

また、債権管理の事務処理に当たっては、関連法令の知識と債権管理の手法に関する実務的知識が必要なことから、会議や研修等の充実強化を図り、職員の債権管理能力の向上に努めていただきたい。

##### (2) 証紙収納事務について

証紙収納にかかる事務について、証紙に消印がないもの、証紙への消印が遅れていたもの、申請書から証紙を分離して保管していたもの等、証紙収納に係る事務が適正でない事例が多く見られた。このため、証紙条例施行規則（昭和48年2月7日規則第13号）等に基づく適正な処理を図り、併せて、複数職員によるチェック体制の確保に努めていただきたい。

#### 2 支出事務の適正化について

##### (1) 給与の支出事務について

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなく、過不足払いとなっていたものが21件合計2,166,556円（過払い額1,243,594円、不足払い額922,962円）あった。

知事部局等職員の諸手当に関して、総務事務センターへ移管された事務については、指摘件数は減少傾向にあるが、各部局で所管する期末手当及び勤労手当等の事務については依然として支給誤りが多く見られる。

このため、研修等による担当者への給与制度の周知強化や、指導監督にあたる管理者等への給与事務のチェックポイントの研修等、効果的な対策を検討していただきたい。

##### (2) その他の支出事務について

予算を執行する際は決裁を受けた金額を超えてはならないが、単価契約について決裁額を上回る金額で支出していたものが多く見られた。適宜執行状況を確認し、超過が見込まれる場合には決裁権者の決裁を得てから支出することを徹底していただきたい。

また、資金前渡の精算が遅れていたもの、職員個人が立替払いをしていたものがあった。資金前渡の取扱については、財務規則に基づき適正に行っていただきたい。更に、県立病院においては、本庁が所管する規程及び通知の不備が原因で事務処理が不適切となっていると考えられるものがあった。規程及び通知の見直しを行い、

その周知徹底及び指導の強化を図っていただきたい。

### 3 契約事務の適正化について

#### (1) 支出負担行為について

支出負担行為の決議の時期が大幅に遅れていたものや、出納機関への合議を行っていないものが依然として多く見られた。

度重なる指摘にもかかわらずこのような事務処理が減少しない理由の一つに、この指摘が単なるシステムへの入力遅れと理解されやすいことにあるのではないかと思われる。

支出負担行為は、普通地方公共団体の支出の原因となる契約その他の行為である。当該行為の決議を行わないまま受託が見込まれる者へ業務を命じ、或いは適正な審査を経ずに事実上の契約等に至った場合、その相手方や県に損失を与える恐れがあることを厳に自覚し改める必要がある。

#### (2) その他契約事務について

予定価格調書を作成していなかったもの、見積書を取っていないなかったもの、履行確認を十分にしていなかったもの、契約書の作成等をしていなかったものなどがあった。

また、委託業務について、企画競争型随意契約に係る選考委員が役員を勤める団体に對し、受託業者が業務の一部を再委託していたものがあった。契約相手の選考に当たって、再委託を含む委託業務の関係について、透明性・公平性等の確保に留意する必要がある。

更に、指名競争入札において、入札者が一者の場合は入札そのものが不調となり再度入札を行う必要があるが、一般競争入札の例にならない一者と随意契約を締結していたものがあった。

関係法令及び財務関係諸規程の周知を図り、適正な事務処理を行う必要がある。

### 4 財産管理の適正化について

備品登録をしていなかったもの、公有財産台帳に登録していなかったもの、被服等貸与整理簿を作成していなかったもの、亡失損傷報告書を提出していなかったもの、物品処分同をせずに物品を処分していたものがあった。県有財産は貴重な行政資源であることから、沖縄県公有財産規則（昭和47年沖縄県規則第3号）及び財務規則等に基づき、適正な管理に努めていただきたい。

### 5 その他の財務事務について

証拠書類は鉛筆その他消えやすいものを用いて記載してはならないとされているが、予定価格調書の作成、切手等の受払簿の記載について、いわゆる「消せるボールペン」を使用していたものがあった。消せるボールペンの使用については、容易に文書が改ざんされるおそれがあり、公文書の作成に認められないものであるので十分に留意していただきたい。

### 6 事務処理の適正化について

県立学校において、在学証明及び卒業証明書の発行に関して、決裁を受けずに処理していたものがあった。関係する規程、通知文等を確認した上で、明確な根拠に基づいて事務処理を行う必要がある。

#### 第4 部局別の指摘事項

##### 【各部局共通】

#### 1 財務に関する事項

##### 〔収入〕

#### (1) 証紙収納に係る事務が適正でなかったもの

- ア 証紙に消印が押されていなかったもの
- ・ 保健医療部（看護大学）
  - ・ 土木建築部（中部土木事務所）

#### イ 証紙の消印が遅れて押されていたもの

- ・ 総務部（総務私学課）
- ・ 保健医療部（看護大学）
- ・ 商工労働部（労働政策課）
- ・ 土木建築部（中部土木事務所）

#### ウ 証紙収納簿の登記が誤っていたもの

- ・ 土木建築部（中部土木事務所）

#### エ 誤って証紙を収納していたもの

- ・ 保健医療部（看護大学）

#### オ 申請書から証紙を分離して保管していたもの

- ・ 農林水産部（中部農林土木事務所）

##### 〔支出〕

#### (1) 支出負担行為書の作成時期が適正でなかったもの

契約を締結するとき又は交付を決定するときは、財務規則で定めた整理区分に従い支出負担行為書の決議が必要であるが、これが大幅に遅れていたもの又は出納機関に合議していなかったものがあつた。

- ・ 知事公室（広報課、防災危機管理課）
- ・ 保健医療部（保健医療総務課、看護大学）
- ・ 農林水産部（糖業農産課、南部農林土木事務所）
- ・ 商工労働部（企業立地推進課）
- ・ 文化観光スポーツ部（観光振興課、芸術大学、博物館・美術館）
- ・ 土木建築部（港湾課）
- ・ 教育庁（県立学校教育課、義務教育課）
- ・ 警察本部（宮古島警察署、八重山警察署）

##### 〔契約〕

#### (1) 契約に定める手続が適正でなかったもの

- ア 実施計画書の提出に係る手続が行われていなかったもの
- ・ 子ども生活福祉部（障害福祉課）
  - ・ 保健医療部（健康長寿課）
  - ・ 商工労働部（工業技術センター）

#### イ 経費の変更に係る手続が行われていなかったもの

- ・ 子ども生活福祉部（高齢者福祉介護課）

#### ウ 業務の再委託に係る手続が行われていなかったもの

- ・ 文化観光スポーツ部（観光振興課）

##### 〔その他〕

#### (1) 証書類に係る記載用具が適正でなかったもの

予定価格調書、郵便切手受払簿等の財務処理に係る関係書類は、鉛筆その他消費しやすいものを用いて記載してはならないが、いわゆる「消せるボールペン」を使用していたものがあつた。

#### ア 予定価格調書、検査調書等に使用していたもの

- ・ 知事公室（秘書課）
- ・ 商工労働部（ものづくり振興課、雇用政策課）

#### イ 郵便切手受払簿、出勤簿等に使用していたもの

- ・ 子ども生活福祉部（障害福祉課）
- ・ 土木建築部（空港課）

##### 【知事公室】

#### 1 財務に関する事項

##### 〔支出〕

#### (1) 給与が不足払いとなっていたもの

時間外勤務手当の支給に当たって、時間外勤務に係る1時間未満の端数処理や月60時間を超えた部分に係る時間数の支給割合を誤ったため、33,150円の不足払いとなっていた。

##### 〔契約〕

#### (1) 予定価格に係る事務が適正でなかったもの

沖縄県消防学校自動車火災報知設備及び非常・業務用放送設備更新業務委託（執行予定額10,800,000円）の契約に当たって、予定価格調書を作成していなかった。（消防学校）

##### 〔財産〕

#### (1) 公有財産台帳の管理が適正でなかったもの

沖縄県模擬消火訓練設備製造設置業務委託により製造し設置した訓練設備（取得金額77,760,000円）について、公有財産台帳に登録していなかった。（消防学校）



【総務部】

1 財務に関する事項

【収入】

(1) 徴収に努力を要するもの

収入未済額が多額となっているものが次のとおりあった。

ア	県税	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
		(円、%)				
	平成29年度	128,358,876,878	126,765,609,156	158,050,803	1,932,195,235	98.8
	平成28年度	124,149,688,349	122,452,429,960	169,267,945	1,804,553,796	98.6
	対前年度比	103.4	103.5	93.4	107.1	-
	(税務課、各県税事務所、自動車税事務所、宮古及び八重山事務所県税課)					
	イ 土地貸付料		44,726,741円	6.1%		
						(管財課)
	ウ 所有者不明土地貸付料		9,796,342円	32.4%		
						4.2%
						(管財課)

【財産】

(1) ICカードの亡失損傷報告書を提出していなかったもの

ICカード乗車券の亡失(金額4,850円)について、亡失損傷報告書を知事に提出していないかった。

【子ども生活福祉部】

1 財務に関する事項

【収入】

(1) 徴収に努力を要するもの

収入未済額が多額となっているものが次のとおりあった。

ア	生活保護費返還金	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
		162,677,183円	57.4%	32.8%
				(福祉政策課、各福祉事務所)
	イ 介護福祉士等修学資金貸付金元利収入	2,197,143円	90.0%	3.3%
				(福祉政策課)
	ウ 母子父子寡婦福祉資金貸付金元利収入	113,686,490円	51.8%	△9.2%
	連約金及び延納利息	1,499,672円	54.5%	△47.8%
				(青少年・子ども家庭課、各福祉事務所)

エ 児童扶養手当返還金 50,429,168円 63.5% 10.8%  
(青少年・子ども家庭課)

【支出】

(1) 給与が不足払いとなっていたもの

期末手当の支給に当たって、産前・産後休暇に引き続き育児休業している職員について、在職期間から休暇の期間を除外したため、97,350円の不足払いとなっていた。(宮古福祉事務所)

【契約】

(1) 契約事務が適正でなかったもの

パソコンの賃貸借契約(契約金額384,912円)について、正規の見積書を徴取せず、参考見積書により契約者を選定していた。また、2者から徴取した参考見積書は条件が異なっていた。(南部福祉事務所)

(2) 履行確認が適正でなかったもの

農福連携マルシェ事業委託(契約金額3,406,000円)について、仕様書に定めている委託内容のうち、アンケートの集計及び今後の展開に資する提案の提出が遅れていた。(障害福祉課)

【保健医療部】

1 財務に関する事項

【契約】

(1) 予定価格に係る事務が適正でなかったもの

公用車の取得(執行予定額1,525,816円)について、予定価格調書を作成していなかった。(八重山保健所)

(2) 入札手続が適正でなかったもの

指名競争入札において入札者が一者しかない場合は、入札そのものが不調となるため再度入札手続を行う必要があるが、沖縄県立看護大学附属図書館閉架書庫整備工事委託(執行予定額12,175,000円)の指名競争入札に当たって、入札者の辞退により一者となったが、再度入札せずに随意契約を締結していた。(看護大学)

(3) 契約事務が適正でなかったもの

業務用自動車の賃貸借契約(契約金額648,000円)について、正規の見積書を徴取せず、参考見積書により契約者を選定していた。(南部保健所)

【財産】

(1) 備品台帳の管理が適正でなかったもの

薬局等を活用した健康情報拠点推進事業委託で取得した全自動血圧計(取得金額1,080,162円)について、備品台帳に登録していなかった。(衛生薬務課)

(2) 公有財産台帳の管理が適正でなかったもの

果の所有する出資による権利について、出資先の沖縄県看護学術振興財団の資本が減少していたが、公有財産台帳を調整していなかった。  
(保健医療総務課)

【農林水産部】

1 財務に関する事項

[収入]

(1) 徴収に努力を要するもの

収入未済額が多額となっているものが次のとおりであった。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
ア 農業改良資金			
貸付金元利収入	338,796,507円	80.1%	△12.9%
連約金及び延納利息	78,818,914円	86.6%	0.0%
			(農政経済課)
イ 沿岸漁業改善資金			
貸付金元利収入	37,905,269円	65.6%	△17.2%
連約金及び延納利息	387,625円	12.4%	△39.4%
			(水産課)

[支出]

(1) 給与が過不足払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなかったため、過不足払いとなっていたものが次のとおりであった。

ア 住居手当の支給に当たって、職員の住居変更の届出遅れによる過払い分の返納について、届出のあった年度のみ戻入処理したため、過年度分243,000円が過払いとなっていた。  
(畜産研究センター)

イ 期末手当の支給に当たって、産後休暇に引き続き育児休業している職員について、在職期間から休暇の期間を除外したため、207,735円の不足払いとなっていた。  
(畜産研究センター)

ウ 期末手当の支給に当たって、基準日以前から引き続き育児休業している職員について、基準日からの休業期間が1ヶ月未満として除算したため、80,706円の過払いとなっていた。  
(畜産課)

エ 期末手当及び勤勉手当の支給に当たって、当該所属に臨時的任用職員として採用される以前に勤務した期間を在職期間に算入していなかったため、176,200円の不足払いとなっていた。  
(南部農業改良普及センター)

オ 時間外勤務手当の支給に当たって、勤務実績の給与システムへの入力を誤った

ため、30,490円の過払いとなっていた  
(栽培漁業センター)

(2) 給与の支給事務が適正でなかったもの

ア 時間外勤務手当の支給に当たって、給与システムへ入力した時間数と時間外勤務命令簿の時間数が異なっていた。  
(宮古農林水産振興センター)

イ 用地等交渉業務に従事している職員について、特殊勤務実績簿が整備されておらず、手当を支給していなかった。  
(中部農林土木事務所)

[契約]

(1) 予定価格に係る事務が適正でなかったもの

放水処理研究施設設置根修繕工事（執行予定額1,500,000円）について、予定価格調書を作成していなかった。  
(海洋深層水研究所)

(2) 契約書を作成していなかったもの

冷蔵庫防熱扉の修繕（契約金額204,120円）について、契約書の作成又は請書を提出させる必要があるが、いずれの手続もされていなかった。  
(中央卸売市場)

[財産]

(1) 物品整理票を貼付していなかったもの

購入した5つの備品（取得金額合計4,292,136円）について、物品整理票を貼付していなかった。  
(家畜改良センター)

(2) 公用車の利活用が図られていなかったもの

故障や車検切れのため使用していない公用車2台について、必要な手続が行われていなかった。  
(中部農林土木事務所)

(3) 公用車の亡失損傷報告書を提出していなかったもの

公用車の損傷について、亡失損傷報告書を知事に提出していなかった。  
(畜産課)

(4) 公有財産台帳の管理が適正でなかったもの

南大東村駐在庁舎の修繕（契約金額1,674,000円）について、公有財産台帳に登録していなかった。  
(南部農業改良普及センター)

(5) 公舎の管理が適正でなかったもの

職員宿舎について、入居の要件を欠く者が入居していた。  
(畜産研究センター)

[その他]

(1) 公費と私費の区分が適正でなかったもの

授業料以外に学生から教材費、給食費、学生寮の維持管理費等として私費（校納金）を徴収しているが、明確な会計区分、処理方法を定めておらず、学生寮の改修工事費について私費（校納金）から支出するなど不適正な管理となっていた。  
(農業大学校)

(2) 不適正な事務処理が多数あったもの

財務に関する事務について、調定漏れ、契約書の未作成、支払いの遅れなど、財務規則等に基づかない不適正な事務処理が多数あり、また管理者等の内部統制機能も十分になかった。

【商工労働部】

1 財務に関する事項

[収入]

(1) 徴収に努力を要するもの

収入未済額が多額となっているものが次のとおりあった。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
ア 小規模企業者等設備導入資金			
貸付金元利収入	3,592,003,781円	92.0%	△2.3%
連約金及び延納利息	50,368,088円	99.3%	△0.7%
			(中小企業支援課)
イ 賃貸工場施設使用料	33,812,326円	8.8%	0.0%
			(企業立地推進課)
ウ 沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区使用料	5,111,419円	1.4%	0.0%
損害金等諸収入	51,241,033円	22.2%	0.0%
			(企業立地推進課)

エ 沖縄情報通信センター

使用料	23,905,291円	30.9%	皆増
雑入(光熱水費)	17,591,640円	18.8%	皆増

(情報産業振興課)

[契約]

(1) 契約事務が適正でなかったもの

ノートパソコンの賃貸借契約(執行予定額41,472円)について、正規の見積書を徴取せず、参考見積書により契約業者を選定していた。

[財産]

(1) 物品処分に係る一連の事務処理が適正でなかったもの

大型特殊グラレーダー等重要備品の売却(売却代金1,620,000円)について、必要な入札手続や契約書の作成を行っていないかった。

(具志川職業能力開発校)

[その他]

(1) 単価契約に係る事務処理が適正でなかったもの

航空コンテナスペースの確保及び関連業務に係る単価契約(執行予定額134,701,000円)について、予定価格調書を作成しておらず、また、執行予定額を上回る金額で支出していた。

(アジア経済戦略課)

【文化観光スポーツ部】

1 財務に関する事項

[契約]

(1) 委託業務の仕様等に改善を要するもの

沖縄空手継承・発展事業の委託業務(契約金額29,000,000円)について、企画競争相型随意契約に係る選考委員が役員を勤める団体に対し、受託業者が業務の一部を再委託していた。

(空手振興課)

(2) 物品購入に係る一連の事務処理が適正でなかったもの

ワーグナーチューバ(執行予定額5,800,000円)の購入について、随意契約とする明確な理由及び契約保証金を免除とする資料が無く、また、契約書を未作成のまま取扱業者へ発注し、購入後の支払いも遅れていた。

(芸術大学)

[財産]

(1) 物品の処分手続が適正でなかったもの

パーソナルコンピューター他22件の備品(台帳価格合計4,044,642円)の処分に当たって、物品処分回いをしていないかった。

(芸術大学)

【土木建築部】

1 財務に関する事項

[収入]

(1) 徴収に努力を要するもの

収入未済額が多額となっているものが次のとおりあった。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
ア 県営住宅使用料	683,393,009円	11.9%	△6.2%
			(住宅課)
イ 県営住宅駐車場使用料	31,109,295円	9.3%	△8.0%
			(住宅課)
ウ 宜野湾港施設使用料	5,450,966円	2.8%	17.8%
			(中部土木事務所)

(2) 調定事務が適正でなかったもの

道路占有料(1件5,540,530円)について、調定金額の誤り及びその後の手続の遅

れにより、1年以上遅れて収納していた。

(宮古土木事務所)

- (3) **現金収納に係る事務が適正でなかったもの**  
納入義務者から現金を直接収納したときは、財務規則で定める領収証を交付しなければならぬが、多目的広場及び庭球場の使用料について、独自に作成した使用料の半券をもって領収証に代えていた。

- (4) **債権管理が適正でなかったもの**  
金武港湾区域使用料及び宜野湾港施設使用料について、納入期限から20日以上経過しているが、財務規則で定める督促状の発行及び滞納整理票の作成が行われていない債権があった。

- (5) **徴収に係る一連の事務処理が適正でなかったもの**  
中城湾港新港地区内野種場の使用許可に基づく占有料(1件89,964円)について、使用開始後に許可しており、また、許可日以前に占有料を測定し、納入期限から20日以上経過して納入通知書を発行していた。

#### [支出]

- (1) **給与が過払いとなっていたもの**  
勤勉手当の支給に当たって、産前・産後休暇に引き続き育児休業している職員2名について、基準日以前6ヶ月の全日勤務しなかったにもかかわらず、在職期間から除算しなかったため、職員Aについては167,144円、職員Bについては149,844円の過払いとなっていた。

#### [財産]

- (1) **備品台帳の管理が適正でなかったもの**  
取得した無線聴機器一式(取得価格3,996,000円)について、備品台帳に登録していないかった。
- (2) **被服等貸与の管理が適正でなかったもの**  
職員に貸与している作業服及び作業靴について、関係規程で定める被服等貸与整理簿を整備していなかった。
- (3) **公有財産台帳の管理が適正でなかったもの**  
購入した土地(取得価格13,999,098円)について、公有財産台帳に登録していなかった。

#### 【病院事業局】

##### 1 財務に関する事項

#### [収入]

- (1) **医業未収金の徴収に努力を要するもの**  
平成29年度末における医業未収金(個人負担分)は、前年度末より7,373,241円(0.4パーセント)減少し1,860,595,014円となっているが、依然として多額となつ

ていた。

(県立病院課、各県立病院)

- (2) **現金収納に係る事務が適正でなかったもの**  
洗濯機・乾燥機の利用に係る現金の収納に当たって、関係規程で定める現金収納報告書が作成されていないかった。

(八重山病院)

#### [支出]

- (1) **給与が過不足払いとなっていたもの**  
職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなかったため、過不足払いとなっていたものが次のとおりあった。

ア 通勤手当の支給に当たって、病気休暇により月の全日勤務しなかったにもかかわらず同手当を支給したため、職員Aについて78,600円、職員Bについて65,000円、職員Cについて46,580円の過払いとなっていた。

イ 期末手当及び勤勉手当の支給に当たって、病気休暇を取得している職員2名について、在職期間から休暇の期間を除算したため、職員Aについて67,678円、職員Bについて192,192円の不足払いとなっていた。

(北部病院)

ウ 勤勉手当の支給に当たって、基準日以前6ヶ月の全日勤務しなかったにもかかわらず、在職期間から除算しなかったため、98,648円の過払いとなっていた。

(南部医療センター・こども医療センター病院)

エ 医師手当の支給に当たって、給与システムへの入力に誤ったため、50,000円の不足払いとなっていた。

(北部病院)

- (2) **手当の事後確認が適正でなかったもの**

現に扶養手当の支給を受けている職員について、手当認定の要件を事後確認していなかった。

(北部病院)

- (3) **報酬が不足払いとなっていたもの**

嘱託員の報酬の支給に当たって、報酬日額を誤って支給したため、105,300円の不足払いとなっていた。

(北部病院)

- (4) **資金前渡による支出事務が適正でなかったもの**

パソコンソフトウェアの購入に当たって、資金前渡できる経費でないが、資金前渡により購入していた。

(中部病院)

イ 学会参加料に係る資金前渡の精算について、1ヶ月以上遅れているものがあった。

(中部病院)

ウ 研修会の受講料等について、資金前渡の手続によらず、職員が受講料を私費で立替払いしていた。

(宮古病院)

**(5) 執行予定額を上回って支出していたもの**

燃料費の支出に係る単価契約について、執行予定額を上回る金額で支出していた。  
(中部病院)

**(6) その他支出事務が適正でなかったもの**

関係規程で入居者の負担と定められている公舎の共益費（清掃費、浄化槽の汚水処理費等）について、病院の費用として支出しているものがあった。  
(八重山病院)

**【契約】**

**(1) 契約方法について改善を要するもの**

ア 透析液供給装置の定期部品交換について、一括契約が可能であるにもかかわらず、請書の提出が省略できる20万円未満に分割して発注していた。  
(中部病院)

イ 血液ガス分析用紙（価格87,480円）及びコピー依頼伝票（価格68,040円）の購入について、一括購入が可能であるにもかかわらず、相見積書が省略できる10万円以下に分割して発注していた。  
(八重山病院)

**(2) 契約事務が適正でなかったもの**

ア 災害時対応パソコンの購入（価格305,316円）及び救急自動車の修繕（費用202,500円）について、正規の見積書を徴取せず、参考見積書により契約者を選定していた。  
(中部病院)

イ 自動精算機ロール紙の購入（価格174,960円）について、2者以上から見積書を徴取せず、1者の見積書により契約業者を選定していた。  
(八重山病院)

**(3) 契約書を作成していなかったもの**

文献管理・論文作成支援ソフトの購入（価格674,122円）について、契約書を作成していなかった。  
(中部病院)

**(4) 履行確認が適正でなかったもの**

食事療養業務委託（契約金額121,824,000円）について、仕様書に定めている従業員への研修教育が実施されていなかった。  
(八重山病院)

**【財産】**

**(1) 被服等貸与の管理が適正でなかったもの**

看護師に貸与している靴について、関係規程で定める被服等貸与整理簿を整備していなかった。  
(八重山病院)

**【その他】**

**(1) 預り金の管理に改善を要するもの**

ア 健康保険料、厚生年金保険料等について、総勘定元帳の差引残高がマイナスと

なっている月があり、また、その他預り金について、内容を確認できない残高があった。  
(中部病院)

イ 公衆電話料金等について、総勘定元帳の差引残高がマイナスとなっている月があり、また、健康保険料及び厚生年金保険料について、毎月の支払い額を上回る残高があった。  
(南部医療センター・こども医療センター)

**(2) 支出負担行為を整理する時期について改善を要するもの**

病院事業局では、医療消耗品及び消耗備品の物品購入に係る支出負担行為として整理する時期について、契約を締結するときではなく、支出命令のときとして運用していた。  
(県立病院課)

**【教育庁】**

**1 財務に関する事項**

**【支出】**

**(1) 給与が過払いとなっていたもの**

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなかったため、過払いとなっていたものが次のとおりあった。

ア 扶養手当の支給に当たって、扶養親族の変更認定後に、改定額を給与システムに入力していなかったため、53,750円の過払いとなっていた。  
(首里東高等学校)

イ 事業所得等のある扶養親族の認定に当たって、総収入から経費実額のみを控除すべきだが、減価償却費等が控除された所得証明書金額で認定したため、260,875円の過払いとなっていた。  
(具志川商業高等学校)

**(2) 報酬の支給事務が適正でなかったもの**

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの報酬について、業務日誌報告の勤務時間数の記載が誤っていた。  
(八重山教育事務所)

**【契約】**

**(1) 入札手続が適正でなかったもの**

指名競争入札において入札者が一者しかない場合は、入札そのものが不調となるため再度入札手続を行う必要があるが、寄宿舎食調理業務等委託（執行予定額3,554,658円）の指名競争入札に当たって、事前に指名業者が辞退表明し、入札者が一者となったが、入札を実施せずに随意契約を締結していた。  
(八重山特別支援学校)

**(2) 契約方法について改善を要するもの**

ア コピー用紙（価格合計237,276円）及びインク等消耗品（価格合計469,800円）の購入について、一括購入が可能であるにも関わらず、相見積書が省略できる10万円以下に分割して発注していた。  
(球陽高等学校)

イ 中学校用消耗品（価格合計107,290円）及び体育授業用消耗品（価格合計162,572円）の購入について、一括購入が可能であるにも関わらず、相見積書が省略できる10万円以下に分割して発注していた。

(3) 契約事務が適正でなかったもの  
沖繩県教育情報ネットワークシステム管理及び機器保守業務委託（契約金額39,023,640円）について、正規の見積書を徴取せず、参考見積書により契約者を選定していた。（総合教育センター）

## 2 事務に関する事項

### 【勤務管理】

(1) 勤務管理が適正でなかったもの  
スクールカウンセラーの勤務について、関係法令等に基づく休憩時間が適正に付与されていないかった。（国頭教育事務所、八重山教育事務所）

### 【事務決裁】

(1) 事務決裁が適正でなかったもの  
在学証明書及び卒業証明書の発行について、関係規程で定める決裁を受けずに事務を処理していた。（辺土名高等学校、嘉手納高等学校、名護商工高等学校）

## 【警察本部】

### 1 財務に関する事項

#### 【支出】

(1) 給与が過払いとなったもの  
勤勉手当の支給に当たって、産前・産後休暇に引き続き育児休業している職員について、基準日以前6ヶ月の全日数勤務しなかったにもかかわらず、在職期間から除算しなかったため、67,635円の過払いとなっていた。（与那原警察署）

(2) 執行予定額を上回って支出していたもの

ア 不当要求防止責任者講習委託に係る単価契約について、執行予定額を上回る金額で支出していた。（組織犯罪対策課）

イ 自動車保管場所関係事務委託に係る単価契約について、執行予定額を上回る金額で支出していた。（交通規制課）

ウ 被置置者健康診断委託に係る単価契約について、執行予定額を上回る金額で支出していた。（うるま警察署）

#### 【契約】

(1) 契約書を作成していなかったもの  
遺失物の売払い（売却代金20万円以上）について、契約書の作成又は請書を提出させる必要があるが、いずれの手続もされていないかった。（豊見城警察署）

## <工事等に関する事項>

### 第1 監査の概要

#### 1 監査対象

- (1) 監査対象年度 平成29年度  
(2) 監査対象機関 土木建築部7機関、農林水産部3機関、企画部1機関、企業局1機関  
(3) 監査対象工事等  
工事については、土木建築部及び企画部並びに企業局は当初請負額5,000万円以上の工事、農林水産部は当初請負額3,000万円以上の工事から37件を抽出し監査対象とした。また、設計委託業務については、当初契約額が2,000万円以上のもので工事を未発注のものから4件を抽出し監査対象とした。

#### 2 監査期間

平成30年4月20日から同年11月30日まで

#### 3 監査の方法及び着眼点

- (1) 監査の方法  
監査は工事の施工及び委託業務が法令等に準拠しているか、経済性、効率性、有効性、安全性等の観点から適正に行われているか、及び契約等の事務手続きは適正であるかについて、関係書類の調査、現場の施工状況の確認を行う方法で実施した。技術面の監査については、工事技術調査業務委託契約に基づき派遣された技術士と共に、工事及び委託業務を担当した職員等から説明を聴取し現場確認を行った。

#### (2) 監査の着眼点

- 監査を実施するに当たっては、監査対象工事及び委託業務の執行について、主に次の点に着目し実施した。  
ア 計画、設計は、適正に行われているか。  
イ 発注前、発注後の手続は、適正に行われているか。  
ウ 請負契約事務は、適正に行われているか。  
エ 工事の施工は、適正に行われているか。  
オ 竣工検査及び精算手続は、適正に行われているか。

#### 4 監査の実施状況

実地監査の実施機関、実施期日及び監査をした工事等は、次のとおりである。

監査実施機関	監査実施期日	工事等名
施設建築課	平成30年7月24日 ～7月25日	平成28年度沖繩コンベンションセンター改修工事 沖繩コンベンションセンター劇場吊物機構改修工事 沖繩県家畜衛生試験場新築工事（建築・検査棟） 沖繩県家畜衛生試験場新築工事（機械）

監査実施機関	監査実施期日	工事等名
北部土木事務所	平成30年6月13日 ～6月15日	県立那覇A特別支援学校(仮称)新築工事基本設計業務 名護本部線渡久地橋仮橋設置工事 国道331号災害復旧工事(平成27年災3号) 本部港(本部地区)防波堤(沖)工事(H28-9-北振) 伊那嘉原橋橋梁補修工事(H28) H28大保大橋詳細設計業務委託
中部土木事務所	平成30年6月19日 ～6月21日	県道20号線(泡瀬工区)橋梁整備工事(P16下部工) 比謝川河川工事(H28) 県道153号線Dランプ補修工事(H28-1) 浦添西原線(港川道路)道路改良工事(H29-2) 小波津川河川改修工事(H28-2) H28中城湾港(泡瀬地区)防波堤(北)調査測量設計業務委託(その1)
南部土木事務所	平成30年6月25日 ～6月27日	H28南部東道路改良工事(4工区-1) 安謝川河川改修工事(H28-3) 那覇大橋下部工事(H28-1) 識名大橋補修工事(H28-1) 報得川調査設計業務委託(H29-1)
八重山土木事務所	平成30年7月3日 ～7月4日	石垣空港線道路改良工事(H28-8工区) H28バンナ公園ふれあい橋整備工事(上部工) H28石垣港伊原線橋梁補修工事(浦・西浜)
都市モノレール建設事務所	平成30年6月28日 ～6月29日	浦添西原線都市モノレール建設工事(浦西分岐器製作設置工) 市道国際センター線都市モノレール建設工事(鋼軌道桁H28-1) 市道石嶺線都市モノレール建設工事(鋼構造物H28)
下水道事務所	平成30年6月7日 ～6月8日	宜野湾浄化センター第3系2/4反応タンク機械設備工事(その3)M16 宜野湾浄化センター水処理施設築造工事(その2)
北部農林水産振興センター農業水産整備課	平成30年7月9日 ～7月10日	伊江東部地区畑地かんがい施設工事(H29-3工区) 伊江東部地区畑地かんがい施設工事(H29-1工区)
南部農林土木事務所	平成30年7月11日 ～7月13日	辺名地区農地保全工事(H28線) 南大東地区第2防波堤工事(H28-4) 旧東2地区貯水池工事(H28-1)

監査実施機関	監査実施期日	工事等名
		糸満漁港(北地区)-5.0m岸壁・-4.0m岸壁工事(H28)
八重山農林水産振興センター農業水産整備課	平成30年7月5日 ～7月6日	新川第2地区耕土流出防止対策工事(H29-1) 磯辺川第3地区耕土流出防止対策工事(H29-1) 大浜地区畑地かんがい施設整備工事(H29-1)
総合情報政策課	平成30年7月17日 ～7月18日	沖縄県総合行政情報通信ネットワーク整備工事
企業局建設課	平成30年6月5日 ～6月6日	北谷浄水場特高受変電設備工事(その2) 石川～上間送水管布設工事(松本工区)その1

## 第2 監査の結果及び所見

今回の工事監査は、12機関41工事等を対象として実施した。

監査に当たっては、設計、積算、契約、工事監理等に係る関係書類の調査を行うとともに、現地確認を行った。

その結果、各機関の工事等については、おおむね適正に行われていると認められたが、設計等の確認に改善を要するものや、安全・安心への配慮が必要と思われるものなどが、次のとおりであった。

今後とも、法令遵守を徹底し適正な工事の執行に努めていただきたい。

### 1 設計等の確認に改善を要するもの

(1) 平成28年度沖縄コンベンションセンター改修工事において、次のとおり改善を要するものがあった。

ア 劇場棟西面の外壁改修工事において、工事着手後に、ひび割れ・かぶりコンクリートの爆裂・欠けなどが確認され、追加で補修等が実施されていた。改修設計業務の受託者に対し、十分な現地調査の実施を指導する必要がある。

また、当該受託者が作成すべき、施工数量調査の基となる設計図が不足していた。当該受託者に対し、適切な設計図・設計書の作成を指導する必要がある。

(施設建築課)

イ 工事着手後の第2回設計変更時に、工事監理者が設計図を作成し、これに基づき設計数量や改修項目を大幅に変更したとされているが、当該設計図を確認できなかった。設計変更に関わる記録の適切な整理保管を指導する必要がある。

(施設建築課)

(2) 沖縄県家畜衛生試験場新築工事(機械)において、真空洗浄乾燥機(第2回設計

変更対象)の承諾図及び完成図書が整備されていなかった。工事に係る関係図書を適切に整備する必要がある。(施設建築課)

(3) 県立那覇△特別支援学校(仮称)新築工事基本設計業務において、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)」の適合判定対象施設であるにもかかわらず、壁面ルーバーについて一次エネルギー基準(BE1)の検討がされていなかった。基本設計時に検討が必要である。(施設建築課)

(4) 県道20号線(泡瀬工区)橋梁整備工事(P16下部工)において、仮橋張出部が当初発注の際に見落とされ工事発注後に追加していた。今後は、施工計画で必要な箇所を十分に検討のうえ発注する必要がある。(中部土木事務所)

(5) H28バンナ公園ふれあい橋整備工事(上部工)において、当初設計時に設計荷重を過大に見積もっていたことが判明したため、支承の型式を変更し、沓座面を嵩上げ施工していた。今後、設計業務時における的確な設計照査に加え、竣工検査を慎重に行う必要がある。(八重山土木事務所)

(6) 報得川調査設計業務委託(H29-1)において、沖縄県土木工事設計要領(河川編)の規定を満たしていない区間(No.17地点)があるにもかかわらず、照査済みとしていた。再度調査を行い、規定どおりとなっているか確認する必要がある。(南部土木事務所)

(7) 旧東第2地区貯水池工事(H28-1)において、擁壁の縦壁に収縮クラックが数センチに発生していた。今後の同種工事において、誘発目地(コントロールジョイント)の目地間隔や目地構造等を十分に検討し設計する必要がある。(南部農林土木事務所)

## 2 計画・施工・検査等で改善を要するもの

(1) 沖縄コンベンションセンター劇場棟吊物機構改修工事において、ワイヤロープとギヤオイルがJIS規格品又は同等であることを示す性能資料が不足していた。完成図書に当該資料を追加する必要がある。(施設建築課)

(2) 沖縄県家畜衛生試験場新築工事(機械)において、試運転調整要領書が作成されていないかった。当該要領書の作成と内容確認が必要である。(施設建築課)

(3) 沖縄コンベンションセンター劇場棟吊物機構改修工事及び沖縄県家畜衛生試験場

新築工事(機械)において、材料の検査を出荷証明書で行っていた。JIS又はJAS規格証明書、若しくは国土交通大臣が認定する民間団体の品質証明書又は試験成績書で検査を行う必要がある。(施設建築課)

## 3 安全・安心への配慮が必要なもの

(1) 平成28年度沖縄コンベンションセンター改修工事において、次のとおり安全衛生管理体制に改善を要するものがあった。

ア 既設電気盤を含む電気新設盤や駆動装置の耐震計算書が整備されていないかった。耐震計算書を作成し耐震性能を確認する必要がある。(施設建築課)

イ 複数の請負工事が混在・並行作業で行われているにもかかわらず、労働安全衛生法第30条第2項に定める「統括安全衛生管理義務者」を指名していなかった。

今後は、複数の請負工事を混在・平行作業で行う場合は、統括安全衛生管理義務者を指名する必要がある。(施設建築課)

(2) 平成28年度沖縄コンベンションセンター改修工事及び沖縄県家畜衛生試験場新築工事(建築・検査棟)において、書類を確認したところ、下請けを含む全ての事業所の主任技術者が適切な資格を有することの確認や法定福利費が計上されていないと確認されなかった。また、受注者が発注した下請が一括下請けとなっていないかの実地確認が十分でなかった。今後は、適切に確認する必要がある。(施設建築課)

(3) 沖縄県家畜衛生試験場新築工事(機械)において、P3実験室(バイオリーンルーム)の空調操作盤の耐震計算書が作成されていなかった。作成の上、耐震性能を確認する必要がある。(施設建築課)

(4) 県道153号線Dランプ補修工事(H28-1)において、特記仕様書に鉛中毒予防規則に基づく鉛含有の旧塗膜の除去及び取扱いを定めていなかった。今後は適正に記載する必要がある。

また、吊足場内での火災防止計画及び避難計画が作成されていないかった。今後は適正に作成する必要がある。(中部土木事務所)

(5) 磯辺川第3地区耕土流出防止対策工事(H29-1)において、現場で発生した掘削管の処分を指示しているにもかかわらず建設廃棄物処理の設計変更がされていないかあった。適正に設計変更する必要がある。



また、横断工伏越しの2.1m程度の掘削箇所において、「建設工事公衆災害防止対策要綱」に基づき土留工の実施を検討する必要がある。

(八重山農林水産振興センター農林水産整備課)

#### 4 施設の改修が必要なもの

(1) 平成28年度沖縄コンベンションセンター改修工事において、吊子のアンカーは、特殊モルタルを貫通して躯体コンクリートに30mm以上埋込みとされているが、引抜耐力試験結果表では埋込み長さがゼロのものがあった。施工状況を確認し対応を検討する必要がある。  
(施設建築課)

(2) 沖縄県家畜衛生試験場新築工事（機械）において、改善を要するものが次のとおりであった。

ア 内部仕上げにおいて、ビニル床シートの凹みや平滑処理の不具合箇所が一部に見られた。必要な措置を講じる必要がある。  
(施設建築課)

イ ビルマルチ室外機の据え付けボルトにステンレス製ではなく亜鉛メッキボルトが使われていた。ステンレス製に取り替える必要がある。  
(施設建築課)

ウ P3実験室の危険度、室圧制御方法（-20Pa）、HEPAフィルター取替方法などを設計図書へ記述するとともに、試運転データの整備やP3実験室全体の運転方法及びメンテナンス方法の取扱説明書を作成し、現場へ説明する必要がある。  
(施設建築課)

(3) 安謝川河川改修工事（H28-3）において、先行設置していたパイプルーブNo.13の継手が後施工したNo.12の継手と接合できていなかった。上部の国道等へ影響が及ばないように対策を講じる必要がある。  
(南部土木事務所)

(4) 新川第2地区耕地土流出防止対策工事（H29-1）において、函渠側溝から3号浸透池への流入口が法面の高い位置に計画されていた。大量の水量が流入した場合、流入の水勢、衝撃等で法面保護工の破損・崩壊等が懸念されるため、流入水量等を再検討するとともに、流入口下部の補強等を行う必要がある。

また、6号沈砂池の吐口について、通水能力及び吐口能力の不足から降雨時の排水が路面にまで溢れ用池外へ流出していた。早急な吐口の改修が必要である。

(八重山農林水産振興センター農林水産整備課)

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号</p>
---	--



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 平成29年度財政的援助団体等監査の結果報告書

## 目 次

### 第1 監査の概要

<b>第1 監査の概要</b>	
1 監査対象年度及び実施期間	1
2 監査の着眼点	1
3 監査の実施状況	2

地方自治法第199条第7項の規定により、県の出資団体、補助金交付団体等、公の施設の指定管理者の33の財政的援助団体等の出納その他の事務の執行について監査を実施した。

監査の概要は、次のとおりである。

<b>第2 監査の結果及び所見</b>	
1 監査の結果	4
2 監査所見	5

### 1 監査対象年度及び実施期間

- (1) 監査対象年度 平成29年度
- (2) 監査実施期間 平成30年9月7日から同年11月1日まで

### 2 監査の着眼点

監査を実施するに当たっては、出納その他の事務の執行について、次の点に着目し実施した。

- (1) 出資団体については、出資の目的は達成されているか。
- (2) 補助金等財政的援助に係る事業は、その目的に沿って適正に行われているか。
- (3) 公の施設について、指定管理者の管理事務は適正に行われているか。
- (4) 出資、財政的援助に係る事業及び公の施設の指定管理者の管理事務について、その会計経理は適正に行われているか。

### 第3 監査実施団体の財政的援助等の概要

○ 一般財団法人 沖縄県私立教育振興会		7
○ 学校法人 カトリック学園		9
○ 那覇空港ビルディング株式会社		10
○ 公益財団法人 沖縄科学技術振興センター		12
○ 沖縄ライフサイエンス研究センター指定管理者共同企業体		14
○ 株式会社りゅうせき		15
○ ミヤギ産業株式会社		16
○ 旭橋都市再開発株式会社		17
○ 沖縄県環境整備センター株式会社		19
○ 沖縄県森林組合連合会		21
○ 公益財団法人 沖縄県老人クラブ連合会		22
○ 社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会		24
○ 公益財団法人 沖縄県平和祈念財団		26
○ 公益財団法人 沖縄県保健医療福祉事業団		28
○ 社会医療法人 仁愛会 浦添総合病院		29
○ 公益財団法人 沖縄県産業振興公社		30
○ 沖縄県信用保証協会		32
○ 那覇空港貨物ターミナル株式会社		34
○ 沖縄国際物流拠点管理運営共同企業体		36
○ 沖縄県商工会連合会		37
○ 沖縄県中小企業団体中央会		38
○ 沖縄情報通信センター管理運営コンソーシアム		40
○ 公益財団法人 沖縄県立芸術大学芸術振興財団		41
○ 公益財団法人 沖縄県体育協会		42
○ 一般財団法人 沖縄県美ら島財団		43
○ 一般財団法人 沖縄観光コンベンションビューロー		44
○ 株式会社トラステック		46
○ 久米島空港ターミナルビル株式会社		47
○ 日本トランスオーション航空株式会社		48
○ 公益社団法人 うるま市シルバーク人材センター		49
○ 公益社団法人 南城市シルバーク人材センター		50
○ 公益財団法人 沖縄県国際交流・人材育成財団		51
○ 一般財団法人 沖縄マリンレジャーセクタービューロー		52

### 3 監査の実施状況

監査の実施機関及び実施期日等は、次のとおりである。  
なお、監査対象団体の財政的援助等の概要については、「第3 監査実施団体の財政的援助等の概要」に記述している。

監査対象団体名	監査実施期日	財政的援助等の内容
<b>総務部所管</b>		
一般財団法人 沖縄県私学教育振興会	平成30年9月14日	出資・補助金
<b>総務部・子ども生活福祉部所管</b>		
学校法人 カトリック学園	平成30年9月26日	補助金
<b>企画部所管</b>		
那覇空港ビルディング株式会社	平成30年9月14日 平成30年10月10日	出資・貸付金
公益財団法人 沖縄科学技術振興センター	平成30年9月12日	出資・補助金
沖縄ライフサイエンス研究センター指定管理者共同企業体 (沖縄ライフサイエンス研究センター)	平成30年9月12日 平成30年11月1日	指定管理
株式会社りゅうせき	平成30年9月7日	補助金
ミヤギ産業株式会社	平成30年9月7日	補助金
<b>企画部・土木建築部所管</b>		
旭穂都市再開発株式会社	平成30年9月27日	出資・補助金
<b>環境部所管</b>		
沖縄県環境整備センター株式会社	平成30年10月2日 平成30年10月31日	出資・補助金 貸付金
沖縄県森林組合連合会 (沖縄県平和創造の森公園)	平成30年9月28日 平成30年10月31日	指定管理・補助金
<b>子ども生活福祉部・土木建築部所管</b>		
公益財団法人 沖縄県老人クラブ連合会	平成30年9月26日 平成30年10月24日	出資・補助金
社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会 (沖縄県総合福祉センター)	平成30年9月21日	指定管理・補助金
<b>子ども生活福祉部・土木建築部所管</b>		
公益財団法人 沖縄県平和祈念財団 (平和の礎、平和祈念公園)	平成30年9月18日 平成30年10月11日	指定管理・補助金
<b>保健医療部所管</b>		
公益財団法人 沖縄県保健医療福祉事業団	平成30年9月18日 平成30年10月10日	出資
社会医療法人 仁愛会 浦添総合病院	平成30年9月26日	補助金

監査対象団体名	監査実施期日	財政的援助等の内容
<b>商工労働部所管</b>		
公益財団法人 沖縄県産業振興公社	平成30年10月2日	出資・補助金 損失補償・貸付金
沖縄県信用保証協会	平成30年9月25日 平成30年10月30日	出資・補助金 損失補償
那覇空港貨物ターミナル株式会社	平成30年9月28日 平成30年10月30日	出資・貸付金
沖縄国際物流拠点管理運営共同企業体 (沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区)	平成30年9月27日 平成30年10月11日	指定管理
沖縄県商工会連合会	平成30年9月12日	補助金
沖縄県中小企業団体中央会	平成30年9月18日	補助金・貸付金
沖縄情報通信センター管理運営コンソーシアム (沖縄情報通信センター)	平成30年9月27日	指定管理
<b>文化観光スポーツ部所管</b>		
公益財団法人 沖縄県立芸術大学芸術振興財団	平成30年9月13日	出資
公益財団法人 沖縄県体育協会	平成30年9月20日	補助金
<b>文化観光スポーツ部・土木建築部・教育庁所管</b>		
一般財団法人 沖縄美ら島財団 (首里城公園 沖縄県立看護少年の家、沖縄県立博物館・美術館)	平成30年9月21日 平成30年10月23日	指定管理
<b>文化観光スポーツ部・土木建築部所管</b>		
一般財団法人 沖縄観光コンベンションビューロー (空手会館、海軍壕公園、コンベンションセンター)	平成30年10月4・12日 平成30年10月31日	指定管理・補助金
株式会社トラステック (沖縄県立奥武山総合運動場、奥武山公園)	平成30年9月14日	指定管理
<b>土木建築部所管</b>		
久米島空港ターミナルビル株式会社	平成30年9月13日 平成30年10月25日	出資
日本トランスオーション航空株式会社	平成30年9月19日	補助金
<b>教育庁所管</b>		
公益財団法人 うるま市シルバー人材センター (沖縄県立石川青少年の家)	平成30年9月25日	指定管理
公益財団法人 南城市シルバー人材センター (沖縄県立玉城青少年の家)	平成30年9月28日	指定管理
<b>教育庁・文化観光スポーツ部所管</b>		
公益財団法人 沖縄県国際交流・人材育成財団	平成30年9月25日	補助金・貸付金
<b>県警本部所管</b>		
一般財団法人 沖縄マリネットジャーナルメディアビューロー	平成30年9月21日	出資

注：監査対象団体名欄の( )裏の施設は、指定管理者へ管理を行っている公の施設である。  
注：監査実施期日欄が2段階とされているものは、上段は職員監査の実施日、下段は監査委員が実地監査を行った日である。

## 第2 監査の結果及び所見

### 1 監査の結果

監査の結果、各団体への出資、補助金等財政的援助に係る事業及び公の施設の指定管理に係る管理事務は、それぞれの目的に沿っておおむね適正に執行され、所期の目的を達成していると認められたが、一部について、是正・改善を要するものがあり、指摘事項として次のとおり掲記した。

#### (1) 会計事務等に関するもの

- ア 会計事務の改善を要するもの
- (7) 公益財団法人沖縄県科学技術振興センターでは、嘱託員報酬について同センター嘱託員規程と異なる取扱いとなっていた。(企画部所管)
- (4) 公益財団法人沖縄県老人クラブ連合会では、同連合会給与規程に定める手当の認定手続きに必要な関係書類がなく、事後確認も行われていなかった。
- また、期末・勤勉手当の支給について、同給与規程と異なる取扱いとなっていた。(子ども生活福祉部所管)
- (9) 公益財団法人沖縄県立芸術大学芸術振興財団では、役員の通勤手当の支給に当たって、同財団規程と異なる取扱いとなっていた。(文化観光スポーツ部所管)

#### イ 徴収に努力を要するもの

公益財団法人国際交流・人材育成財団では、高等学校奨学金事業に係る平成29年度末の収入未済額が、前回監査時点(平成27年度)に比べ1,917,678円(11.3%)増加し、18,914,023円となっていた。

また、高校育英貸与奨学金事業に係る平成29年度末の収入未済額が、前回監査時点(平成27年度)に比べ33,456,532円(51.9%)増加し、97,887,332円となっていた。(教育委員会所管)

#### (2) 公の施設の管理に関するもの

- ア 久米島空港ターミナル株式会社(久米島空港ターミナルビル)では、消防法に基づく消火、通報及び避難の訓練を実施していなかった。(土木建築部所管)
- イ 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー(沖縄空手会館)では、消防法に基づく消火、通報及び避難の訓練や、消防用設備の機器点検等を必要な回数実施していなかった。(文化観光スポーツ部所管)

#### (3) 補助事業の執行に関するもの

公益財団法人沖縄県体育協会では、スポーツコミッション沖縄体制整備補助事業について、契約書に定められた期日を過ぎて委託料を受託事業者に支払っていた。(文化観光スポーツ部所管)

### 2 監査所見

平成29年度の財政的援助団体等の監査においては、出納その他の事務の執行について、おおむね適正に執行されしていると認められた。しかし、一部の団体においては、会計事務や公の施設の管理等に是正又は改善を要するものが見られた。

県においては、それぞれの財政的援助等の目的に沿って事業が適正かつ効率的に行えるよう、所管する団体への指導・監督に努めていただきたい。

#### (1) 会計事務の適正化について

財政的援助団体等の会計事務において、嘱託員規程と異なる取扱いとなっていたもの、手当の認定事務が不適正なもの、及び補助事業にかかる委託料の支払いが遅延したものがあつた。

各団体においては、関係規程等に基づいた適正な事務処理を行うとともに、内部統制機能の強化を図る必要がある。

県は、各団体における会計事務の現状を把握し、関係規程等に基づいた適正な業務執行となるよう指導を強化していただきたい。

#### (2) 奨学金貸与事業に係る未収金について

高校育英貸与奨学金事業等に係る未収金については、前回の監査時点に比して大きく増加していた。

団体においては、当該債権について、沖縄県が作成した「適切かつ能率的な債権管理のためのマニュアル(平成28年9月)」等も参考に適切な回収に取り組むとともに、当該事業が教育の機会均等及び人材育成に資することを目的としていることを踏まえ、今後の債権管理のあり方について検討する必要がある。

県においては団体の債権管理の取り組みを適宜把握し、未収金の縮減に向け指導・監督に努めていただきたい。

#### (3) 公の施設の管理の適正化について

各団体が管理している公の施設においては、消防法に規定された消防訓練や消防用設備の機器点検等が、適正に実施されていないものがあつた。

公の施設は多くの県民に利用されるその福祉を増進するものであることから、施設を管理する出資団体や指定管理者においては、各種法令や基本協定に定められた事項を遵守し、施設の維持管理、安全点検、緊急時を想定した訓練など定められた事項を適正に実施する必要がある。

県は、公の施設を管理する出資団体や指定管理者が行う施設の管理について絶えず検証・評価を行い、法令で定められた防火管理体制の整備の状況を把握し、利用者の安全が確保されるよう必要に応じて適切な指示を行っていただきたい。

#### (4) 財政的援助団体等に対する県の指導・監督について

県が出資等を行っている公社等外郭団体は、公益上の必要性や県行政の補完的役割を担う目的で設立されていることから、その設立目的が十分果たせるよう健全な運営を確保する必要がある。

県は、出資法人等については、その自主性を尊重しつつ、設立の趣旨に沿って業務が適正かつ効率的に運営され、県民への行政サービスが向上するよう適切な指導・監督に努めていただきたい。

また、補助金等交付団体に対しては、補助金等の目的に沿って事業が適正に遂行されるよう適切な指導・監督に努めていただきたい。

公の施設の管理については、出資団体や指定管理団体との連携を密にし、設置目的に沿った利用者へのサービスが安定的、継続的に提供され、更なる向上を図られるよう、施設の管理について指導・監督を行うとともに、管理者の経営状況の把握に努めていただきたい。

### 第3 監査実施団体の財政的援助等の概要

#### 一般財団法人 沖縄県私学教育振興会 (出資・補助金)

#### 1 事業の概要

当振興会は、沖縄県内の私立の高等学校、中学校、小学校、幼稚園、専修学校及び各種学校の振興並びに教職員及び私学振興団体職員の福利厚生を図るために必要な事業を行い、私学教育の充実と振興に寄与することを目的として昭和47年4月に設立されたもので、その前身は、同43年9月創設の特殊法人「私立学校振興会」である。平成25年4月に一般財団法人へ移行した。平成29年度に行った主な事業は次のとおりである。

- (1) 融資あっせん事業
- (2) 助成事業
- (3) 退職資金給付事業

#### 2 財政的援助等の内容

県は、当振興会に対して次のとおり基本金を出資するとともに補助金を交付している。

- (1) 基本金の出資  
基本金600,000,000円のうち、518,000,000円、86.3%を出資している。
- (2) 補助金の交付  
平成29年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県私立学校教職員退職金掛金補助金	327,132,326	105,401,628	私立学校教職員に係る退職金の積立
合 計	327,132,326	105,401,628	

#### 3 収支状況について

平成29年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

#### 収 支 計 算

(単位：千円、%)

収 入		支 出			
科 目	金 額	構成比	科 目	金 額	構成比
県補助金収入	105,401	32.2	退職事業積立資産	327,132	100.0
負担金収入	221,731	67.8			
合 計	327,132	100.0	合 計	327,132	100.0

4 財政状態について

平成29年度末の財政状態は次のとおりである。

貸借対照表

(単位：千円、%)

科	金額	構成比	科	金額	構成比
流動資産	503,909	13.4	流動負債	312,761	8.3
現金預金	124,175	3.3	未払金	160,763	4.3
未収金	105,402	2.8	預り金	151,998	4.0
有価証券	274,098	7.3	固定負債	2,612,999	69.4
仮払金	234	0.0	退職給付引当金	197	0.0
固定資産	3,259,249	86.6	退職事業引当金	2,612,802	69.4
基本財産	600,000	15.9	負債合計	2,925,760	77.7
特定資産	2,659,249	70.7	正味財産	837,398	22.3
			指定正味財産	519,268	13.8
			(うち基本財産)	(519,268)	(13.8)
			一般正味財産	318,130	8.5
			(うち基本財産)	(80,732)	(2.1)
<b>資産合計</b>	<b>3,763,158</b>	<b>100.0</b>	<b>負債及び正味財産合計</b>	<b>3,763,158</b>	<b>100.0</b>

学校法人 カトリック学園  
(補助金)

1 補助の目的

県は、私立学校教育の振興を図るとともに私立学校の健全な発展を促進するため、県内に私立学校(小学校、中学校、高等学校及び幼稚園)を設置する学校法人に対し、学校運営に要する経費について補助金を交付している。

なお、当法人は県内に小学校(1校)幼稚園(9校)を設置しており、平成30年5月1日現在における園児・児童数は1,296人となっている。

2 補助事業の内容

平成29年度における沖縄県学校法人に対する補助金等の交付に関する規則(昭和48年沖縄県規則第53号)及び沖縄県補助金等の交付に関する規則(昭和47年沖縄県規則第102号)に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県私立学校運営費補助金(一般補助)	520,429,677	274,122,000	人件費、教育研究経費 設備費
沖縄県私立学校運営費補助金(特別補助)	8,506,273	4,987,000	人件費、教育研究経費
沖縄県私立幼稚園特別支援教育補助金	13,817,419	9,408,000	人件費、教育研究費
沖縄県私立幼稚園読書環境整備事業費補助金	1,733,008	1,556,000	教育研究費、設備費
<b>合計</b>	<b>544,486,377</b>	<b>290,073,000</b>	

3 収支状況について

平成29年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

収支計算

(単位：千円、%)

収	入		出	
	科目	金額	科目	金額
県補助金収入	290,073		人件費	405,267
学生生徒等納付金収入	254,413		教育研究経費	135,010
			設備費	4,209
<b>合計</b>	<b>544,486</b>	<b>100.0</b>	<b>合計</b>	<b>544,486</b>
			構成比	構成比
			56.6	74.4
			43.4	24.8
				0.8
				<b>100.0</b>



## 那覇空港ビルディング株式会社 (出資・貸付金)

### 1 事業の概要

当社は、那覇空港における旅客ターミナルビルの整備及び管理運営に当たするため、平成4年12月1日に第三セクター方式により設立された。  
 那覇空港は、国際交流拠点の形成、本県の基幹産業である観光リゾート産業の振興など県経済の自立的発展を図るための基盤として位置づけられており、国内線及び県内路線網の拠点空港として重要であることから、公共性、利便性、快適性を確保するとともに、我が国の南の交流拠点に相応しい旅客ターミナルの管理運営を行っている。  
 平成29年度における乗降客数は、国内線で約1,752万4,761人（対前年比3.7%増）、国際線で363万6,992人（対前年比18.2%増）となっている。  
 平成29年度に完成した主要設備は次のとおりである。  
 (1) 国内線第4次埋築工事  
 (2) 国内線搭乗橋更新工事（2基）  
 (3) 国内線LED照明設備更新工事  
 (4) 国際線保安機器（ボデイスキャナー1台）

### 2 財政的援助等の内容

県は、当社に対して次のとおり資本金を出資するとともに資金の貸付けを行っている。  
 (1) 資本金の出資  
 発行済株式48,000株のうち、12,000株、議決比率25.0%を出資している。  
 (2) 貸付金の状況  
 平成29年度における沖縄県地域総合整備資金貸付規程に基づく貸付金の状況は、次のとおりである。

区 分	前年度末残高	平成29年度		年度末残高
		貸付金	償還金	
那覇空港新国際線旅客ターミナルビル新築工事業	630,372,000	0	54,814,000	575,558,000
<b>合 計</b>	<b>630,372,000</b>	<b>0</b>	<b>54,814,000</b>	<b>575,558,000</b>

（単位：円）

### 3 財政状態について 平成29年度末の財政状態は次のとおりである。

#### 貸 借 対 照 表

（単位：千円、%）

科 目	金 額	構成比	科 目	金 額	構成比
流動資産	11,526,427	23.6	流動負債	5,479,922	11.2
現金預金	10,196,800	20.9	1年内返済長期借入金	1,771,627	3.6
売掛金	621,555	1.3	未払金	1,382,563	2.8
繰延税金資産	56,141	0.1	前受金	224,996	0.5
その他の流動資産	651,931	1.3	その他の流動負債	2,100,736	4.3
固定資産	37,267,993	76.4	固定負債	22,736,864	46.6
建物	25,543,070	52.3	長期借入金	20,614,388	42.2
機械装置	1,309,642	2.7	預り保証金	1,719,634	3.5
器具備品	365,945	0.7	その他の固定負債	402,842	0.8
構築物	178,578	0.4			
その他の固定資産	9,870,758	20.2	負債合計	28,216,786	57.8
			純資産合計 (うち資本金)	20,577,634 (3,566,854)	42.2 (7.3)
<b>資 産 合 計</b>	<b>48,794,420</b>	<b>100.0</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>48,794,420</b>	<b>100.0</b>

## 公益財団法人 沖縄科学技術振興センター (出資・補助金)

### 1 事業の概要

当法人は、亜熱帯地域、島嶼地域の有する諸問題に関し、国際的視野に立って、学術的、総合的に研究するとともに、関係諸国との共同研究や学術交流、また、研究機関相互のネットワークを構築することにより、本県の振興開発のみならず、日本及びアジア太平洋地域の学術・研究の振興に寄与することを目的に、財団法人亜熱帯総合研究所として平成8年10月12日に設立された。さらに、平成20年8月1日に、本県の科学技術の振興を支援する中核機関としての役割も担うため、組織名称を変更し、平成24年4月1日付けで、公益財団法人へ移行した。

平成29年度に行った主な事業は次のとおりである。

- (1) 沖縄科学技術イノベーション・イノベーション推進事業
- (2) 沖縄科学技術イノベーション・イノベーション推進事業
- (3) 戦略的基盤技術高度化支援事業
- (4) 沖縄・ハワイ協力推進事業
- (5) 先端シナジーセンター活用による研究支援事業
- (6) ライフサイエンス研究機能高度化事業
- (7) 沖縄ライフサイエンス研究センター指定管理事業
- (8) 成長分野リーダーディングプロジェクト創出事業

### 2 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり基本金を出資するとともに補助金を交付している。

- (1) 基本財産の出資  
基本財産167,000,000円のうち、100,000,000円、59.9%を出資している。
- (2) 補助金の交付  
平成29年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に基づき補助金は、次のとおりである。

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
	12,616,445	12,616,445	沖縄科学技術振興センターの機能強化
<b>合 計</b>	<b>12,616,445</b>	<b>12,616,445</b>	

(単位：円)

### 3 収支状況について 平成29年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

#### 収 支 計 算

(単位：千円、%)

収 入	支 出			
	金 額	金 額		
科 目	科 目	科 目		
構成比	構成比	構成比		
県補助金収入	12,616	人件費 旅費 事務費	7,377 2,150 3,089	58.5 17.0 24.5
<b>合 計</b>	<b>12,616</b>	<b>合 計</b>	<b>12,616</b>	<b>100.0</b>

### 4 財政状態について 平成29年度末の財政状態は次のとおりである。

#### 貸 借 対 照 表

(単位：千円、%)

科 目	科 目			
	金 額	金 額		
構成比	構成比	構成比		
流動資産	343,539	流動負債	216,529	39.1
現金預金	179,173	未払金	214,961	38.8
未収金	164,305	預り金	1,568	0.3
その他の流動資産	61	固定負債	0	0.0
固定資産	210,137	負債合計	216,529	39.1
基本財産	167,000	正味財産	337,147	60.9
特定資産	38,493	指定正味財産	167,000	30.2
その他の固定資産	4,644	(うち基本財産)	(167,000)	(30.2)
		一般正味財産	170,147	30.7
<b>資 産 合 計</b>	<b>553,676</b>	<b>負債及び正味財産合計</b>	<b>553,676</b>	<b>100.0</b>

## 沖繩ライフサイエンス研究センター指定管理者共同企業体 (公の施設の指定管理)

### 1 事業の概要

県は、沖繩ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例（平成24年沖繩県条例第57号）第3条の規定により、当共同企業体を指定管理者として平成28年4月から沖繩ライフサイエンス研究センターの管理を行わせている。

### 2 財政的援助等の内容

県が、沖繩ライフサイエンス研究センターの管理に関する年度協定書第3条に基づいて当共同企業体に対し交付した指定管理料は、10,808,000円となっている。  
なお、平成29年度の利用料金収入は43,431,345円となっている。

### 3 収支状況について

平成29年度の収支状況は次のとおりである。

#### 収 支 計 算

(単位：千円、%)

収 科 目	入		支		出	
	金 額	構 成 比	科 目	金 額	構 成 比	
指定管理料収入	10,808	19.2	人件費	31,026	55.8	
利用料金収入	43,431	77.2	管理諸費	15,744	28.3	
自主事業収入	2,040	3.6	光熱水費	2,497	4.5	
			その他支出	6,314	11.4	
<b>合 計</b>	<b>56,279</b>	<b>100.0</b>	<b>合 計</b>	<b>55,581</b>	<b>100.0</b>	

## 株式会社りゅうせき (補助金)

### 1 補助の目的

県は、沖繩本島から県内離島へ輸送される石油製品について、本島並みの価格の安定と円滑な供給を図るため、石油製品の販売事業者及び輸送業者等の当該石油製品の輸送等に要する経費について補助金を交付している。

当社は、宮古、宮古、八重山、久米島地区石油販売店等へ石油製品を輸送・販売している。

### 2 補助事業の内容

平成29年度における沖繩県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖繩県規則第102号）に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
石油製品輸送等補助金	389,228,884	389,228,884	石油製品の輸送等の経費
<b>合 計</b>	<b>389,228,884</b>	<b>389,228,884</b>	

### 3 収支状況について

平成29年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

#### 収 支 計 算

(単位：千円、%)

収 科 目	入		支		出	
	金 額	構 成 比	科 目	金 額	構 成 比	
県補助金収入	389,229	100.0	海上運賃 棧橋通過料	384,264 4,965	98.7 1.3	
<b>合 計</b>	<b>389,229</b>	<b>100.0</b>	<b>合 計</b>	<b>389,229</b>	<b>100.0</b>	

ミヤギ産業株式会社  
(補助金)

1 補助の目的

県は、沖縄本島から県内離島へ輸送される石油製品について、本島並みの価格の安定と円滑な供給を図るため、石油製品の販売事業者及び輸送業者等の当該石油製品の輸送等に要する経費について補助金を交付している。  
当社は、宮古、八重山、久米島地区石油販売店等へ石油製品を輸送・販売している。

2 補助事業の内容

平成29年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区	分	対象事業費	補助金額	事業内容
石油製品輸送等補助金		228,828,799	228,828,799	石油製品の輸送等の経費
合 計		228,828,799	228,828,799	

3 収支状況について

平成29年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算

(単位：千円、%)

収		入		支		出	
科	目	金	額	科	目	金	額
県補助金収入		228,828	100.0	海上運賃		210,255	92.0
				陸送料		18,573	8.0
合 計		228,828	100.0	合 計		228,828	100.0

旭橋都市再開発株式会社  
(出資・補助金)

1 事業の概要

当社は、都市再開発法第2条の2第3項に基づく市街地再開発事業（モノレール旭橋駅周辺地区第一種市街地再開発事業）を実施するため、平成15年9月に設立された。  
平成29年度に行った主な事業は次のとおりである。

- (1) A街区（北地区、那覇バスターミナル跡地）工事
- (2) 駐車場の賃貸事業

2 財政的援助等の内容

県は、当社に対して次のとおり資本金を出資するとともに補助金を交付している。

- (1) 資本金の出資  
資本金9,600,000円のうち、4,850,000円、50.5%を出資している。

(2) 補助金の交付

平成29年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区	分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県市街地再開発事業補助金		1,257,600,000	589,800,000	工事監理費等
沖縄県バスターミナル整備事業補助金		604,818,000	403,212,000	工事費
防災・省エネまちづくり緊急促進事業費補助金		3,982,000,000	278,740,000	工事費
合 計		5,844,418,000	1,271,752,000	

3 収支状況について

平成29年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算

(単位：千円、%)

収		入		支		出	
科	目	金	額	科	目	金	額
県補助金収入		1,271,752	21.8	工事費		4,586,818	78.5
会社負担金		4,572,666	78.2	工事監理費等		1,257,600	21.5
合 計		5,844,418	100.0	合 計		5,844,418	100.0

4 財政状態について

平成29年度末の財政状態は次のとおりである。

貸借対照表

(単位：千円、%)

科 目	金 額	構成比	科 目	金 額	構成比
流動資産	3,309,412	17.8	流動負債	4,555,205	24.5
現金・預金	1,084,703	5.8	短期借入金	2,300,000	12.4
未収入金	2,183,695	11.8	未払金	2,189,777	11.8
その他の流動資産	41,014	0.2	その他の流動負債	65,428	0.3
固定資産	15,251,335	82.2	固定負債	13,867,461	74.7
有形固定資産	15,249,284	82.2	長期借入金	261,582	1.4
無形固定資産	1,535	0.0	特定事業参加者負担金	2,941,313	15.9
投資その他の資産	516	0.0	増床負担金	4,552,890	24.5
			保留床処分金	837,888	4.5
			借受補助金	5,219,420	28.1
			その他の固定負債	54,368	0.3
			負債合計	18,422,666	99.3
			純資産	138,081	0.7
			資本金	9,600	0.0
			利益剰余金	128,481	0.7
<b>資 産 合 計</b>	<b>18,560,747</b>	<b>100.0</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>18,560,747</b>	<b>100.0</b>

沖縄県環境整備センター株式会社  
(出資・補助金・貸付金)

1 事業の概要

当社は、産業廃棄物の適正な処理体制を確保し、生活環境の保全と健全な経済社会活動を支えることを目的に、公共(県)が関与し産業廃棄物管理型最終処分場整備の事業主体となる会社として、平成25年3月に設立された。

平成29年度に完了した主な事業は次のとおりである。

- (1) 実施設計
- (2) 進入道路の整備
- (3) 設置許可の取得

2 財政的援助等の内容

県は、当社に対し次のとおり資本金を出資するとともに補助金の交付及び事業資金の貸付けを行っている。

- (1) 資本金の出資  
資本金676,000,000円のうち、340,000,000円、50.3%を出資している。
- (2) 補助金の交付

平成29年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則(昭和47年沖縄県規則第102号)に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県公共圏与産業廃棄物処理施設整備事業補助金	781,410,000	312,564,000	本体工事に要する経費
沖縄県公共圏与産業廃棄物処理施設整備事業単独補助金	23,034,000	14,156,000	進入道路整備に要する経費
<b>合 計</b>	<b>804,444,000</b>	<b>326,720,000</b>	

(3) 貸付金の状況

平成29年度における貸付金の状況は次のとおりである。

(単位：円)

区 分	前年度未残高	平成29年度		年度未残高
		貸付金	償還金	
公共圏による管理型最終処分場整備に係る事業資金貸付	220,000,000	0	0	220,000,000
<b>合 計</b>	<b>220,000,000</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>220,000,000</b>

3 収支状況について

平成29年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

収支計算

(単位：千円、%)

収		入		支		出	
科 目	金 額	構成比	科 目	金 額	構成比	科 目	金 額
県補助金収入	326,720	70.6	本体工事費	448,564	96.9		
その他収入	136,000	29.4	進入道路工事費	14,156	3.1		
<b>合 計</b>	<b>462,720</b>	<b>100.0</b>	<b>合 計</b>	<b>462,720</b>	<b>100.0</b>		

4 財政状態について

平成29年度末の財政状態は次のとおりである。

貸借対照表

(単位：千円、%)

科 目	金 額	構成比	科 目	金 額	構成比
流動資産	32,326	2.9	流動負債	452,360	40.0
現金預金	32,176	2.9	未払金等	157	0.0
前払費用	150	0.0	未払法人税等	1,782	0.2
			前受金	448,564	39.7
			預り金	523	0.0
固定資産	1,097,976	97.1	賞与引当金	1,335	0.1
構築物	16,022	1.4	固定負債	220,000	19.5
工具器具備品	68	0.0	長期借入金	220,000	19.5
建物付属設備	182	0.0	負債合計	672,360	59.5
建設仮勘定	630,164	55.8			
土地	449,593	39.8	純資産合計	457,942	40.5
その他有形固定資産	106	0.0	資本金	676,000	59.8
投資その他資産	1,841	0.1	利益剰余金	△218,058	△19.3
<b>資 産 合 計</b>	<b>1,130,302</b>	<b>100.0</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>1,130,302</b>	<b>100.0</b>

沖縄県森林組合連合会  
(公の施設の指定管理・補助金)

1 事業の概要

県は、沖縄県平和創造の森公園の設置及び管理に関する条例（平成10年沖縄県条例第14号）第3条の規定により、当会を指定管理者として平成24年度から沖縄県平和創造の森公園の管理を行わせている。

2 財政的援助等の内容

県は、当連合会に対して次のとおり指定管理料及び補助金を交付している。

(1) 指定管理料の交付

県が沖縄県平和創造の森公園の管理に関する年度協定書第3条に基づいて当連合会に対して交付した指定管理料は、31,320,000円となっている。

なお、平成29年度の当連合会の施設利用収入額は93,550円となっている。

(2) 補助金の交付

平成29年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県森林整備備担い手対策基金事業補助金	53,580	40,000	林業退職金共済制度助成等
<b>合 計</b>	<b>53,580</b>	<b>40,000</b>	

3 収支状況について

平成29年度の収支状況は次のとおりである。

収支計算

(単位：千円、%)

収		入		支		出	
科 目	金 額	構成比	科 目	金 額	構成比	科 目	金 額
補助事業	54	0.2	補助事業	54	0.2		
県補助金収入	40	0.1	森林整備備担い手対策基金事業費	54	0.2		
自己負担金	14	0.0					
指定管理事業	31,915	99.8	指定管理事業	31,881	99.8		
指定管理料収入	31,320	98.0	人件費	17,344	54.3		
施設利用料収入	94	0.3	事務費	2,976	9.3		
自主事業	501	1.5	管理費	11,094	34.7		
			自主事業	467	1.5		
<b>合 計</b>	<b>31,969</b>	<b>100.0</b>	<b>合 計</b>	<b>31,935</b>	<b>100.0</b>		

## 公益財団法人 沖縄県老人クラブ連合会 (出資・補助金)

### 1 事業の概要

当法人は、県内の老人に対し、その心身の健康の維持、教養の向上及び生活の安定を図り、健全で豊かな老後の生活をすることができよう援助することを目的として、昭和37年9月に設立され、昭和49年2月に財団法人沖縄県老人クラブ連合会として認可された。平成24年4月から公益財団法人に移行し、現在に至っている。

平成29年度に行った主な事業は次のとおりである。

- (1) 各地区・市町村及び単位老人クラブリーダー研修会の実施
- (2) 市町村老連幹部研修会・市町村老人クラブ女性リーダー研修会の実施
- (3) 老人クラブ大会・老人の意見発表大会の開催
- (4) 介護予防体操普及推進事業等の推進
- (5) 高齢者相互支援事業の推進
- (6) 健康づくり支援事業の推進 等

### 2 財政的援助等の内容

県は、公益財団法人沖縄県老人クラブ連合会に対して次のとおり基本金を出資するとともに補助金を交付している。

- (1) 基本金の出資  
基本金270,320,000円のうち、200,000,000円、74.0%を出資している。
- (2) 補助金の交付  
平成29年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に基づく補助金は、次のとおりである。

（単位：円）

区	分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県在宅老人事業補助金		25,947,000	19,606,000	・高齢者地域福祉推進事業 ・老人スポーツ普及事業 ・老人作品文化展事業 ・老人芸術祭事業
<b>合 計</b>		<b>25,947,000</b>	<b>19,606,000</b>	

### 3 収支状況について

平成29年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

#### 収 支 計 算

科 目	入		出		構成比
	金 額	構成比	科 目	金 額	
補助金等収入	19,606	75.6	人件費	18,416	71.0
その他の収入	6,341	24.4	旅費	258	1.0
			その他	7,273	28.0
<b>合 計</b>	<b>25,947</b>	<b>100.0</b>	<b>合 計</b>	<b>25,947</b>	<b>100.0</b>

（単位：千円、%）

### 4 財政状態について

平成29年度末の財政状態は次のとおりである。

#### 貸 借 対 照 表

（単位：千円、%）

科 目	金 額	構成比	科 目	金 額	構成比
流動資産			流動負債		
普通預金	27,429	7.5	未払金	2,717	0.9
未収金	6,137	1.4	預り金	5,270	1.7
その他の流動資産	9	0.0	前受金	400	0.1
流動資産合計	33,576	10.9	流動負債合計	8,387	2.7
固定資産			固定負債		
基本財産	270,320	89.5	退職給付引当金	4,360	1.4
退職給与引当資産	4,360	0.9	固定負債合計	4,360	1.4
備品	1,118	0.7	負債合計	12,747	4.1
固定資産合計	275,798	89.1	正味財産	296,627	95.9
			（うち一般正味財産）	(296,627)	
<b>資 産 合 計</b>	<b>309,374</b>	<b>100.0</b>	<b>負 債 及 び 正 味 財 産 合 計</b>	<b>309,374</b>	<b>100.0</b>

## 社会福祉法人 沖繩県社会福祉協議会 (公の施設の指定管理・補助金)

### 1 事業の概要

当法人は、沖縄県における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的に設置された。県は、民間社会福祉活動の充実と発展を図るため補助金を交付するとともに、沖縄県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例(平成14年沖縄県条例第48号)第3条の規定により、当法人を指定管理者として平成18年度から沖縄県総合福祉センターの管理を行わせている。平成29年度に行った主な事業は次のとおりである。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の総合的企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、研究、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導助言及び助成
- (5) 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整
- (6) ボランティア活動の振興
- (7) 日常生活自立支援事業
- (8) 生活福祉資金貸付事業
- (9) 社会福祉振興基金の管理運営事業
- (10) 福祉人材及び高齢者無料職業紹介事業
- (11) 介護福祉士修学資金等貸付事業、保育士修学資金等貸付事業及び児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業
- (12) 沖縄県総合福祉センター指定管理運営事業

### 2 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり補助金及び指定管理料を交付している。

- (1) 補助金の交付  
平成29年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則(昭和47年沖縄県規則第102号)に基づき補助金は、次のとおりである。

区分	対象事業費	補助金額	事業内容
社会福祉協議会県費補助金	30,595,717	27,581,000	民生委員活動推進
社会福祉活動促進補助金	172,892,140	144,212,000	福祉活動指導員設置費、日常生活自立支援事業等
高齢者無料職業紹介事業補助金	2,755,832	2,753,000	高齢者を対象とした無料職業紹介事業
介護福祉士修学資金等貸付事業費補助金	101,823,358	10,181,000	介護福祉士修学資金等貸付
保育対策総合支援事業費補助金	372,917,432	37,288,000	保育士修学資金貸付等事業
児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業補助金	21,702,282	2,169,000	児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業
生活福祉資金貸付事業補助金	53,217,785	17,571,000	生活福祉資金貸付事業
<b>合計</b>	<b>755,904,546</b>	<b>241,755,000</b>	

(単位：円)

- (2) 指定管理料の交付  
県が沖縄県総合福祉センターの管理に関する年度協定書第2条第1項に基づいて、当法人に対し交付した指定管理料は、75,650,000円となっている。

なお、平成29年度の沖縄県総合福祉センターの施設利用収入額は、16,334,600円となっている。

### 3 収支状況について

平成29年度の収支状況は次のとおりである。

#### 収支計算

(単位：千円、%)

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
補助事業	755,905	補助事業	755,905
県補助金収入	241,755	事務職員等設置費	137,961
その他収入	514,150	事業費	617,944
指定管理事業	95,899	指定管理事業	95,264
指定管理料収入	75,650	人件費等	19,304
施設利用料収入	16,334	運営費	5,785
その他の収入	3,915	維持管理費	40,026
		その他	30,149
<b>合計</b>	<b>851,804</b>	<b>合計</b>	<b>851,169</b>
		構成比	構成比
		88.7	88.8
		28.4	16.2
		60.3	72.6
		11.3	11.2
		8.9	2.3
		1.9	0.7
		0.5	4.7
		100.0	100.0



## 公益財団法人 沖縄県平和祈念財団 (公の施設の指定管理・補助金)

### 1 事業の概要

当法人は、沖縄全戦没者の御霊を奉慰顕彰し、霊城を維持管理するため必要な事業を行うことを目的として昭和32年10月に発足し、昭和35年6月に財団法人となった。昭和47年に財団法人沖縄県戦没者慰霊奉賛会、平成18年7月に財団法人沖縄県平和祈念財団に改称し、平成25年4月に公益財団法人へ移行した。

県は、沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）第17条及び沖縄県平和祈念資料館及び平和の礎の設置及び管理に関する条例（平成12年沖縄県条例第11号）第13条の規定により、当法人を指定管理者として平成18年度から平和祈念公園及び平和の礎の管理を行わせている。

- 平成29年度に行った主な事業は次のとおりである。
- (1) 沖縄全戦没者の慰霊に関する事業
  - (2) 霊城及び関連施設の維持管理等に関する事業
  - (3) 平和の発信に関する事業
  - (4) 平和の礎及び平和祈念公園指定管理に関する事業

### 2 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり補助金及び指定管理料を交付している。

- (1) 補助金の交付  
平成29年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に基づく補助金は、次のとおりである。

区分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県援護事業補助金	28,566,000	7,867,000	戦没者遺族に対する援護事業 戦跡慰霊の清掃管理事業
合計	28,566,000	7,867,000	

(単位：円)

### (2) 指定管理料の交付

- ① 平和祈念公園の管理に関する年度協定書第4条に基づいて当法人に対して交付した指定管理料は35,862,000円、平和祈念公園の管理に関する基本協定書第26条、第41条により交付した追加的経費は、5,267,163円となっている。

なお、基本協定書第33条から第35条に基づく平成29年度の施設利用収入額は158,620円となっている。

- ② 平和の礎の管理に関する年度協定書第4条に基づいて当法人に対して交付した指定管理料は20,634,000円、平和の礎の管理に関する基本協定書第38条により交付した追加的費用は、2,891,478円となっている。

### 3 収支状況について

平成29年度の補助事業及び指定管理に係る収支状況は次のとおりである。

#### 収支計算

(単位：千円、%)

収		入		支		出	
科目	金額	構成比	科目	金額	構成比	科目	金額
補助事業	28,566	29.7	補助事業	28,566	30.2	補助事業	28,566
県補助金収入	7,867	8.2	人件費	17,923	18.9	人件費	17,923
その他の収入	20,699	21.5	委託料等	10,643	11.3	委託料等	10,643
平和祈念公園	44,051	45.8	平和祈念公園	42,644	45.1	平和祈念公園	42,644
指定管理料収入	35,862	37.3	人件費	8,773	9.3	人件費	8,773
追加的経費	5,267	5.4	委託料	20,709	21.9	委託料	20,709
施設利用料収入	159	0.2	光熱水費	3,258	3.4	光熱水費	3,258
自主事業収入	2,763	2.9	その他	9,904	10.5	その他	9,904
平和の礎	23,525	24.5	平和の礎	23,350	24.7	平和の礎	23,350
指定管理料収入	20,634	21.5	人件費	11,865	12.5	人件費	11,865
追加的経費	2,891	3.0	委託料	7,718	8.2	委託料	7,718
			その他	3,767	4.0	その他	3,767
合計	96,142	100.0	合計	94,560	100.0	合計	94,560

公益財団法人 沖繩県保健医療福祉事業団  
(出資)

1 事業の概要

当法人は、県民の保健及び医療の向上と福祉の増進に関する事業を行い、もって本県の保健医療福祉に寄与することを目的として、昭和49年4月に設立された。  
平成29年度に行った主な事業は次のとおりである。

- (1) 健康づくり運動普及啓発事業
- (2) 臓器移植普及推進事業
- (3) ファミリーハウス事業
- (4) 勤労者福祉事業
- (5) 現有資産の活用

2 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して基本財産3,505,000,000円の全額を出資している。  
また、それ以外に特定資産として、5,400,530,000円を出資している。

3 財政状態について

平成29年度末の財政状態は次のとおりである。

貸借対照表

科 目	金 額	構成比	科 目	金 額	構成比
流動資産	149,265	1.6	流動負債	26,112	0.3
現金預金	130,326	1.4	未払金	21,096	0.2
その他の流動資産	18,939	0.2	その他の流動負債	5,016	0.1
固定資産	9,088,275	98.4	固定負債	61,894	0.7
基本財産	3,505,000	37.9	退職給付引当金	41,894	0.5
特定資産	4,237,706	45.9	その他の固定負債	20,000	0.2
その他の固定資産	1,345,569	14.6	負債合計	88,006	1.0
			正味財産	9,149,534	99.0
			指定正味財産	61,692	0.6
			(うち基本財産)	(5,000)	(0.1)
			一般正味財産	9,087,842	98.4
			(うち基本財産)	(3,500,000)	(37.9)
<b>資 産 合 計</b>	<b>9,237,540</b>	<b>100.0</b>	<b>負債及び正味財産合計</b>	<b>9,237,540</b>	<b>100.0</b>

(単位：千円、%)

社会医療法人 仁愛会 浦添総合病院  
(補助金)

1 補助の目的

県は沖繩県保健医療計画に基づき、救命救急センターの医師・看護師が搭乗する救急医療用ヘリコプター(ドクターヘリ)を活用することにより、傷病者の迅速な処置と病院収容までの時間短縮を図り、救命率の向上及び後遺症の軽減に努め、離島・へき地の住民が安心して暮らせる医療体制の整備を図るため沖繩県救急医療対策補助金及び沖繩県救急病院設備整備事業補助金を交付している。

2 補助事業の内容

平成29年度における沖繩県補助金等の交付に関する規則(昭和47年沖繩県規則第102号)に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖繩県救急医療対策費補助金 (補助事業)	279,668,988	250,549,000	ドクターヘリ運航経費 搭乗医師・看護師確保 経費
沖繩県救急医療対策費補助金 (交付金事業)		17,748,000	ドクターヘリ運航調整 委員会経費 ヘリポート管理等経費
<b>合 計</b>	<b>308,922,948</b>	<b>287,799,000</b>	医療機器の整備に要する経費

3 収支状況について

平成29年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

収支計算

(単位：千円、%)

科 目	入		支		出 金 額	構成比
	金 額	構成比	科 目	金 額		
県補助金収入	287,799	93.1	ドクターヘリ運航経費	241,920	78.3	
診療収入	11,311	3.7	搭乗医師・看護師確保 経費	34,897	11.3	
寄付金	60	0.0				
その他の収入	9,753	3.2	ドクターヘリ運航調整 委員会経費 ヘリポート管理等経費	273	0.1	
<b>合 計</b>	<b>308,923</b>	<b>100.0</b>	医療機器の整備に要する経費	29,254	9.5	
			<b>合 計</b>	<b>308,923</b>	<b>100.0</b>	

公益財団法人 沖縄県産業振興公社  
(出資・補助金・損失補償・貸付金)

1 事業の概要

当法人は、県内商工業の生産技術向上及び経営の合理化等を促進するため、設備の近代化、下請取引の円滑化、情報の収集・提供、中小企業の活性化、創造的中小企業の支援、経営革新等をバックアップする中小企業支援センター業務、その他産業振興に必要な事業を行い、もって本県産業の健全な発展に寄与することを目的として、昭和46年12月に財団法人沖縄県中小企業設備貸与公社として設立された。平成元年4月に財団法人沖縄県産業振興公社に名称変更、平成24年4月に公益認定を受け公益財団法人となっている。

平成29年度に行った主な事業は次のとおりである。

- (1) 中小企業等の経営革新や経営基盤の強化に関する事業
- (2) 創業及び新事業の創出やベンチャー企業の育成に関する事業
- (3) 県内企業等の海外展開に関する事業
- (4) 県内企業等の人材育成に関する事業

2 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり基本金を出資するとともに補助金等の交付及び事業資金の貸付けを行っている。

- (1) 基本金の出資  
基本金36,100,000円の全額を出資している。
- (2) 補助金の交付  
平成29年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に基づく補助金は、次のとおりである。

区分	対象事業費	補助金額	事業内容
産業振興基盤強化費補助金	72,935,584	72,935,584	人件費、事務費等
中小企業総合支援事業費補助金	78,209,648	75,789,648	支援体制整備事業等
沖縄県産業振興基金事業補助金	21,469,286	21,469,286	中小企業支援プロジェクト
海外事務所管理運営事業補助金	83,071,438	83,071,438	海外事務所管理運営
<b>合計</b>	<b>255,685,956</b>	<b>253,265,956</b>	

(単位：円)

- (3) 損失補償金の交付  
中小企業機械類貸与事業等の損失補償について、損失補償契約に基づき11,368,019円を交付している。
- (4) 貸付金の状況  
平成29年度における沖縄県中小企業機械類貸与資金貸付規程等に基づく貸付金の状況は、次のとおりである。

区分	前年度末残高	平成29年度		年度末残高
		貸付金	償還金	
設備貸与資金貸付金	90,807,000	0	13,337,500	77,469,500
機械類貸与資金貸付金	1,614,352,000	400,000,000	478,944,000	1,535,408,000
OKINAWA型産業応援ファンド造成資金貸付金	4,400,000,000	0	4,400,000,000	0
<b>合計</b>	<b>6,105,159,000</b>	<b>400,000,000</b>	<b>4,892,281,500</b>	<b>1,612,877,500</b>

(単位：円)

3 収支状況について

平成29年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

収支計算

(単位：千円、%)

収 科 目	入		支		出 金 額	構成比
	金額	構成比	科 目	金額		
県補助金収入	253,266	99.1	産業振興公社運営費補助	72,936	28.5	
その他収入	2,420	0.9	中小企業総合支援事業	78,210	30.6	
			沖縄県産業振興基金事業	21,469	8.4	
			海外事務所管理運営事業	83,071	32.5	
<b>合計</b>	<b>255,686</b>	<b>100.0</b>	<b>合計</b>	<b>255,686</b>	<b>100.0</b>	

4 財政状態について

平成29年度末の財政状態は次のとおりである。

貸借対照表

(単位：千円、%)

科 目	資産		負債		
	金額	構成比	金額	構成比	
流動資産	2,401,210	56.9	流動負債	869,306	20.6
現金預金	1,079,771	25.6	借入金	536,432	12.7
割賦設備	945,581	22.4	未払費用	150,324	3.6
未収金	194,023	4.6	預り金	135,667	3.2
その他の流動資産	181,835	4.3	その他の流動負債	46,883	1.1
固定資産	1,816,422	43.1	固定負債	2,995,835	71.0
基本財産	36,100	0.9	貸与原資長期借入金	1,076,800	25.5
特定資産	1,780,321	42.2	投資減資長期借入金	1,210,165	28.7
その他固定資産	1	0.0	その他の固定負債	708,870	16.8
			負債合計	3,865,141	91.6
			正味財産合計	352,491	8.4
			指定正味財産	89,140	2.1
			(うち基本財産)	(36,100)	(0.9)
			一般正味財産	263,351	6.3
<b>資産合計</b>	<b>4,217,632</b>	<b>100.0</b>	<b>負債及び正味財産合計</b>	<b>4,217,632</b>	<b>100.0</b>

## 沖縄県信用保証協会 (出資・補助金・損失補償)

### 4 財政状態について 平成29年度末の財政状態は次のとおりである。

#### 1 事業の概要

当協会は、中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的として、中小企業者等が銀行その他の金融機関から資金の貸付、手形の割引を受けること等により金融機関に対して負担する債務の保証、中小企業者等が発行する社債のうち銀行その他の金融機関が引き受けるものに係る債務の保証等を行っている。

平成29年度の主な事業実績は、保証承諾額56,869百万円、保証債務残高117,307百万円、代位弁済額（元利）2,422百万円となっている。

#### 2 財政的援助等の内容

県は、当協会に対して次のとおり基本金を出資するとともに補助金等を交付している。

- (1) 基本金の出資  
基本金12,731,108,107円のうち、4,474,308,062円、35.1%を出資している。
- (2) 損失補償金の交付  
小規模企業対策資金等8資金の損失補償契約に基づき60,995,843円を交付している。
- (3) 補助金の交付  
沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）及び沖縄県信用保証料補填補助金交付要綱に基づき、補助金75,018,000円を交付している。

（単位：円）

区分	対象事業費	補助金額	事業内容
県単融資制度資金損失補償金	395,479,267	60,995,843	小規模企業対策資金等8資金
沖縄県信用保証料補填補助金	24,120,733,000	75,018,000	信用保証料補填補助
<b>合計</b>	<b>24,516,212,267</b>	<b>136,013,843</b>	

#### 3 収支状況について

平成29年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

（単位：千円、%）

収支科目	入		出		
	金額	構成比	金額	構成比	
県補助金収入	136,014	0.6	県単融資制度資金損失補償金	395,479	1.6
その他の収入	24,380,198	99.4	沖縄県信用保証料補填補助金	24,120,733	98.4
<b>合計</b>	<b>24,516,212</b>	<b>100.0</b>	<b>合計</b>	<b>24,516,212</b>	<b>100.0</b>

### 貸借対照表

（単位：千円、%）

科目	金額	構成比	科目	金額	構成比
現金	252	0.0	基本財産	12,731,288	9.1
預け金	8,584,548	6.1	収支差額変動準備金	1,468,875	1.0
有価証券	10,878,742	7.8	責任準備金	705,759	0.5
不動産・不動産	291,768	0.2	求償権償却準備金	162,134	0.1
損失補償金見返	1,765,730	1.3	退職給付引当金	632,827	0.5
保証債務見返	117,307,174	83.8	損失補償金	1,765,731	1.3
求償権	543,929	0.4	保証債務	117,307,174	83.8
雑勘定	579,082	0.4	借入金	1,727,000	1.2
			雑勘定	3,450,437	2.5
<b>資産合計</b>	<b>139,951,225</b>	<b>100.0</b>	<b>負債及び正味財産合計</b>	<b>139,951,225</b>	<b>100.0</b>

## 那覇空港貨物ターミナル株式会社 (出資・貸付金)

### 1 事業の概要

当社は、平成21年4月10日に那覇空港貨物ターミナル内施設の運営・管理・賃貸に関する事業等を目的に設立された。  
平成29年度に行った主な事業は次のとおりである。

- (1) 那覇空港貨物ターミナル内施設の運営・管理・賃貸に関する事業
- (2) 不動産の管理・賃貸に関する事業
- (3) 建物及び電気・給排水、空気調整等、保安、運転管理
- (4) 航空事業者、航空旅客並びに航空貨物に対する役務の提供
- (5) LCCターミナルc巡回シャトルバスの運営委託業務

### 2 財政的援助等の内容

県は、当社に対して次のとおり基本金を出資するとともに事業資金の貸付けを行っている。

- (1) 基本金の出資  
基本金1,000,000,000円のうち、250,000,000円、25%を出資している。
- (2) 貸付金の状況  
平成29年度における沖縄県地域総合整備資金貸付規程等に基づく貸付金の状況は、次のとおりである。

区分	前年度末残高	平成29年度		年度末残高
		貸付金	償還金	
新貨物ターミナル建設事業	746,676,000	0	93,332,000	653,344,000
<b>合計</b>	<b>746,676,000</b>	<b>0</b>	<b>93,332,000</b>	<b>653,344,000</b>

(単位：円)

### 3 財政状態について

平成29年度末の財政状態は次のとおりである。

#### 貸借対照表

(単位：千円、%)					
科 目	金 額	構成比	科 目	金 額	構成比
流動資産	1,063,210	12.8	流動負債	989,369	11.9
現金預金	1,013,507	12.2	1年以内返済長期借入金	496,280	6.0
未収入金	14,924	0.2	未払費用	306,630	3.7
施設未収入金	19,349	0.2	未払法人税等	51,251	0.6
前払費用	8,477	0.1	前受金	91,299	1.1
その他の流動資産	6,953	0.1	その他の流動負債	43,909	0.5
固定資産	7,230,574	87.2	固定負債	4,309,386	52.0
建物	5,595,701	67.5	長期借入金	3,827,659	46.2
建物附属設備	1,227,521	14.8	受入保証金	401,727	4.8
減価償却累計額	△2,779,917	△33.5	修繕引当金	80,000	1.0
長期性預金	2,500,000	30.1	負債合計	5,298,755	63.9
その他の固定資産	687,269	8.3	純資産	2,995,029	36.1
			株主資本	(365,000)	
			(うち資本金)		
<b>資 産 合 計</b>	<b>8,293,784</b>	<b>100.0</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>8,293,784</b>	<b>100.0</b>

## 沖縄国際物流拠点管理運営共同企業体 (公の施設の指定管理)

### 1 事業の概要

県は、沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例（昭和62年沖縄県条例第42号）第3条の規定により、当共同企業体を指定管理者として平成28年度から沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区の管理を行わせている。

平成29年度に行った主な事業は次のとおりである。

- (1) 施設の維持管理等に関する業務
- (2) 入居企業の支援に関する業務
- (3) その他管理運営業務に附帯する業務

### 2 財政的援助等の内容

県が、沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区の管理運営に関する年度協定書第4条第1項に基づいて当共同企業体に対し交付した指定管理料は、92,075,000円となっている。

### 3 収支状況について

平成29年度の指定管理に係る収支状況は次のとおりである。

#### 収 支 計 算

(単位：千円、%)

収 科 目	入		支		出	
	金額	構成比	科 目	金額	金額	構成比
指定管理料収入	92,075	100.0	人件費 設備管理費 保安管理費 清掃管理費 その他経費	10,848 13,647 19,440 14,334 33,549	10,848 13,647 19,440 14,334 33,549	11.8 14.9 21.2 15.6 36.5
<b>合 計</b>	<b>92,075</b>	<b>100.0</b>	<b>合 計</b>	<b>91,818</b>	<b>91,818</b>	<b>100.0</b>

## 沖縄県商工会連合会 (補助金)

### 1 補助の目的

県は、県内における商工会の健全な発展を図り、もって商工業の振興に寄与することを目的とする当連合会に対し、小規模事業の振興と安定に寄与するため、小規模事業者の経営又は技術の改善のための事業に要する経費等について補助金を交付している。

### 2 補助事業の内容

平成29年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に基づき補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県小規模事業経営支援 事業費補助金	1,142,343,870	927,739,866	小規模事業者の経営改善発 達の支援等
沖縄雇用・経営基盤強化事業 補助金	8,621,343	8,169,000	経営基盤の強化を図り雇用 環境の改善を図る事業
小規模事業者持続化支援事 業補助金	21,240,755	21,240,755	事業承継の促進及び創業直 後の廃業を防止し、雇用機 会の創出・確保を図る事業
<b>合 計</b>	<b>1,172,205,968</b>	<b>957,149,621</b>	

### 3 収支状況について

平成29年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

#### 収 支 計 算

(単位：千円、%)

収 科 目	入		支		出	
	金額	構成比	科 目	金額	金額	構成比
県補助金収入 その他の収入	957,149 215,057	81.7 18.3	人件費(連合会分) その他の経費(連合会分)	141,738 66,642	141,738 66,642	12.1 5.7
			市町村商工会人件費 市町村商工会事業費	725,323 238,503	725,323 238,503	61.9 20.3
<b>合 計</b>	<b>1,172,206</b>	<b>100.0</b>	<b>合 計</b>	<b>1,172,206</b>	<b>1,172,206</b>	<b>100.0</b>

### 沖縄県中小企業団体中央会 (補助金・貸付金)

#### 1 事業の概要

県は、県内における中小企業等協同組合、協業組合、商工組合連合会、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会の組織、事業及び経営の指導並びに連絡、その他組合の健全な発展を図るために必要な事業を行い、併せて中小企業の振興を図ることを目的とする当中央会に対し、その事業を促進していくため、組織化指導補助金を交付し、また組織強化育成資金貸付金の原資を貸付けを行っている。

#### 2 財政的援助等の内容

県は、当中央会に対して次のとおり補助金を交付するとともに、貸付金の貸付けを行っている。

##### (1) 補助金の交付

平成29年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に基づく補助金は、次のとおりである。

区分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県組織化指導費補助金	113,248,380	106,315,498	指導費・職員設置費組合等の指導事業等
合計	113,248,380	106,315,498	

(単位：円)

##### (2) 貸付金の状況

平成29年度における沖縄県中小企業振興資金融資制度要綱に基づく貸付金の状況は、次のとおりである。

区分	前年度末残高	平成29年度		年度末残高
		貸付金	償還金	
組織強化育成資金	0	331,114,000	331,114,000	0
合計	0	331,114,000	331,114,000	0

(単位：円)

### 3 収支状況について 平成29年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

#### 収支計算

(単位：千円、%)

収		入		支		出	
科目	金額	構成比	科目	金額	構成比	科目	金額
県補助金収入	106,315	93.9	指導員・職員の設置	92,818	82.0		
その他の収入	6,933	6.1	組合等の指導事業	9,679	8.5		
			地域産業実態調査事業	2,975	2.6		
			中央会指導員等研究会開催事業	870	0.8		
			組合指導情報整備事業	1,305	1.2		
			組合情報化推進研修事業	3,256	2.9		
			中小企業団体情報連絡員設置	369	0.3		
			中小企業連携組織支援事業	1,976	1.7		
合計	113,248	100.0	合計	113,248	100.0		

沖縄情報通信センター管理運営コンソーシアム  
(公の施設の指定管理)

1 事業の概要

県は、沖縄情報通信センターの設置及び管理に関する条例（平成26年沖縄県条例第56号）第3条の規定により、平成27年度から平成29年度まで株式会社沖縄データセンターを、平成30年度からは当団体を指定管理者として沖縄情報通信センターの管理を行わせている。

平成29年度に株式会社沖縄データセンターが行った主な事業は次のとおりである。

- (1) 施設運営業務
- (2) 建築設備の維持管理
- (3) 保安警備・清掃及び植栽管理
- (4) 防災管理等

2 財政的援助等の内容

県が、沖縄情報通信センターの管理運営に関する基本協定書第35条第2項、沖縄情報通信センターの管理協定に関する年度協定書第4条第1項に基づいて株式会社沖縄データセンターに対し交付した指定管理料は、108,456,650円となっている。

3 収支状況について

平成29年度の収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算

(単位：千円、%)

科 目	入		出		構成比
	金 額	構成比	科 目	金 額	
指定管理料収入	108,457	100.0	人件費 設備管理費 設備保守点検費 保安管理費 その他管理費	13,835 25,462 40,347 14,423 14,362	12.8 23.5 37.2 13.3 13.2
合 計	108,457	100.0	合 計	108,429	100.0

公益財団法人 沖縄県立芸術大学芸術振興財団  
(出資)

1 事業の概要

当法人は、沖縄県立芸術大学並びに沖縄県内における芸術文化の振興に関する必要な助成事業を行い、沖縄県立芸術大学及び地域社会の芸術文化の発展に寄与することを目的に、昭和62年11月4日に設立された。

平成29年度に行った主な事業は次のとおりである。

- (1) 沖縄県立芸術大学の教育・研究活動及び社会貢献活動に対する支援
- (2) 沖縄県立芸術大学の学生及び研究生に対する奨学金の給与
- (3) 地域社会の芸術活動に対する助成

2 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して基本金524,653,680円のうち、400,000,000円、76.2%を出資している。

3 財政状態について

平成29年度末の財政状態は次のとおりである。

貸 借 対 照 表

(単位：千円、%)

科 目	金 額	構成比	科 目	金 額	構成比
流動資産	10,337	1.9	流動負債	1,136	0.2
現金預金	10,268	1.9	預り金	43	0.0
未収金	69	0.0	未払金	1,093	0.2
固定資産	527,204	98.1	固定負債	0	0.0
基本財産	524,654	97.6			
特定資産	2,500	0.5			
その他固定資産	50	0.0	負債合計	1,136	
			正味財産	536,405	99.8
			(うち基本金)	(524,654)	(97.6)
資 産 合 計	537,541	100.0	負債及び正味財産合計	537,541	100.0



公益財団法人 沖縄県体育協会  
(補助金)

1 補助の目的

県は、本県スポーツの振興と県民の健康、体力の増進を図るため、当法人の行う事業並びに運営に要する経費に補助金を交付している。  
また、沖縄21世紀ビジョンの施策であるスポーツアライアンス受入体制に要する経費及び2020東京オリンピック・パラリンピック大会において多くの選手輩出を目指すため選手の強化育成に係る経費に対し、補助金を交付している。

2 補助事業の内容

平成29年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に基づき補助金は、次のとおりである。

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県社会体育活動費補助金	117,369,520	96,344,000	運営費 事業費 県民体育大会事業 競技力向上対策事業 スポーツ少年団育成事業 スポーツ医・科学研究事業 事業費
スポーツコミュニケーション沖縄体制整備事業	44,138,767	42,453,720	事業費
2020東京オリンピック・パラリンピック選手輩出事業	11,338,072	11,337,772	事業費
合 計	172,846,359	150,135,492	

(単位：円)

3 収支状況について

平成29年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

科 目	入		支		出	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
県補助金収入	150,135	86.9	運営費	40,725	23.6	
その他の収入	22,711	13.1	事業費	76,644	44.3	
			県民体育大会事業	15,952	9.2	
			競技力向上対策事業	50,811	29.4	
			スポーツ少年団育成事業	9,232	5.3	
			スポーツ医・科学研究事業	649	0.4	
			スポーツコミュニケーション沖縄体制整備事業	44,139	25.5	
			2020東京オリンピック・パラリンピック選手輩出事業	11,338	6.6	
合 計	172,846	100.0	合 計	172,846	100.0	

一般財団法人 沖縄美ら島財団  
(公の施設の指定管理)

1 事業の概要

県は、当法人を指定管理者として、沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）第17条の規定により平成18年度から首里城公園の管理を、沖縄県青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年沖縄県条例第49号）第4条の規定により平成25年度から沖縄県立名護青少年の家を、沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第4条の規定により平成28年度から沖縄県立博物館・美術館の管理を行わせている。

2 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して下記のとおり指定管理料を交付している。

- 首里城公園の管理に関する年度協定書第4条に基づいて当法人に対して交付した指定管理料は、140,360,000円となっている。なお、基本協定書第32条から第35条に基づく利用料金収入は、駐車場収入100,338,880円となっている。
- 沖縄県立青少年の家の管理に関する年度協定書第3条に基づいて当法人に対して交付した指定管理料は、36,051,429円となっている。なお、基本協定書第33条から第35条に基づく利用料金収入は、施設使用料収入4,030,410円となっている。
- 沖縄県立博物館・美術館の管理運営に関する年度協定書第4条に基づいて当法人に対して交付した指定管理料は、302,470,000円となっている。なお、基本協定書第42条から第44条に基づく利用料金収入は、観覧料等収入75,238,511円となっている。

3 収支状況について

平成29年度の指定管理に係る収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算

(単位：千円、%)

科 目	入		支		出	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
首里城公園	248,253	36.2	首里城公園	268,809	34.2	
指定管理料収入	140,360	20.5	事業費	233,950	29.8	
駐車場収入	100,339	14.6	管理費	34,859	4.4	
自動販売機等収入	6,371	0.9				
その他の収入	1,183	0.2				
沖縄県立			沖縄県立			
名護青少年の家	43,108	6.0	名護青少年の家	47,600	6.0	
指定管理料収入	36,052	5.0	人件費	24,676	3.1	
施設利用料収入	4,031	0.6	管理費	22,924	2.9	
その他の収入	3,025	0.4				
沖縄県立			沖縄県立			
博物館・美術館	430,902	59.7	博物館・美術館	470,112	59.8	
指定管理料収入	302,470	41.9	人件費	99,945	12.7	
施設利用料収入	75,239	10.4	管理費	370,167	47.1	
その他の収入	53,193	7.4				
合 計	722,263	100.0	合 計	786,521	100.0	

一般財団法人 沖縄観光コンベンションビューロー  
(公の施設の指定管理・補助金)

1 事業の概要

当法人は、沖縄県の観光・コンベンション振興施策等に基づき沖縄県への観光客とコンベンションの誘致促進、観光・コンベンション施設の整備等を行うことにより、観光・コンベンションの振興を図り、もって県経済の発展、県民の福祉及び文化の向上並びに国際相互理解の増進に寄与することを目的として、平成8年4月に(財)沖縄ビジターズビューロー、(財)沖縄コンベンションセンター及びオキナワコンベンションビューロー(任意団体)が統合されて発足したものである。

県は、当法人の事業に要する経費について補助金を交付するとともに、沖縄コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例(平成17年沖縄県条例第44号)第3条、沖縄県都市公園条例(昭和52年沖縄県条例第41号)第17条及び沖縄空手会館の設置及び管理に関する条例(平成28年沖縄県条例第28号)第3条の規定により、当法人を指定管理者として平成18年度から沖縄コンベンションセンター及び海軍壕公園、平成29年3月から沖縄空手会館の管理を行わせている。

平成29年度に行った主な事業は次のとおりである。

- (1) 国内需要安定化事業
- (2) 観光誘致対策事業
- (3) カップルアニアバーツーツーリズム拡大事業
- (4) 教育旅行推進強化事業
- (5) 離島観光活性化促進事業
- (6) 沖縄観光国際化ビッグバン事業

2 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり補助金及び指定管理料を交付している。

- (1) 補助金の交付  
平成29年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則(昭和47年沖縄県規則第102号)に基づく補助金は、次のとおりである。

区分	対象事業費	補助金額	事業内容
観光振興事業補助金※	99,336,420	72,583,000	人件費、管理費
観光振興事業補助金	720,000	720,000	日本観光振興協会拠出金
戦略的課題解決型観光商品等支援事業補助金	31,283,364	20,855,000	人件費、事業費
<b>合計</b>	<b>131,339,784</b>	<b>94,158,000</b>	

※ 沖縄観光コンベンションビューロー補助事業

(2) 指定管理料の交付

① 沖縄コンベンションセンター管理運営に関する協定書第35条第2項に基づいて、当法人に対して交付した指定管理料は、65,691,000円となっている。

なお、平成29年度の施設利用収入額は、347,174,810円となっている。

② 海軍壕の管理に関する協定書第32条第2項に基づいて、当法人に交付した指定管理料は、15,795,464円となっている。

③ 沖縄空手会館管理運営に関する協定書第40条第2項に基づいて、当法人に交付した指定管理料は、63,000,000円となっている。

なお、平成29年度の施設利用収入額は、9,746,260円となっている。

3 収支状況について

平成29年度の収支状況は次のとおりである。

収支計算

(単位：千円、%)

収		入		支		出	
科	目	金額	構成比	科	目	金額	構成比
補助事業		131,340	19.7	補助事業		131,340	21.7
	県補助金収入	94,158	14.1		人件費	49,375	8.2
	その他の収入	37,182	5.6		事業費	81,245	13.4
					拠出金	720	0.1
指定管理事業		534,756	80.3	指定管理事業		475,162	78.3
	コンベンションセンター	434,394	65.2		コンベンションセンター	369,721	60.9
	指定管理料	65,691	9.9		人件費	59,188	9.7
	施設利用料	347,175	52.1		光熱水費	65,321	10.8
	自主事業収入	21,528	3.2		修繕費	23,069	3.8
					委託費	187,622	30.9
					その他の支出	34,521	5.7
海軍壕公園		16,972	2.6	海軍壕公園		16,822	2.8
	指定管理料	15,796	2.4		人件費	3,008	0.5
	施設利用料	2	0.0		光熱水費	1,580	0.3
	自主事業収入	1,174	0.2		修繕費	2,435	0.4
					委託費	7,434	1.2
					その他の支出	2,365	0.4
沖縄空手会館		83,390	12.5	沖縄空手会館		88,619	14.6
	指定管理料	63,000	9.4		人件費	39,404	6.5
	施設利用料	9,746	1.5		光熱水費	15,224	2.5
	自主事業収入	10,644	1.6		修繕費	50	0.0
					委託費	21,561	3.6
					その他の支出	12,380	2.0
<b>合計</b>	<b>計</b>	<b>666,096</b>	<b>100.0</b>	<b>合計</b>	<b>計</b>	<b>606,502</b>	<b>100.0</b>

## 株式会社トラステック (公の施設の指定管理)

### 1 事業の概要

県は、沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）第17条及び沖縄県立奥武山総合運動公園の設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第28号）第3条の規定により、当社を指定管理者として平成21年度から奥武山公園、沖縄県立奥武山総合運動公園の管理を行わせている。

### 2 財政的援助等の内容

- 県は、当法人に対して下記の指定管理料を交付している。
- (1) 奥武山公園の管理に関する年度協定書第3条第1項に基づいて当社に対し交付した指定管理料は、49,000,000円となっている。
  - なお、平成29年度の施設利用収入額は、2,294,775円となっている。
  - (2) 沖縄県立奥武山総合運動場の管理に関する年度協定書第3条第1項に基づいて当社に対し交付した指定管理料は、187,000,000円となっている。
  - なお、平成29年度の施設利用収入額は、40,594,319円となっている。

### 3 収支状況について

平成29年度の収支状況は次のとおりである。

#### 収 支 計 算

(単位：千円、%)

科 目	入		支		出	
	金 額	構成比	科 目	金 額	構成比	
奥武山公園 指定管理料収入	59,765	20.1	奥武山公園 人件費	59,764	20.3	
施設利用料収入	49,000	16.5	管理費	9,184	3.1	
自主売上	2,295	0.8		50,580	17.2	
その他の収入	947	0.3				
	7,523	2.5				
奥武山総合運動場 指定管理料収入	237,731	79.9	奥武山総合運動場 人件費	234,219	79.7	
施設利用料収入	187,000	62.9	管理費	60,483	20.6	
自主売上	40,594	13.6		173,736	59.1	
その他の収入	10,136	3.4				
	1	0.0				
<b>合 計</b>	<b>297,496</b>	<b>100.0</b>	<b>合 計</b>	<b>293,983</b>	<b>100.0</b>	

## 久米島空港ターミナル株式会社 (出資)

### 1 事業の概要

当社は、久米島空港を中型ジェット機対応の空港として整備する中、久米島空港ターミナルビル管理運営に当たるとため、平成9年2月に第三セクター方式により設立された。平成29年度における乗降客数は257,271人で、前年度に比べ751人（0.3%）減少している。平成29年度に行った主な事業は次のとおりである。

- (1) ターミナルビルの維持管理業務
- (2) 土産品店、事務所等の貸室事業
- (3) 壁面広告、自動販売機設置等の附帯業務

### 2 財政的援助等の内容

県は当社に対して、基本金294,000,000円のうち、135,000,000円、45.9%を出資している。

### 3 財政状態について

平成29年度末の財政状態は次のとおりである。

#### 貸 借 対 照 表

(単位：千円、%)

科 目	金 額	構成比	科 目	金 額	構成比
流動資産	320,133	94.3	流動負債	12,286	3.6
現金預金	316,401	93.2	未払金	4,149	1.2
未収金	3,732	1.1	前受金	957	0.3
			その他の流動負債	7,180	2.1
固定資産	19,454	5.7	固定負債	11,415	3.4
有形固定資産	19,124	5.6	預り保証金	3,025	0.9
無形固定資産	330	0.1	長期借入金	8,390	2.5
			負債合計	23,701	7.0
			純資産 (うち資本金)	315,886 (294,000)	93.0 (86.6)
<b>資 産 合 計</b>	<b>339,587</b>	<b>100.0</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>339,587</b>	<b>100.0</b>

日本トランスオーション航空株式会社  
(補助金)

1 補助の目的

県は、航空機の不法奪取等の防止対策として、県が設置し管理する空港での乗客の所持品を検査するため、エックス線透過視手荷物検査機器や金属探知機等の保安施設の設置及び当該保安施設に係る検査に要する経費について補助金を交付している。

2 補助事業の内容

平成29年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に基づく補助金は、次のとおりである。

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
空港保安施設設置事業等補助金	245,246,947	85,263,000	保安施設に係る検査事業 (石垣空港他2空港)
合 計	245,246,947	85,263,000	

(単位：円)

3 収支状況について

平成29年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算

(単位：千円、%)

収 入	入		支 出	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
科 目				
県補助金収入	85,263	34.8	検査業務費	245,247
その他の収入	159,984	65.2		100.0
合 計	245,247	100.0	合 計	245,247
				100.0

公益社団法人 うるま市シルバー人材センター  
(公の施設の指定管理)

1 事業の概要

県は、沖縄県青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年沖縄県条例第49号）第4条の規定により、当法人を指定管理者として平成26年度から沖縄県立石川青少年の家の管理を行っている。

平成29年度に行った主な事業は次のとおりである。

- (1) 青少年に対する研修事業の実施に関する業務
- (2) 青少年の家の利用料金の収受に関する業務
- (3) 青少年の家の施設等の維持及び修繕に関する業務

2 財政的援助等の内容

県が、沖縄県立青少年の家の管理に関する年度協定書第3条に基づいて当法人に対し交付した指定管理料は、37,887,000円となっている。

なお、平成29年度の利用料金収入額は、2,361,600円となっている。

3 収支状況について

平成29年度の収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算

(単位：千円、%)

収 入	入		支 出	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
科 目				
指定管理料収入	37,887	86.7	人件費	18,951
施設利用料収入	2,362	5.4	需用費	7,188
自主事業収入	417	1.0	委託料	12,936
その他収入	3,020	6.9	使用料及び賃借料	2,110
			その他の経費	2,501
合 計	43,686	100.0	合 計	43,686
				100.0

公益社団法人 南城市シルバークンセンター  
(公の施設の指定管理)

1 事業の概要

県は、沖縄県青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年沖縄県条例第49号）第4条の規定により、当法人を指定管理者として平成26年度から沖縄県立玉城青少年の家の管理を行っている。

平成29年度に行った主な事業は次のとおりである。

- (1) 青少年に対する研修事業の実施に関する業務
- (2) 青少年の家の利用料金の収受に関する業務
- (3) 青少年の家の施設等の維持及び修繕に関する業務

2 財政的援助等の内容

県が、沖縄県立青少年の家の管理に関する年度協定書第3条に基づいて当法人に対し交付した指定管理料は、37,111,000円となっている。

なお、平成29年度の利用料金収入は、2,399,090円となっている。

3 収支状況について

平成29年度の収支状況は次のとおりである。

収支計算

(単位：千円、%)

収 科 目	入		支		出	
	金額	構成比	科 目	金額	構成比	
指定管理料収入	37,111	89.7	人件費	18,321	45.7	
施設利用料収入	2,399	5.8	需用費	8,366	20.8	
自主事業収入	282	0.7	委託料	8,314	20.7	
その他収入	1,604	3.8	使用料及び賃借料	1,855	4.6	
			その他の経費	3,282	8.2	
合 計	41,396	100.0	合 計	40,138	100.0	

公益財団法人 沖縄県国際交流・人材育成財団  
(補助金・貸付金)

1 事業の概要

沖縄県内に住所を有する者の子弟のうち、優秀な学生又は生徒で経済的理由により修学困難な者に対し、学費を貸与又は給与し、併せて留学助成、研究助成その他必要な事業を行うとともに、海外からの留学生等の受入その他国際交流・協力に関する事業を行い、もって本県の教育、文化及び産業の発展に資するための国際性豊かな有為な人材の育成並びに国際交流・協力拠点の形成を図ることを目的として設立された当法人に対し、県は人材育成推進費補助金を交付し、また沖縄県人材育成資金貸付の原資を貸付けを行っている。

2 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり補助金を交付するとともに、貸付けを行っている。

(1) 補助金の交付

平成29年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
人材育成推進事業補助金	110,912,893	91,317,853	人件費、事務費等
高等学校等奨学事業費補助金	19,405,418	18,918,000	奨学金
国際交流・協力推進事業費補助金	33,526,579	16,416,642	人件費、事務費
合 計	163,844,890	126,652,495	

(2) 貸付金の状況

平成29年度における沖縄県人材育成資金貸付原資貸付要綱、国外留学派遣事業業務委託契約等に基づく貸付金の状況は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	前年度末残高	平成29年度		年度末残高
		貸付金	償還金	
青英奨学事業、留学助成事業 留学助成事業（一括交付金事業）	456,926,000 4,370,000	0	86,925,000	370,001,000 4,370,000
合 計	461,296,000		86,925,000	374,371,000

3 収支状況について

平成29年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

収支計算

(単位：千円、%)

収 科 目	入		支		出	
	金額	構成比	科 目	金額	構成比	
県補助金収入	126,653	77.3	人材育成推進事業	110,913	67.7	
その他収入	37,192	22.7	高等学校奨学金事業	1,381	0.8	
			高校青英貸与奨学金事業	18,024	11.0	
			国際交流・協力推進事業	33,527	20.5	
合 計	163,845	100.0	合 計	163,845	100.0	

# 一般財団法人 沖縄マリネレジャーセイフティロープ (出資)

## 1 事業の概要

当法人は、本県の海域及び内水域におけるスポーツ、レクリエーション等に伴う事故を防止するため海域レジャー環境の整備、海域レジャー提供者に対する安全対策の指導及び県民に対する安全意識の啓蒙活動等を行うことにより、海域レジャーの健全な振興に寄与することを目的として、平成6年12月に設立され、平成25年4月1日に一般財団法人へ移行した。

平成29年度に行った主な事業は、次のとおりである。

- (1) ガイドダイバー及び水難救助員に対する安全対策講習（受託事業）の実施
- (2) 海域調査（受託事業）の実施
- (3) 安全対策情報提供事業
- (4) シュノーケリングインストラクター及び水難救助員の育成
- (5) 安全対策優良事業者指定制度の普及・推進及び審査業務（受託事業）

## 2 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して48,904,000円を出資している。

平成29年度末の正味財産合計額は、32,234,154円である。

## 3 財政状態について

平成29年度末の財政状態は、次のとおりである。

### 貸借対照表

(単位：千円、%)

科 目	金 額	構成比	科 目	金 額	構成比
流動資産	22,311	68.8	流動負債	179	0.5
現金預金	9,150	28.2	預り金	179	0.5
未収金	12,721	39.2	その他の流動負債	0	0.0
前払金	440	1.4	固定負債	29	0.1
			退職給付引当金	29	0.1
固定資産	10,131	31.2	負債合計	208	0.6
特定資産	30	0.1			
定期預金	10,000	30.8	正味財産	32,234	99.4
その他の固定資産	101	0.3	指定正味財産	0	0.0
			一般正味財産	32,234	99.4
<b>資 産 合 計</b>	<b>32,442</b>	<b>100.0</b>	<b>負債及び正味財産合計</b>	<b>32,442</b>	<b>100.0</b>

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号</p>
---	--



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 平成30年度行政監査の結果報告書



## 目 次

**第1 監査の概要** (昭和22年法律第67号) 第199条第2項の規定により、県の事務の地方自治法(昭和22年法律第67号) 第199条第2項の規定により、県の事務の執行について、平成30年度は次のとおり監査を実施した。

- 1 **監査のテーマ**  
「指定管理者制度の運用状況について」
- 2 **監査の目的**  
指定管理者制度は、地方自治法第244条の2第3項に基づき、民間能力の活用により、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応し、サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的とした制度である。  
沖縄県では、現在47施設において当該制度を導入しており、「公の施設の指定管理者制度に関する運用方針(平成29年3月改正、総務部行政管理課及び教育庁総務課所管)」及び「指定管理者制度導入施設に係るモニタリングマニュアル(平成29年3月改正、総務部行政管理課及び教育庁総務課所管)」に基づき運用している。  
指定管理者制度が導入されて10年以上が経過していることも踏まえ、県民サービスの向上等本来の目的に沿った運用となっているかについて、行政監査を実施する。
- 3 **監査対象機関**  
指定管理者制度導入施設(以下、「導入施設」という)の所管課及び関係課
- 4 **監査の着眼点**
  - (1) 指定管理に必要な事項が協定書に明記され、これを遵守して運営されているか。
  - (2) 指定管理の状況をどのように確認し、指導等を行っているか。
  - (3) 指定管理料は、どのように算定されているか。
  - (4) モニタリングは適切に実施され、利用者の意見等に適切に対応しているか。
  - (5) 指定期間終了時にどのように運用状況を検証・評価し、次回の指定管理にどう反映しているか。
- 5 **監査の実施期間**  
平成30年7月から同年11月までの間に監査を実施した。
- 6 **監査の実施方法**
  - (1) 施設の運用状況等を調査票等により確認した。
  - (2) 指定管理者へのヒアリングや実地調査は、必要に応じて実施し、財政的援助団体等監査の対象機関については、これに併せて行った。
- 7 **用語の説明**
  - (1) 指定管理者制度とは  
指定管理者制度は、地方公共団体が設置する「公の施設」の管理運営について民間事業者を含む幅広い団体にゆだねることを可能とする地方自治法上の制度であり、平成15年6月の地方自治法改正により創設されたものである。
  - (2) 公の施設とは  
地方自治法第244条第1項において、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定義されており、①住民の利用に供するためのもの、②当該地方公共団体の住民の利用に供するためのもの、③住民の福祉を増進する目的をもって設けるもの、④地方公共団体が設けるもの、⑤施設であること、の5つの要件を満たすものと考えられている。

第1	監査の概要	1
1	監査のテーマ	1
2	監査の目的	1
3	監査対象機関	1
4	監査の着眼点	1
5	監査の実施期間	1
6	監査の実施方法	1
7	用語の説明	1
8	監査対象機関一覧	3
第2	指定管理者制度の概要・運用状況	5
1	指定管理者制度に関する条例、規則等の概要	5
2	導入施設の所管課、指定管理者、関係課(制度の所管課)の役割	5
3	運用状況の概要	6
第3	調査の結果	9
1	協定書の記載事項と協定書等の遵守状況	9
2	指定管理の状況確認、指導等	11
3	各施設の収支の状況	11
4	検証・評価の状況と課題	15
5	防火管理体制について	17
第4	監査の結果及び所見	19
1	監査の結果	19
2	監査所見	21
資料		
1	調査の結果(全調査項目)	24
2	調査票1(所管課用)	54
3	調査票2(指定管理者用)	57
4	所管課追加調査票	60
5	指定管理者追加調査票	63
6	地方自治法(抜粋)第244条	65
7	公の施設の指定管理者制度に関する運用方針	66
8	指定管理者制度導入施設に係るモニタリングマニュアル	75

(3) 料金制度

① 施設利用料金  
施設利用者から徴収した料金を指定管理者の収入とし、施設の管理運営費に充てるもの。

② 使用料  
地方自治法225条に定められた公の施設の利用について徴収する料金。県の収入とするもの。管理運営経費は別途、県が負担する。

③ 料金徴収をしないもの(料金無し)  
利用料金、使用料ともに徴収しないもの。

(4) 指定管理料

利用料金収入等で管理運営経費が賅えない施設又は料金無しの施設に対し、県が指定管理者に支払う負担額の別称。指定管理業務の実施に関する対価。

(5) 自主事業

指定管理者が、協定書に定めた本業務の範囲外の業務を、自己の責任と費用において自主的に実施する業務。

8 監査対象機関一覧

表1 指定管理者制度導入施設・所管課・指定管理者一覧 (平成30年4月1日現在)

施設名称	部	所管課	指定管理者
1 沖縄県公文書館	総務部	総務私学課	公益財団法人沖縄県文化振興会
2 沖縄ライフサイエンス研究所センター	企画部	科学技術振興課	沖縄ライフサイエンス研究センター指定管理者共同企業体
3 沖縄県平和創造の森公園	環境部	環境再生課	沖縄県森林組合連合会
4 沖縄県総合福祉センター	子ども生活福祉部	福祉政策課	社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会
5 石垣児童園		青少年・子ども家庭課	社会福祉法人美原福祉会(～H29)
6 平和の礎		平和援護・男女参画課	社会福祉法人恒生会(H30～)
7 沖縄県男女共同参画センター			公益財団法人沖縄県平和祈念財団
8 沖縄県民の森	農林水産部	森林管理課	沖縄北部森林組合
9 沖縄健康バイオテックノロジー研究開発センター	商工労働部	ものづくり振興課	バイオセンター運営共同事業体
10 沖縄バイオ産業振興センター			バイオ産業振興センター運営共同企業体
11 沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区		企業立地推進課	沖縄国際物流拠点管理運営共同企業体
12 航空機整備施設			ANAスカイビルサービズ株式会社
※1			
13 沖縄国際物流拠点産業集積地域うるま地区区内賃貸工場及び企業立地サポートセンター			沖縄国際物流拠点うるま地区管理運営共同企業体
14 沖縄IT津梁パーク施設		情報産業振興課	株式会社沖縄ダイケン
15 沖縄情報通信センター			株式会社沖縄データセンター(～H29)
16 沖縄コンベンションセンター	文化観光スポーツ部	MICE推進課	沖縄情報通信センター管理運営コンソーシアム(H30～)
17 万国津梁館			一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー
18 沖縄県立博物館・美術館		文化振興課	ザ・テラスホテルズ株式会社
19 奥武山総合運動場		スポーツ振興課	一般財団法人沖縄美ら島財団
20 沖縄空手会館		空手振興課	株式会社トラステック
21 県民広場地下駐車場	土木建築部	道路管理課	一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー
22 海浜公園(中城湾港安座真海浜公園)		海岸防災課	株式会社沖縄ダイケン
23 海浜公園(金武湾港宇堅海浜公園)			一般社団法人南城市観光協会
24 宜野湾港マリナー		港湾課	株式会社T・K企画
25 西原・与那原マリナーパーク			美ら島・宜野湾港マリナー管理運営共同企業体
			株式会社クリロード沖縄

施設名称	部	所管課	指定管理者
26 与那原マリーナ	土木建築部	港湾課	サンライズリゾート与那原マリーナ管理運営共同企業体
27 都市公園（名護中央公園）		都市計画・モノレール課	沖縄県緑化種苗協同組合
28 都市公園（沖縄県総合運動公園）			トラステック・ミズノ共同企業体
29 都市公園（浦添大公園）			沖縄県緑化種苗協同組合
30 都市公園（海軍壕公園）			一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー
31 都市公園（平和祈念公園）			公益財団法人沖縄県平和祈念財団
32 都市公園（パナナ公園）			沖縄県緑化種苗協同組合
33 都市公園（首里城公園）			一般財団法人沖縄美ら島財団
34 都市公園（奥武山公園）			株式会社トラステック
35 都市公園（中城公園）			沖縄県緑化種苗協同組合
36 県営住宅（北部地区）		住宅課	沖縄県住宅供給公社
37 県営住宅（中部A地区）			住宅情報センター株式会社
38 県営住宅（中部B地区）			
39 県営住宅（南部地区）			
40 県営住宅（宮古地区）			
41 県営住宅（八重山地区）			
42 沖縄県立名護青少年の家	教育庁	生涯学習振興課	一般財団法人沖縄美ら島財団
43 沖縄県立糸満青少年の家			学校法人KBC学園
44 沖縄県立石川青少年の家			公益社団法人うるま市シルバークリニクス
45 沖縄県立玉城青少年の家			公益社団法人南城市シルバークリニクス
46 沖縄県立宮古青少年の家			NP0法人ばんず
47 沖縄県立石垣青少年の家			NP0法人八重山星の会

※1 12.航空機整備施設と13.沖縄国際物流拠点産業集積地域うるま地区内賃貸工場及び企業立地サポーターセンターは平成30年度からの指定管理者制度適用のため、一部の調査を除き、監査対象から除外する。

※2 施設の名称は、この頁以降省略して表記する。

## 第2 指定管理者制度の概要・運用状況

### 1 指定管理者制度に関する条例、規則等の概要

(1) 公の施設の設置及び管理についての条例、規則等すべての公の施設について条例が制定され、必要に応じて規則、規程等が整備されている。なお、都市公園、県営住宅、青少年の家等は、複数の公の施設について一括して定められている。

(2) 公の施設の指定管理者制度に関する運用方針（以下「運用方針」という）

指定管理者制度の運用に必要事項を定めたもの

指定管理者制度導入に関する基本方針、運用委員会、選定手続に関する事項、指定管理者の指定、導入後の対応（モニタリング）等が定められている。

(3) 指定管理者制度導入施設に係るモニタリングマニュアル（以下「モニタリングマニュアル」という）

運用方針で定めるモニタリングについて必要な事項を定めたもの

指定管理者が行う事項、県が行う事項、苦情等の対応、事故発生時の対応及び安全管理の徹底、運用委員会における検証、モニタリングの実施結果の公表、概念図、年間スケジュール、様式等が定められている。

### 2 導入施設の所管課、指定管理者、関係課（制度の所管課）の役割

運用方針、モニタリングマニュアルに規定された、導入施設の所管課、指定管理者、制度の所管課の主な役割について以下にまとめた。

#### (1) 導入施設の所管課

表2 導入施設の所管課の役割

業務・時期	具体的内容
指定管理者の選定	条例、運用委員会の開催、指定管理料の積算、募集要項の作成、応募資格審査、事業計画書類審査、評価基準及び選定結果の公表、指定（議決）、債務負担行為の設定、指定管理者の指定・告示
指定管理の開始	協定書の締結、事業計画書の確認
随時	月報の確認、事業報告書の確認、実地調査、サービス提供状況の確認、指示、経営状態の把握、連絡調整会議の開催
年度終了後	モニタリングの実施、運用委員会の開催、検証結果の報告

#### (2) 指定管理者

表3 指定管理者の役割

業務・時期	具体的内容
指定管理の開始	協定書の締結、事業計画書の提出、保険の加入、徴収委託契約
随時	施設の維持管理、利用者の安全確保、日報の作成、月報の提出、上半期事業報告書の提出、利用者の意見・要望の把握、指導・指示への対応、連絡調整会議
年度終了後	年次報告書の提出

#### (3) 関係課（制度の所管課：総務部行政管理局、教育庁総務課）

役割：制度全般に係る総括

3 運用状況の概要

(1) 導入施設数

沖縄県における導入施設は平成30年3月31日現在で45施設となっており、部局別で最も多いのが土木建築部の21施設（県営住宅は指定単位とする）、教育庁6施設、商工労働部・文化観光スポーツ部5施設、子ども生活福祉部4施設、総務部・企画部・環境部・農林水産部が各1施設となっている。

表4 部局別導入施設

平成30年3月現在

部局名	総務部	企画部	環境部	子ども生活福祉部	農林水産部	商工労働部	文化観光スポーツ部	土木建築部	教育庁	計
導入施設数	1	1	1	4	1	5	5	21	6	45
5年	1	1		4		4	3	14	6	33
指定管理期間4年									1	1
3年				1		1	1	2	6	11
利用料金		1	1	2	1	2	5	13	6	31
使用料							3	8		11
料金無し	1			2						3
指定管理料の設定	1	1	1	4	1	5	5	17	6	41

(2) 指定管理期間

平成30年3月時点で、指定管理期間が5年が33施設、4年が1施設、3年が11施設となっている。

更新により平成30年4月から4施設において、指定管理期間が5年に変更になっており、新規の2施設も併せて、39施設（83%）が5年の指定管理期間となっている。

表5 指定管理期間別の導入施設数

指定管理期間	3年	4年	5年	計
平成30年3月時点	11施設 (24%)	1施設 (2%)	33施設 (73%)	45
平成30年4月時点	7施設 (15%)	1施設 (2%)	39施設 (83%)	47
増減	△4	±0	6	2

(3) 料金制度、指定管理料（47施設の調査）

料金制度において、利用料金としたものが31施設、使用料としたものが13施設、料金無しの施設が3施設である。

指定管理料無しの施設は4施設で、すべて利用料金であった。

なお、利用料金収入額によって指定管理料が増減する施設は指定管理料ありとした。（1施設）

表6 導入施設の料金制度

	利用料金	使用料	料金無し	計
指定管理料あり	27施設 (60%)	13施設 (24%)	3施設 (7%)	43施設 (91%)
指定管理料無し	4施設 (9%)			4施設 (9%)
合計	31施設 (69%)	13施設 (24%)	3施設 (7%)	47施設 (100%)

(4) 導入施設の種別（47施設の調査）

導入施設を種別ごとに分類した。

公園、スポーツ（ビーチ、マリナー等のレジャー施設を含む）が18施設と最も多く、産業振興（科学技術振興を含む）が10施設、社会教育（青少年の家）、県営住宅が各6施設、福祉・文教が4施設、その他3施設となっている。

表7 導入施設の種別

施設数	公園、スポーツ施設	福祉・文教施設	産業振興施設	社会教育施設	県営住宅施設	その他の施設
18施設	4施設	10施設	6施設	6施設	6施設	3施設

(5) 指定管理者の法人区分

指定管理者を法人区分毎に集計した。（47施設）

表8 指定管理者の法人区分

	施設数	法人数	うち共同企業体
株式会社	19施設	16法人	9法人
公益財団法人	3施設	2法人	
一般財団法人	6施設	2法人	
公益社団法人	2施設	2法人	
一般社団法人	2施設	2法人	1法人
社会福祉法人	2施設	2法人	
学校法人	1施設	1法人	
組合・組合連合会	6施設	3法人	
住宅供給公社	4施設	1法人	
特定非営利活動法人	2施設	2法人	
合計	47施設	33法人	10法人

※異なる法人区分の共同企業体については、代表構成員の法人区分とした。

(6) 施設の指定期間、料金制度、種別

施設名	指定期間	料金制度	種別分類
1 公文書館	5年	—	文教
2 ライフサイエンス研究センター	5年	利用料金	科学技術振興
3 平和創造の森公園	5年※	利用料金	公園
4 総合福祉センター	5年	利用料金	その他
5 石嶺児童園	5年	—	保健福祉
6 平和の礎	5年	—	文教
7 男女共同参画センター	5年	利用料金	その他
8 県民の森	5年※	利用料金	公園
9 健康バイオ研究開発センター	5年	利用料金	産業振興
10 バイオ産業振興センター	5年	利用料金	産業振興
11 国際物流拠点那覇地区	5年	使用料	産業振興
12 航空機整備施設	5年	使用料	産業振興
13 国際物流拠点うるま地区	5年	使用料	産業振興
14 IT津梁パーク施設	5年	使用料	産業振興
15 情報通信センター	5年※	使用料	産業振興
16 コンベンションセンター	5年	利用料金	産業振興
17 万国津梁館	5年	利用料金	産業振興
18 博物館美術館	5年	利用料金	文教
19 奥武山総合運動場	3年	利用料金	スポーツ
20 空手会館	3年	利用料金	スポーツ
21 県民広場地下駐車場	3年	利用料金	その他
22 安座真海浜公園	5年	利用料金	レジャー
23 宇堅海浜公園	5年	利用料金	レジャー
24 宜野湾港マリナー	5年※	使用料	レジャー
25 西原与那原マリナーパーク	3年	利用料金	レジャー
26 与那原マリナー	3年	使用料	レジャー
27 名護中央公園	5年	利用料金	公園
28 総合運動公園	5年	利用料金	スポーツ
29 浦添大公園	5年	利用料金	公園
30 海軍壕公園	5年	利用料金	公園
31 平和祈念公園	5年	利用料金	公園
32 パンナ公園	5年	利用料金	公園
33 首里城公園	4年	利用料金	公園
34 奥武山公園	3年	利用料金	公園
35 中城公園	3年	利用料金	公園
36 県営住宅北部	5年	使用料	県営住宅
37 県営住宅中部A	5年	使用料	県営住宅
38 県営住宅中部B	5年	使用料	県営住宅
39 県営住宅南部	5年	使用料	県営住宅
40 県営住宅宮古	5年	使用料	県営住宅
41 県営住宅八重山	5年	使用料	県営住宅
42 名護青少年の家	5年	利用料金	社会教育
43 糸満青少年の家	5年	利用料金	社会教育
44 石川青少年の家	5年	利用料金	社会教育
45 玉城青少年の家	5年	利用料金	社会教育
46 宮古青少年の家	5年	利用料金	社会教育
47 石垣青少年の家	5年	利用料金	社会教育

注：指定期間の※は平成30年4月より3年から5年に変更された。

第3 調査の結果（抜粋）

本年度の行政監査は、「指定管理者制度の運用状況について」をテーマとして、調査票による調査、協定書、モニタリングシートの確認を行った。

調査の結果の全項目は資料1（24頁から53頁）に記載したが、各着眼点毎に注目するべき内容を抜粋した。

1 協定書の記載事項と協定書等の遵守状況

- (1) 協定書に定められた協定事項等の協定書への記載状況  
 協定書については、運用方針に「県と指定管理者の間に於いて、それぞれが負う責務の詳細及びその履行方法を明らかにしておく必要があることから、次の事項について協定を締結することとする。」と定められており、協定事項等については45施設の協定書を確認したところ、以下のとおりであった。

ア 全部委託の禁止について明記していないもの

所管課	施設名
科学技術振興課	ライフサイエンス研究センター
青少年・子ども家庭課	石嶺児童園
ものづくり振興課	健康バイオ研究開発センター
生涯学習振興課	名護・糸満・石川・玉城・宮古・石垣青少年の家

イ 暴力団排除に関する事項について明記していないもの

所管課	施設名
青少年・子ども家庭課	石嶺児童園
ものづくり振興課	健康バイオ研究開発センター
生涯学習振興課	名護・糸満・石川・玉城青少年の家

ウ 物品の管理に必要な台帳の作成及び報告について取扱いが異なっているもの

物品管理について	協定書別表のみで管理	協定書別表及び報告の作成及び報告のみ	台帳作成及び報告	指定管理者への台帳作成及び報告	管理物品無し
回答施設数	19施設	6施設	12施設	2施設	6施設

協定書別表のみで管理しているもの

所管課	施設名
平和保護・男女参画課	平和の礎、男女共同参画センター
スポーツ振興課	奥武山総合運動場
道路管理課	県民広場地下駐車場
都市計画・モノレール課	名護中央公園、総合運動公園、浦添大公園、海軍壕公園、平和祈念公園、パンナ公園、首里城公園、奥武山公園、中城公園
生涯学習振興課	名護・糸満・石川・玉城・宮古・石垣青少年の家

物品の帰属が指定管理者となっているもの

所管課	施設名
海岸防災課	安座真・宇堅海浜公園

(2) 協定書の遵守状況

調査票等と協定書の内容を照合したところ、遵守していない事項があった。

ア 危機管理行動計画・マニュアルの作成をしていない施設

施設名	所管課
男女共同参画センター	平和援護・男女参画課

イ 危機管理行動計画・マニュアルを確認していない所管課

所管課	施設名
平和援護・男女参画課、港湾課	男女共同参画センター、宜野湾港マリナーナ、西原与那原マリナーナ

※協定書により危機管理行動計画・マニュアルの提出の義務がないものを除く。

ウ 管理物品台帳を作成していない施設

施設名	所管課
総合福祉センター、県民の森、空手会館、安座真・宇堅海浜公園、宜野湾港マリナーナ	福祉政策課、森林管理課、空手振興課、海岸防災課、港湾課

エ 物品台帳の作成・報告をすることとなっているが、その確認をしていない所管課

所管課	施設名
福祉政策課、青少年・子ども家庭課、MICE推進課、空手振興課	総合福祉センター、石嶺児童園、コンベンションセンター、空手会館

オ 再委託の事前申請をしていない施設

施設名	所管課
石嶺児童園、宜野湾港マリナーナ	青少年・子ども家庭課、港湾課

(3) 運用方針の遵守状況

運用方針の規定内容と調査票の回答等を照合したところ、遵守されていない事項があった。

緊急連絡に対応できる体制を整備していない所管課

所管課	施設名
福祉政策課、青少年・子ども家庭課、平和援護・男女参画課	総合福祉センター、石嶺児童園、平和の礎、男女共同参画センター

(4) モニタリングマニュアルの遵守状況

モニタリングマニュアルの規定内容と調査票の回答等を照合したところ、遵守されていない事項があった。

モニタリング実施結果の提出が期限後となっていた所管課

所管課	施設名
総合私学課、科学技術振興課、青少年・子ども家庭課、平和援護・男女参画課、情報産業振興課、MICE推進課、文化振興課、空手振興課、都市計画・モノレール課、在宅課、生涯学習振興課	公文書館、ライフサイエンス研究センター、石嶺児童園、平和の礎、IT津梁パーク施設、情報通信センター、コンベンションセンター、万国津梁館、博物館美術館、空手会館、名護中央公園、総合運動公園、浦添大公園、海軍壕公園、平和祈念公園、バンナ公園、首里城公園、中城公園、県営住宅北部・中部A・中部B・南部・宮古・八重山、名護・糸満・石川・玉城・宮古・石垣青少年の家

期限内に提出したが検証結果が不足していた所管課

所管課	施設名
道路管理課、海岸防災課、港湾課	県民広場地下駐車場、安座真・宇堅海浜公園、宜野湾港マリナーナ、西原与那原マリナーナ、与那原マリナーナ

2 指定管理の状況確認、指導等

(1) 実地調査を実施していない所管課

所管課	施設名
MICE推進課、海岸防災課、都市計画・モノレール課、住宅課	コンベンションセンター、万国津梁館、安座真・宇堅海浜公園、名護中央公園、県営住宅北部・中部A・中部B・南部・宮古・八重山

(2) 連絡調整会議を実施していない所管課

所管課	施設名
総務私学課、福祉政策課、青少年・子ども家庭課、平和援護・男女参画課、MICE推進課、スポーツ振興課、海岸防災課、港湾課	公文書館、総合福祉センター、石嶺児童園、平和の礎、国際物流拠点那覇地区、コンベンションセンター、奥武山総合運動場、奥武山総合運動場、安座真・宇堅海浜公園、西原与那原マリナーナ

※ 下線は実地調査及び連絡調整会議を実施していない所管課・施設

連絡調整会議の開催・内容について指定管理者からの意見

開催日の事前決定、各施設での開催、開催数の増、定期開催、議題内容の事前調整、事務部会、専門職部会の開催

3 各施設の収支の状況

(1) 協議、協定締結までの検討等

ア 指定管理料の改定について提案・協議の状況（指定管理者への調査）

指定管理料の改定について提案・協議したか	はい	いいえ
回答施設数	19施設	26施設
はいと回答した施設	公文書館、ライフサイエンス研究センター、県民の森、健康バイオ研究開発センター、パイオ産業振興センター、国際物流拠点那覇地区、IT津梁パーク施設、博物館美術館、奥武山総合運動場、県民広場地下駐車場、名護中央公園、総合運動公園、平和祈念公園、バンナ公園、奥武山公園、中城公園、名護・糸満・石垣青少年の家	

イ 協議の内容について

所管課の回答（協議の内容一部抜粋）

協議内容	所管課	施設名
指定管理料について	文化振興課	博物館美術館
利用料金について	平和援護・男女参画課	男女共同参画センター
自主事業について	港湾課	宜野湾港マリナーナ、西原与那原マリナーナ、与那原マリナーナ
不可抗力等の費用負担	平和援護・男女参画課	平和の礎、海軍壕公園、バンナ公園、都市計画・モノレール課
		奥武山公園

指定管理者の回答（協議の内容一部抜粋）

協議内容	所管課	施設名
指定管理料について	港湾課、都市計画・モノレール課、生涯学習振興課	官野湾港マリナー、平和祈念公園、宮古青少年の家
利用料金について	文化振興課、生涯学習振興課	博物館美術館、名護・糸満青少年の家
自主事業について	-	-
不可抗力等の費用負担	平和援護・男女参画課	平和の礎、海軍壕公園、パンナ公園、奥武山公園、名護青少年の家
都市計画・モノレール課、生涯学習振興課		

ウ 指定管理料の改定の検討の状況（所管課への調査）

指定管理料の改定を検討したか	はい	いいえ
回答施設数	27施設	18施設

エ 指定管理に係る費用の増減の状況（所管課への調査）

指定管理に係る費用の増減	上がった	下がった	変わった	変わらない
回答施設数	30施設	8施設	7施設	7施設
上がった理由	業務費見込額の増、運営費支弁基準単価の増、消費税、老朽化に伴う修繕費の増、光熱水費、人件費の上昇、委託料の増			
下がった理由	利用料金収入の増、黒字の増、経費削減、自主事業収入の増、委託費の減			

オ その他の収入について

利用料金の設定は適切か	はい	いいえ	利用料金無し
回答施設数	24施設	7施設	14施設
いいえと回答した施設	平和祈念公園、コンベンションセンター、博物館美術館、奥武山総合運動場、空手会館、総合運動公園、首里城公園		

(2) 導入施設の単年度収支（平成29年度）

単位：千円

施設名称	指定管理料	修繕・不可抗力	利用料収入	自主事業収入	収入総額	人件費	修繕費	委託料	支出総額	事業収支
1 公文書館	237,512	0	0	0	237,512	1,404,412	1,892	16,638	229,581	7,931
2 ライフサイエンス研究センター	10,808	43,431	2,040	56,279	113,558	31,026	2,691	15,730	55,581	698
3 平和創造の森公園	31,320	94	474	31,888	37,344	1,105	5,491	31,881	31,881	7
4 総合福祉センター	75,680	16,338	242	92,257	19,304	1,434	40,122	95,264	-3,027	
5 石川児童園	311,738	0	11,082	322,820	233,582	20,375	7,681	357,521	-34,701	
6 平和の礎	20,634	2,891	0	23,525	11,865	312	7,718	23,525	0	
7 男女共同参画センター	58,000	22,428	4,639	85,067	42,064	1,009	12,137	78,560	3,502	
8 県民の森	22,588	3,930	1,427	18,862	1,408	3,782	28,604	-659		
9 健康ハイオ研究開発センター	26,612	55,573	2,475	106,933	42,577	4,174	24,960	106,603	320	
10 ハイオ産業振興センター	0	36,603	72	37,102	22,282	801	7,205	36,306	796	
11 国際物流拠点新都地区	92,075	0	0	92,075	10,848	4,600	71,780	91,817	258	
12 航空機整備施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
13 国際物流拠点うるま地区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
14 IT推進センター施設	64,837	0	0	64,837	23,340	2,282	35,062	63,905	922	
15 情報通信センター	108,457	0	0	108,457	13,835	1,029	90,468	108,427	30	
16 コンベンションセンター	347,175	21,529	434,395	59,189	23,069	187,622	369,721	64,674		
17 巧海線駅	65,633	60,379	192,626	318,638	44,136	3,465	58,464	33,502		
18 博物館美術館	302,470	75,239	108,657	486,365	94,173	2,004	184,795	528,304	-41,939	
19 奥武山総合運動場	187,000	40,594	10,136	237,731	61,126	19,801	73,556	234,219	3,512	
20 空手会館	63,000	9,746	10,644	83,390	39,404	50	21,561	88,619	-5,229	
21 県民広域地下駐車庫	0	125,165	0	125,165	18,767	2,998	9,143	121,657	3,508	
22 安部橋海浜公園	1,955	7,543	29,877	39,374	6,464	3,249	14,127	39,363	11	
23 宇堅海浜公園	1,680	3,459	18,357	23,496	11,180	1,907	423	23,512	-16	
24 官野湾港マリナー	60,480	25,308	0	37,188	122,976	32,385	27,476	115,677	7,296	
25 西原与那原マリナーパーク	0	21,444	118,091	139,535	51,730	3,418	15,679	137,068	2,457	
26 与那原マリナー	40,000	0	28,581	68,581	19,563	3,413	10,072	39,866	28,715	
27 名護中央公園	23,800	0	10	2,222	25,732	12,501	1,175	3,582	24,761	
28 総合運動公園	335,000	91,276	11,517	437,825	161,244	32,798	122,590	437,380	445	
29 浦添大公園	31,000	48	5,226	36,274	11,254	990	14,546	35,234	1,040	
30 海軍壕公園	14,591	1,204	2	1,174	16,972	3,008	3,271	7,434	16,822	
31 平和祈念公園	35,882	159	2,763	38,794	8,773	487	19,272	37,599	1,185	
32 パンナ公園	44,500	410	4,656	49,566	20,624	2,073	11,543	45,674	3,892	
33 首里城公園	140,360	101,496	15,532	257,408	82,938	91	138,438	268,808	-11,400	
34 奥武山公園	49,000	7,511	2,295	999	59,765	9,255	9,806	28,528	59,764	
35 中城公園	26,500	0	45	3,830	30,404	13,458	8,885	29,470	934	
36 県営住宅北都	15,551	68,250	0	78,801	8,938	63,250	1,206	77,302	1,499	
37 県営住宅中部A	56,588	295,570	0	352,158	30,907	295,570	4,229	344,415	7,748	
38 県営住宅中部B	51,203	267,250	0	318,453	31,526	287,250	4,085	316,103	2,950	
39 県営住宅南部	108,282	586,279	0	697,571	96,385	589,279	8,924	682,067	15,504	
40 県営住宅宮古	16,000	118,876	0	134,876	11,415	119,437	0	134,876	0	
41 県営住宅八重山	17,000	79,290	0	96,290	10,846	79,520	0	102,427	-6,137	
42 名護青少年の家	36,051	4,000	3,026	43,107	24,676	1,089	5,737	47,600	-4,493	
43 糸満青少年の家	37,989	7,203	4,450	49,642	20,282	1,538	7,896	46,433	3,209	
44 石川青少年の家	37,887	2,362	3,437	43,686	18,951	157	12,936	43,686	0	
45 玉城青少年の家	37,111	2,399	1,896	41,396	18,321	945	8,314	40,138	1,258	
46 宮古青少年の家	36,392	663	638	37,693	27,311	1,312	3,500	39,588	-1,895	
47 石垣青少年の家	34,819	2,189	826	37,844	22,384	1,878	2,391	35,381	2,463	

県庁ホームページで公開されているモニタリングシートより作成。  
前年度からの繰越を除き、単年度・単独施設収支とした。  
※ 首里城公園については、他施設からの繰入を減額したため、モニタリングシートの数値と異なる。

(3) 自主事業の状況

施設名称	指定管理料		自主事業		収入総額	支出総額	事業収支
	利用料	収入	収入	支出			
万国津梁館	65,633	60,379	192,626	318,638	285,131	33,507	
西原与那原マリノパーク	0	21,444	118,081	139,525	137,068	2,457	
博物館美術館	302,470	75,239	108,657	486,365	528,304	-41,939	
宜野湾マリナ	60,480	0	37,188	122,976	115,677	7,299	
安座真海浜公園		7,543	29,877	39,374	39,363	11	
与那原マリナー	40,000	0	28,581	68,581	39,866	28,715	
コンベンションセンター	65,691	347,175	21,529	434,395	369,721	64,674	
宇堅海浜公園		3,459	18,357	23,496	23,512	-16	
首里城公園	140,360	101,496	15,552	257,408	268,808	-11,400	
総合運動公園	335,000	91,276	11,517	437,825	437,380	445	
右衛門童園	311,738	0	11,082	322,820	357,521	-34,701	
空手会館	63,000	9,746	10,644	83,390	88,619	-5,229	
興武山総合運動場	187,000	40,594	10,136	237,731	234,219	3,512	

単位：千円

(4) 利用料の減免の状況

回答施設数	利用料金の減免実績はあるか		利用料金無し	
	ある	ない	6施設	14施設
25施設	25施設	6施設	6施設	14施設

減免額実績（減免額降順）

施設名	指定管理料		利用料収入		減免額
	0	ある	ない	利用料金無し	
コンベンションセンター	65,691	347,175	63,333	63,333	
健康バイオ研究開発センター	26,612	55,573	25,278	25,278	
興武山総合運動場	187,000	40,594	19,797	19,797	
総合運動公園	335,000	91,276	16,733	16,733	
総合福祉センター	75,650	16,335	9,115	9,115	
万国津梁館	65,633	60,379	6,851	6,851	
パイオ産業振興センター	0	36,663	5,106	5,106	
博物館美術館	302,470	75,239	4,251	4,251	
石川青少年の家	37,887	2,362	3,091	3,091	
糸満青少年の家	37,989	7,203	2,561	2,561	
名護青少年の家	36,051	4,030	2,042	2,042	
玉城青少年の家	37,111	2,399	1,329	1,329	
空手会館	63,000	9,746	1,283	1,283	
興武山公園	49,000	2,295	1,248	1,248	
首里城公園	140,360	101,496	1,036	1,036	
男女共同参画センター	58,000	22,428	742	742	
県民広場地下駐車場	0	125,165	572	572	
宮古青少年の家	36,392	663	401	401	
石垣青少年の家	34,819	2,199	379	379	
平和祈念公園	35,862	159	256	256	
パンナ公園	44,500	410	167	167	
西原与那原マリノパーク	0	21,444	151	151	
ライフサイエンス研究センター	10,808	43,431	74	74	
県民の森	22,588	3,930	70	70	
中城公園	26,500	45	11	11	

単位：千円

4 検証・評価の状況と課題

(1) 運用委員会による検証結果を「不十分」としたもの

指定管理者が「不十分」と回答した施設	所管課
万国津梁館、博物館美術館	MICE推進課、文化振興課

(2) 運用委員会の開催が遅れているもの

運用委員会の開催状況（検証結果を7月末に提出）

月	運用委員会の開催日				所管課
	7月末まで	8月中	9月中	10月中	
7月	18施設	21施設	5施設	1施設	
8月	18施設	21施設	5施設	1施設	
9月	18施設	21施設	5施設	1施設	
10月	18施設	21施設	5施設	1施設	

(3) 課題

ア 所管課の回答した課題

修繕計画の作成・改定、改修計画、収益増に向けた取り組み、予算確保、駐車場の確保、県と指定管理者の連携強化

イ 指定管理者が回答した課題

人件費・委託費の高騰、利用者の安全に関するコスト、光熱水費、自主事業に手が回らないこと

(4) 経営分析指標について

指標算出に際し、認識が異なっているものが見られた。

指標	3施設	4施設	10施設	2施設	8施設	7施設	3施設
非常勤職員の賃金等を人件費率に計上していないもの							
指定管理法人への委託料を外委託比率に計上していないもの							
廃棄物処理料等を外委託比率に計上していないもの							
不可抗力、自主事業等を除外して指標を計算しているもの							
利用者数ととらえ方に疑問があるもの							
利用者数と指標の計算が合わないもの							
指標の記載を省略しているもの							
利用者数が不明のため、指標の精査が出来ないもの							



(5) 経営分析指標の状況 (平成29年度)

施設名称	事業収支 (千円)	利用率 率	人件費比率	外部委託費 比率	管理コスト (円)	自治体負担 コスト (円)
1公文書館	7,931	0.0%	61.2%	7.2%	2,396	2,479
2ライフサイエンス研究センター	698	77.2%	55.8%	28.3%	4,631,750	900,667
3平和創造の森公園	7	0.3%	54.4%	17.2%	369	363
4総合福祉センター	-3,037	17.7%	20.3%	42.1%	355	282
5右瀬児童園	-34,701	0.0%	62.5%	2.1%	4,369,070	3,809,581
6平和の礎	0	0.0%	50.4%	32.8%	19	16
7男女共同参画センター	3,507	27.3%	53.9%	15.4%	476	352
8県民の森	-659	14.1%	65.9%	13.2%	169	133
9健康バオイ研究開発センター	330	52.0%	30.6%	23.4%	7,614,500	1,900,857
10バイオ産業振興センター	796	98.8%	61.4%	19.8%	2,420,400	0
11国際物流拠点那覇地区	258	0.0%	11.8%	78.2%	5,100,944	5,115,278
12航空機整備施設	-	-	-	-	-	-
13国際物流拠点うるま地区	-	-	-	-	-	-
141清梁パーク施設	932	0.0%	36.5%	54.9%	2,203,621	2,235,759
15情報通信センター	30	0.0%	12.8%	83.4%	21,685,400	21,691,400
16ニンベンジョセンター	64,674	79.9%	16.0%	50.7%	638	113
17万国津梁館	33,507	18.9%	15.5%	20.5%	10,959	2,523
18博物館美術館	-41,939	15.5%	17.8%	35.0%	1,038	594
19奥武山総合運動場	3,512	17.1%	26.1%	31.4%	484	386
20空手会館	-5,229	11.7%	44.5%	24.3%	1,328	944
21県民広場地下駐車場	3,508	100.0%	15.4%	7.5%	632	0
22安原真海浜公園	11	19.2%	16.4%	35.9%	576	0
23宇野海浜公園	-16	14.7%	47.6%	1.8%	478	0
24皇野湾港マリーナ	7,299	0.0%	28.0%	10.9%	229,974	120,239
25西原与那原マリナーパーク	2,457	15.4%	37.7%	11.4%	161	0
26与那原マリーナ	28,715	0.0%	49.1%	25.3%	972,341	975,610
27名護中央公園	971	0.0%	50.5%	14.5%	208	197
28総合運動公園	445	20.8%	36.9%	28.0%	477	365
29浦添水公園	1,040	0.1%	31.9%	41.3%	109	96
30海軍公園	150	0.0%	17.9%	44.2%	273	237
31平和祈念公園	1,185	0.4%	23.3%	51.3%	30	29
32ハンパ公園	3,892	0.8%	45.2%	25.3%	81	78
33首里城公園	-11,400	39.4%	30.9%	51.5%	94	49
34奥武山公園	1	3.8%	15.5%	47.7%	68	56
35中城公園	934	0.1%	45.7%	30.1%	148	133
36県営住宅北部	1,499	0.0%	11.6%	1.6%	73,411	14,768
37県営住宅中部A	7,743	0.0%	9.0%	1.2%	94,154	15,470
38県営住宅中部B	2,350	0.0%	10.0%	1.3%	90,548	14,667
39県営住宅南部	15,504	0.0%	8.3%	1.3%	95,917	15,229
40県営住宅宮古	0	0.0%	8.5%	0.0%	132,361	15,702
41県営住宅八重山	-6,137	0.0%	10.6%	0.0%	94,229	15,639
42名護青少年の家	-4,493	9.3%	51.8%	12.1%	1,405	1,064
43糸満青少年の家	3,209	14.5%	43.7%	19.0%	885	724
44石川青少年の家	0	5.4%	43.4%	29.6%	1,123	974
45玉城青少年の家	1,258	5.8%	45.6%	20.7%	1,264	1,169
46宮古青少年の家	-1,895	1.8%	69.0%	8.8%	1,595	1,466
47右田青少年の家	2,463	5.8%	63.3%	6.8%	1,279	1,259

※ 東ホームページで公開されているモニタリングシートより作成。記載が省略されたものも算出し掲載。

各指標の変更に当たっては所管課に確認をした上で掲載。

前年度からの繰越を除外し、単年度・単施設取支とした。

※ 首里城公園については、他施設からの繰入を減額したため、モニタリングシートの数値と異なる。

5 防火管理体制について

財政的援助団体等監査において、消防法に規定された消防訓練や消防用設備の点検等が、適正に実施されていないものがあった。

全導入施設を確認するため、追加で調査をしたところ、その結果は以下のとおりであった。

(1) 消防法に関連する届出等について

調査票の回答及び届出書の内容等から法令遵守状況について確認した。

ア 防火管理者の選任・届出をしていない施設があった

防火管理者の必要な施設、用途、届出状況

施設名	用途	特定用途 防火対象物	非特定用途 防火対象物	合計
防火管理者が必要な施設	14施設	23施設	37施設	37施設
防火管理者の選任・届出をしている	14施設	20施設	34施設	34施設
防火管理者の選任・届出をしていない	-	3施設	3施設	3施設

イ 防火管理者の選任・届出をしていない施設

施設名	所管課
名護中央公園、県営住宅宮古・八重山	都市計画・モノレール課、住宅課

ウ 消防計画の策定・届出をしていない施設があった

消防計画の策定・届出状況

消防計画の策定・届出	している	していない	必要ない
回答施設数	33施設	4施設	8施設

消防計画の策定・届出をしていない施設

施設名	所管課
与那原マリーナ、名護中央公園、県営住宅宮古・八重山	港湾課、都市計画・モノレール課、住宅課

エ 消防設備の点検・届出をしていない施設があった

消防設備点検の実施・届出の状況

消防設備点検の実施・届出	している	していない	必要ない
回答施設数	34施設	3施設	8施設

※ 特定用途防火対象物は毎年、非特定用途防火対象物は3年に1回の報告が必要

消防設備点検の実施・届出をしていない施設

施設名	所管課
与那原マリーナ、名護中央公園、平和祈念公園	港湾課、都市計画・モノレール課

エ 消防訓練を実施していない又は不足している施設があった

用途別の消防訓練の実施状況

訓練の要否、回数	1回	2回以上	していない	必要ない
特定用途防火対象物	2施設※1	12施設	3施設※2	1施設
非特定用途防火対象物	18施設	2施設	3施設	3施設
適用除外施設	1施設	1施設	3施設	3施設

消防訓練の実施回数が不足している施設（下線※1）

施設名	所管課
空手会館、宜野湾港マリーナ	空手振興課、港湾課

消防訓練を実施していない施設（下線※2）

施設名	所管課
与那原マリーナ、県営住宅宮古・八重山	港湾課、住宅課

オ 消防訓練に係る所轄消防署への報告をしていない施設があった

消防訓練に係る所轄消防署への報告状況

所轄消防署への報告 回答施設数	している	していない	必要ない
30施設	7施設	8施設	

消防訓練の報告をしていない施設

施設名	所管課
西原与那原マリナパーク、与那原マリーナ、名護中央公園、総合運動公園、平和祈念公園、県営住宅宮古・八重山	港湾課、都市計画・モノレール課、住宅課

第4 監査の結果及び所見

1 監査の結果

監査の結果、指定管理者制度の運用については概ね適正に執行されていると認められたが、一部において下記のとおり、是正、改善又は検討を要する事項があった。

(1) 防火管理体制が適正でなかったもの

- ア 防火管理者の選任・届け出をしていなかった施設  
名護中央公園、県営住宅（宮古地区、八重山地区）
- イ 消防計画の策定・届け出をしていなかった施設  
与那原マリーナ、名護中央公園、県営住宅（宮古地区、八重山地区）
- ウ 消防設備の点検・届け出をしていなかった施設  
与那原マリーナ、名護中央公園、平和祈念公園
- エ 消防訓練の実施回数が不足していた施設  
沖縄空手会館、宜野湾港マリーナ
- オ 消防訓練を実施していなかった施設  
与那原マリーナ、県営住宅（宮古地区、八重山地区）
- カ 消防訓練にかかる所管消防署への報告をしていなかった施設  
西原・与那原マリナパーク、与那原マリーナ、名護中央公園、  
沖縄県総合運動公園、平和祈念公園、県営住宅（宮古地区、八重山地区）

(2) 運用方針に定められているが協定書に記載されていないもの、もしくは遵守されていないもの

- ア 全部委託の禁止について明記していなかった所管課  
科学技術振興課、青少年・子ども家庭課、ものづくり振興課、  
生涯学習振興課
- イ 暴力団排除に関する事項が明記していなかった所管課  
青少年・子ども家庭課、ものづくり振興課、生涯学習振興課
- ウ 緊急連絡に対応できる体制を整備していなかった所管課  
福祉政策課、青少年・子ども家庭課、平和援護・男女参画課
- (3) 協定書に記載されているが、遵守されていないもの  
ア 危機管理行動計画・マニュアルを作成していなかった施設  
男女共同参画センター
- イ 危機管理行動計画・マニュアルを確認していなかった所管課  
平和援護・男女参画課、港湾課

ウ 管理物品台帳を作成していなかった施設  
総合福祉センター、県民の森、空手会館、安座真海浜公園、宇堅海浜公園、  
宜野湾港マリナー

エ 物品台帳の作成・報告をすることとなっているが、確認していなかった所管課  
福祉政策課、青少年・子ども家庭課、MICE推進課、空手振興課

オ 再委託の事前申請をしていなかった施設  
石嶺児童園、宜野湾港マリナー

(4) 指定管理者制度運用委員会の検証結果の反映が遅れていた所管課  
総務私学課、青少年・子ども家庭課、平和援護・男女参画課、情報産業振興課  
文化振興課、空手振興課、都市計画・モノレール課、住宅課、道路管理課、  
海岸防災課、港湾課

2 監査所見  
指定管理者制度は、平成15年6月の地方自治法改正により創設され、沖縄県では平成17年4月から導入し、平成30年4月時点で公園、スポーツ施設や福祉・文化施設、産業振興施設、社会教育施設、県営住宅等47施設となっている。

本県における同制度の導入後10年余りを経過していること、また、定期監査、財政的援助団体等監査において運用等に課題がみられたことを踏まえ、県民サービスの向上等、同制度の趣旨に沿ったものとなっているかを確認するため監査を実施した。

監査の結果、所管課及び指定管理者においては、施設の管理運営等についておおむね適正に執行しているものと認められたが、一部については是正改善等、検討を要する事項があった。

平成29年度に策定された「沖縄県行政運営プログラム」においては、同制度導入施設の主な課題として、「運用を強化し、提供されるサービスの質の向上等」に取り組み必要がある」としている。

同制度は、施設の設置者である県と、管理運営する指定管理者が対等の立場で相互に連携協力し、各々の責任を適切に果たすことにより目的が達成されるものと考えられる。

ついで、県民サービスの一層の向上を実現するため、より適切で充実した同制度の運用が図られるよう、特に以下の項目について検討を行い、改善に取り組んでいただきたい。

(1) 施設利用者の安全確保について

ア 防火管理体制が適正でなかったもの  
消防法に基づく防火管理体制について、適正でない事例が22件あった。

指定管理者においては、利用者の安全確保のため、防火管理者の届け出、消防計画の提出、消防設備の点検、消防訓練等、適正な防火管理体制を整備する必要がある。

モニタリングシートには防災関係の取組を記載することとなっているが、防災に係る項目が記載されていない施設があり、その中には消防訓練等を実施していない施設もあった。

所管課においては現状を把握して適切な対応を図るため、指定管理者が消防法に定められた防火管理体制を整備しているかを把握した上でモニタリングシートに適切に記載し、利用者の安全が確保されるよう努めていただきたい。

イ 危機管理体制について

協定書で作成が定められている「危機管理行動計画・マニュアル」について、作成していない指定管理者が1カ所、その確認をしていない所管課が2カ所あった。

また、所管課においては指定管理者からの緊急連絡を受ける体制を整備していないところがあった。

公の施設の管理運営にあたっては、防火管理体制と並び、危機管理体制の整備も重要な事項であるので、所管課及び指定管理者が連携し、不測の事態が生じた際、速やかに行動出来る体制を構築していただきたい。

(2) 施設の修繕及び老朽化への対応について

施設の維持補修については、協定書で当該施設に修繕箇所等が生じた場合には限度額の範囲内は指定管理者が負担し、これを超える場合は県が負担することが定められている。

指定管理者へのヒアリングでは、施設・設備の老朽化に伴い指定管理者が負担する修繕費用が年々増えていること、また、県が費用を負担する大型修繕等は、予算の確保や執行手続に時間を要し、利用者の安全や利便性の確保の面で、改善を求める意見が多かった。

施設利用者への安定したサービス確保のために、所管課と指定管理者が連携し、中長期的な修繕計画の作成や、施設の特性に応じた修繕費負担のあり方を検討していただきたい。

(3) 指定管理者の経営状況への配慮について

ア 安定的な経営の確保

施設の適正な管理運営の確保には、指定管理者の経営状況が安定していることが重要である。

収支状況を確認したところ単年度で損失を計上している施設があった。

指定管理は複数年度に渡り実施するため、単年度の収支額のみで経営状況を評価することは出来ないが、管理運営経費の積算、収入見込み等の精度を向上させ、安定的な経営の確保が図られるよう取組んでいただきたい。

イ 自主事業について

県営住宅等一部の施設を除き、指定管理者はその施設を利用した自主事業を実施することが出来る。

自主事業の実施は指定管理者の利益となると共に、その施設の有効利用、知名度の向上が図られるものであることから、施設の設定目的等に配慮した上で、所管課と指定管理者が緊密に調整・協議を行い自主事業の充実に努めていただきたい。

(4) 減免制度について

利用料金を徴収する施設の指定管理者のほとんどが、県条例等に基づく減免規程を定め、減免を行っている。しかし、利用料金を減免することで減収となった分を県が補填している事例はなく、また、補填を検討をした事例もなかった。一部施設の協定書においては、減免した分の費用は指定管理者が負担すると明記したのもあった。

施設の管理運営には固定経費が常発生し、減免に関する額は年度により変動があること等から、指定管理者のヒアリングにおいては減免分の負担を求める意見があった。同制度を導入していない施設においては減免による減収分は県の負担となるが、同制度導入施設においては指定管理者の負担となることを踏まえ、指定管理期間内において減免する額を適正に勘案した減免制度について、所管課及び指定管理者で検討する必要があると思われる。

(5) 経営分析指標について

所管課は、施設のサービスの安定性評価をするため経営分析指標を算出することとされているが、基礎となる数値の捉え方が整理されておらず適正な評価となっていないと思われるものがみられた。

同指標の算出に際しては、同制度を所管する行政管理課と連携し精度の向上を図ったうえで、施設のサービスの安定性評価や類似施設間の比較分析を行い、より効率的・効果的な運営に役立てていくことを検討していただきたい。

(6) 指定管理者制度運用委員会の検証結果の反映について

所管課はモニタリングを実施し、指定管理者制度運用委員会の検証結果を添えて翌年度の7月までに行政管理課に提出することとされているが、8月以降に同委員会を開催したものが11課27施設あった。

同制度を有効に機能させるためには、現行のモニタリングのしくみをさらに発展させ、PDCAのマネジメントサイクルを効果的に実現するツールとして活用することが必要と思われる。

各所管課においては、検証結果を施設の運営に早期に反映することが出来るよう、同委員会の年度当初の開催に努めていただきたい。

資料 1

資料目次	
1	調査の結果 (全調査項目) . . . . . 24
1	(1) 所管課の調査票の集計結果 . . . . . 31
2	(2) 指定管理者の調査票の集計結果 . . . . . 46
3	(3) 所管課への追加調査結果 . . . . . 47
4	(4) 指定管理者への追加調査結果 . . . . . 48
5	沖繩県ホームページの調査結果 . . . . . 49
6	協定書の調査結果 . . . . . 50
7	モニタリングシートの調査結果 . . . . .

⑧ 「備品の稼働状況等を確認したか」

備品の稼働状況等を確認したか	はい	いいえ	備品無し
回答施設数	22施設	15施設	8施設

いいえ：環境再生課、福祉政策課、青少年・子ども家庭課、MICE推進課、文化振興課、文化振興課、空手振興課、港湾課、生涯学習振興課  
備品無し：海岸防災課、住宅課

⑨ 「遊休備品の整理をしたか」

遊休備品の整理をしたか	はい	いいえ	無回答
回答施設数	22施設	22施設	1施設

いいえ：総務私学課、科学技術振興課、環境再生課、福祉政策課、ものづくり振興課、企業立地推進課、MICE推進課、スポーツ振興課、空手振興課、海岸防災課、港湾課、住宅課  
無回答：青少年・子ども家庭課

⑩ 「実地調査を行ったか」

月報を基に実地調査を行ったか	はい	いいえ
回答施設数	34施設	11施設

いいえ：MICE推進課、海岸防災課、都市計画・モノレール課、住宅課

⑪ 「連絡調整会議を開催したか」

連絡調整会議を開催したか	はい	いいえ
回答施設数	33施設	12施設

いいえ：総務私学課、福祉政策課、青少年・子ども家庭課、平和援護・男女参画課、企業立地推進課、MICE推進課、スポーツ振興課、海岸防災課、港湾課

⑫ 「指定管理者への指導を行ったか」(指導等が必要なかった所管課も含まれる)

指定管理者への指導を行ったか	はい	いいえ
回答施設数	30施設	15施設

いいえ：科学技術振興課、青少年・子ども家庭課、平和援護・男女参画課、森林管理課、情報産業振興課、MICE推進課、スポーツ振興課、住宅課

⑬ 「職員の労働条件は適切か」：すべて「はい」と回答。

⑭ 「再委託の契約手続に課題はあるか」

再委託の契約手続に課題はあるか	ある	ない
回答施設数	10施設	35施設

ある：道路管理課、港湾課、教育庁生涯学習振興課  
内容：委託費の高騰(1施設)、再委託承認手続(3施設)、業者選定方法(6施設)

⑮ 「事務処理・経理処理に課題はあるか」

事務処理・経理処理に課題はあるか	ある	ない
回答施設数	8施設	37施設

ある：文化振興課、港湾課、教育庁生涯学習振興課  
内容：提出書類の遅れ(1施設)、経理職員の離職(1施設)、予算計画の精度(1施設)  
減免規程の整備(5施設)

⑯ 「モニタリングシートを精査したか」：すべて「はい」と回答。

1 調査の結果 (全調査項目)

(1) 所管課の調査票の集計結果

① 「年度協定書は締結したか」：「はい」43施設  
「いいえ」と回答した施設は指定管理料が無いため不要。

② 「年度計画書・収支計画書を確認したか」：すべて「はい」と回答。

③ 「危機管理行動計画・マニュアルの確認をしたか」

危機管理行動計画・マニュアルの確認をしたか	はい	いいえ	提出不要
回答施設数	35施設	4施設	6施設

いいえ：平和援護・男女参画課、港湾課  
提出不要：住宅課(作成・提出を義務つけていない)

④ 「緊急連絡に対応できる体制を整備したか」

緊急連絡に対応できる体制を整備したか	はい	いいえ
回答施設数	41施設	4施設

いいえ：福祉政策課、青少年・子ども家庭課、平和援護・男女参画課

⑤ 「利用者の安全対策は図られているか」：すべて「はい」と回答。

主な内容：害虫・害獣防除、消防・防災訓練、保守点検、マニュアル整備、除草清掃、講習会、警備巡回、注意喚起、ネット設置、看護師配置

⑥ 「施設等の安全対策は図られているか」：すべて「はい」と回答。

主な内容：設備点検、誘導看板、防犯カメラ、補強・修繕、消防点検、水質検査、警備員配置、機械警備。

⑦ 「管理物品一覧表を確認したか」

管理物品一覧表を確認したか	はい	いいえ	確認不要・備品無し
回答施設数	32施設	4施設	9施設

いいえ：福祉政策課、青少年・子ども家庭課、MICE推進課、空手振興課  
確認不要・備品無し：スポーツ振興課、海岸防災課、住宅課

①⑦ 「指定管理者のアンケート実施状況は十分か」

指定管理者のアンケート調査は十分か	はい	いいえ	無回答
回答施設数	28施設	16施設	1施設

いいえ：平和援護・男女参画課、森林管理課、MICE推進課、文化振興課、スポーツ振興課、空手振興課、海岸防災課、港湾課、住宅課  
無回答：青少年・子ども家庭課

①⑧ 「所管課での苦情対応」

所管課での苦情対応	なし	5回未満	10回以上	件数不明	無回答
回答施設数	17施設	12施設	7施設	6施設	3施設

無回答：情報産業振興課、道路管理課、都市計画・モノレール課（パンナ公園）

①⑨ 「所管課でアンケート調査を行ったか」

所管課でアンケート調査を実施したか	はい	いいえ
回答施設数	4施設	41施設

はい：総務私学課、企業立地推進課、港湾課

②⑩ 「アンケート・苦情はサービス向上に反映されたか」

アンケート・苦情はサービス向上に反映されたか	はい	無回答
回答施設数	44施設	1施設

無回答：青少年・子ども家庭課

②⑪ 「指定管理は(何)期目か」

指定管理は(何)期目か	1期目	2期目	3期目	4期目	5期目
回答施設数	4施設	12施設	3施設	21施設	5施設

②⑫ 「基本協定書等について協議をしたか」

基本協定書等について協議をしたか	はい	いいえ
回答施設数	13施設	32施設

協議内容：協定内容、指定管理料、修繕方法、供用時間、規則改定、報告書様式、提出期限、台風被害の費用負担、備品購入、利用料金、自主事業の開催、遊具の利用

②⑬ 「更新時に基本協定書の内容を変更したか」

更新時に基本協定書の内容を変更したか	はい	いいえ	未更新
回答施設数	27施設	16施設	2施設

変更内容：指定管理料精算方法、暴力団排除、緊急時対応、情報管理、労働者の安全確保、管理物品一覧表の作成、自主事業、使用料徴収委託、禁止事項

②⑭ 「利用料金の設定は適切か」

利用料金の設定は適切か	はい	使用料	料金設定無し
回答施設数	31施設	11施設	3施設

②⑮ 「減免した利用料の補填実績・検討状況」

減免した利用料の補填実績	ある	ない	使用料・料金設定無し
回答施設数	0施設	31施設	14施設
補填に係る検討	した	していない	使用料・料金設定無し
回答施設数	0施設	24施設	7施設

②⑯ 「指定管理に係る費用の増減」

指定管理に係る費用の増減	上がった	下がった	変わらない
回答施設数	30施設	8施設	7施設

上がった理由：業務増による人件費増、運営費見込額の増、措置費支弁基準単価の増、消費税、老朽化に伴う修繕費の増、光熱水費、人件費の上昇、委託料の増

下がった理由：利用料金収入の増、黒字増、経費削減、自主事業収入の増、委託費の減

②⑰ 「新規自主事業について検討したか」

新規自主事業について検討したか	はい	いいえ	無回答
回答施設数	18施設	25施設	2施設

検討内容：サブライセイセンター、新規催事、自動販売機、他施設との連携、ドッグラン

②⑱ 「県償還の実績はあるか」

県償還の実績はあるか	はい	いいえ
回答施設数	5施設	40施設

はい：企業立地推進課（3施設）、道路管理課、港湾課

※下線は利用料金収入から県に納付金を納めている。他施設は使用料。

②⑲ 「運用委員会による実施結果の検証は十分か」：すべて「はい」と回答。

③⑩ 「指定の取消、業務の停止措置等の実績」：すべて「ない」と回答。

③⑪ 「修繕計画は作成したか」

修繕計画は作成したか	はい	いいえ
回答施設数	39施設	6施設

いいえ：青少年・子ども家庭課、文化振興課、空手振興課、港湾課

③⑫ 「修繕計画に沿った予算の確保はできているか」

修繕計画に沿った予算の確保はできているか	はい	いいえ
回答施設数	35施設	10施設

いいえ：環境再生課、青少年・子ども家庭課、平和援護・男女参画課、森林管理課、文化振興課、空手振興課、港湾課

③⑬ 「修繕の限度額について検討したか」

修繕の限度額（上限額）について検討したか	はい	いいえ	無回答
回答施設数	16施設	28施設	1施設

無回答：道路管理課（指定管理料無し）

検討内容：指定管理者の修繕限度額引き上げ、修繕費については年度協定書を締結し対応

③⑭ 「指定管理期間の妥当性を検討したか」

指定管理期間の妥当性を検討したか	はい	いいえ
回答施設数	43施設	2施設

いいえ：MICE推進課

③⑮ 「指定管理料の改定を検討したか」

指定管理料の改定を検討したか	はい	いいえ
回答施設数	27施設	18施設

いいえ：福祉政策課、平和援護・男女参画課、企業立地推進課、海岸防災課、都市計画・モノレール課、生涯学習振興課

「指定管理の状況の評価」

指定管理の状況の評価	良好・適正 概ね適正	要改善・ 懸念
回答施設数	38施設	7施設

要改善：福祉政策課、森林管理課、情報産業振興課、空手振興課、海岸防災課  
内容：利用者が減少傾向、アンケート調査不十分、改善要望に引き続き対応、収支改善、自主事業の検討、利用者ニーズをとらえたサービスの提供とさらなる利便性の向上に努めること

「指定管理の課題」

施設名称(所管課)	当該施設の指定管理の課題
公文書館 (総務私学課)	・長期的な人材育成が図りにくい。 ・備品管理(台帳との照合)に工夫を要する。
ライフサイエンス研究センター (科学技術振興課)	供用後、5年が経過し、施設・設備等の経年劣化による故障が増加傾向にあることから、修繕計画の更新が必要である。
平和創造の森公園 (環境再生課)	平和学習に使用していたママヤーガマの立入禁止にしたことにより、利用者が少なくなることが見込まれる。
総合福祉センター (福祉政策課)	・取入確保のため、利用者数の増加を目指す必要がある。 ・経年劣化に伴い修繕費が増加することが懸念されるため、早期の対応が求められる。 ・駐車場の不足。
石嶺児童園 (青少年・子ども家庭課)	児童養護施設のための入所児童に対して、安全で安心な生活環境を提供することであり、特定の養育者による一貫性のある養育が求められる。しかしながら、現在の指定管理者制度は期間に定めがあることから、指定管理者の変更に伴い、直接処遇を行う職員が入れ替わる可能性もある。
平和の礎 (平和援護・男女参画課)	施設の経年劣化に伴う修繕費用の増加
男女共同参画センター (平和援護・男女参画課)	外部委託に関する人件費の上昇 施設は設置から22年が経過しており、施設・設備の老朽化のため改修工事や備品の入替等を実施しているところである。今後引き続き、修繕の実施に取組む必要がある。
県民の森 (森林管理課)	開園から30年以上が経過し、老朽化が激しく、施設の改修計画の作成が必要
健康バイオ研究開発センター (ものづくり振興課)	建物も築14年を経過するため、経年劣化している箇所が何か所所か出てきており、修繕計画の見直しが必要である。
バイオ産業振興センター (ものづくり振興課)	建物が築25年を経過している為、経年劣化の箇所が目立ってきており、修繕計画の見直しが必要。
国際物流拠点那覇地区 (企業立地推進課)	供用開始から30年以上経っていることから、老朽化が激しく、それに伴う苦情や要望が殆どであることから、建替を行う必要がある。
IT津梁パーク施設 (情報産業振興課)	建物の長寿命化、老朽化対策を図るため、施設全体の長期的な修繕計画を策定する必要がある。
情報通信センター (情報産業振興課)	特になし
コンベンションセンター (MICE推進課)	施設の設定目的となる国内外催事の件数を増やす必要がある。

施設名称(所管課)	当該施設の指定管理の課題
万国津梁館 (MICE推進課)	施設稼働率を上げ、利用者増を図る必要がある。
博物館美術館 (文化振興課)	財団の本部が本部町にあるため、文書の押印に時間を要し、書類の提出が遅れる傾向にある。
奥武山総合運動場 (スポーツ振興課)	施設を建設して時間が経ち、修繕が必要箇所がある。優先順位を決めて対応する必要がある。
空手会館 (空手振興課)	新規の施設のため、施設の老朽化等はなし。 (H29年度は数件の理粧工事を実施。)
県民広場地下駐車場 (道路管理課)	供用開始から20年が経過し施設の老朽化に伴う修繕を計画的に行っていく。
安座真海浜公園 (海岸防災課)	台風及び冬冬季節風等による人工海浜砂の移動が課題である。
宇堅海浜公園 (海岸防災課)	利用料金収入・自主事業収入とも、事業計画と比較して減となっており、利用者増につながるよう、計画したイベントの確実な実施及び拡充と、オフシーズンの新たな事業の検討など、収入増につなげる工夫が必要である。
宜野湾港マリナーナ (港湾課)	施設の経年劣化箇所が多く、予算確保が困難である。
西原与那原マリナーパーク (港湾課)	施設の経年劣化箇所が多く、予算確保が困難である。
与那原マリナーナ (港湾課)	海上係留は十分に収容されているが、陸置の収容が課題。
名護中央公園 (都市計画・モノレール課)	日本一早く開花を迎える桜まつりの印象が強く、他の季節での利用促進が課題となっている。
総合運動公園 (都市計画・モノレール課)	平成29年10月に大型遊具を供用開始し、公園利用者が平成28年度比1.8倍に増加したこともあり、土日祝祭日における南エリアの駐車場が不足している。
浦添大公園 (都市計画・モノレール課)	当該公園の目玉である遊具施設について、老朽化による修繕が必要となっている。
海軍壕公園 (都市計画・モノレール課)	当該公園の目玉となっている遊具施設について、整備後15年程経過し老朽化していることから、大規模修繕を行う必要がある。
平和折念公園 (都市計画・モノレール課)	平成29年度に供用を開始した遊具施設について、土日祝祭日に遊具周辺に遊具周辺の駐車場が不足している。
パンナ公園 (都市計画・モノレール課)	離島であるため、頻繁に現地確認を行えない。
首里城公園 (都市計画・モノレール課)	クルーズ船旅行者と修学旅行の来園が同時期に重なる場合、駐車場が不足する。
奥武山公園 (都市計画・モノレール課)	トリムコースのゴムチップが経年劣化により全面的に亀裂が生じていることから、公園利用者の安全性の確保のため、早急な修繕が必要である。
中城公園 (都市計画・モノレール課)	土日祝祭日には、遊具施設の利用者が増加するため、駐車場の不足する。
県営住宅北部 (住宅課)	経年劣化が進行し、修繕計画に係る県と指定管理者との一層の連携が必要
県営住宅中部A (住宅課)	経年劣化が進行し、修繕計画に係る県と指定管理者との一層の連携が必要

施設名称	当該施設の指定管理の課題
県営住宅中部B (住宅課)	経年劣化が進行し、修繕計画に係る果と指定管理者との一層の連携が必要
県営住宅南部 (住宅課)	経年劣化が進行し、修繕計画に係る果と指定管理者との一層の連携が必要
県営住宅宮古 (住宅課)	経年劣化が進行し、修繕計画に係る果と指定管理者との一層の連携が必要
県営住宅八重山 (住宅課)	経年劣化が進行し、修繕計画に係る果と指定管理者との一層の連携が必要
名護青少年の家 (生涯学習振興課)	・老朽化に伴う修繕費負担の増加や、施設長寿命化に向けた改修等の必要性の検討 ・収支の改善
糸満青少年の家 (生涯学習振興課)	・老朽化に伴う修繕費負担の増加や、施設長寿命化に向けた改修等の必要性の高騰。 ・施設警備などの委託料の高騰。 ・石川岳登山利用者への対応等
石川青少年の家 (生涯学習振興課)	
玉城青少年の家 (生涯学習振興課)	・老朽化に伴う修繕費負担の増加や、施設長寿命化に向けた改修等の必要性の検討。
宮古青少年の家 (生涯学習振興課)	・老朽化に伴う修繕費負担の増加や、施設長寿命化に向けた改修等の必要性の検討。
石垣青少年の家 (生涯学習振興課)	・老朽化に伴う修繕費負担の増加や、施設長寿命化に向けた改修等の必要性の検討。

(2) 指定管理者の調査票の集計結果

① 「年度計画書・収支計画書を作成したか」 すべて「はい」と回答

「再委託の事前申請をしたか」	はい	いいえ
回答施設数	43施設	2施設

いいえ：石嶺児童園、宜野湾港マリナー

③ 「危機管理行動計画・マニュアルを作成したか」

危機管理行動計画・マニュアルを作成したか	はい	いいえ
回答施設数	44施設	1施設

いいえ：男女共同参画センター

④ 「緊急連絡体制を整備したか」 すべて「はい」と回答

⑤ 「利用者の安全対策を凶ったか」 すべて「はい」と回答

主な内容：害虫・害獣防除、消防・防災訓練、保守点検、マニュアル整備、除草清掃、講習会、巡回、注意喚起、ネット設置、看護師配置、設備修繕、台風情報の掲載、高木伐採、工事の事前周知、照明追加

⑥ 「施設等の安全対策を凶ったか」：すべて「はい」と回答。

主な内容：設備点検、誘導看板、防犯カメラ、補強・修繕、消火点検、水質検査、警備員配置、機械警備、精密点検

⑦ 「管理物品一覧表を作成したか」

管理物品一覧表を作成したか	はい	いいえ	作成不要・備品無し
回答施設数	32施設	6施設	7施設

いいえ：総合福祉センター、県民の森、空手会館、安座真・宇堅海浜公園、宜野湾港マリナー  
作成不要・備品無し：奥武山総合運動場、県営住宅（6地区）

⑧ 「備品の廃棄、遊休備品の整理を報告したか」

備品の廃棄、遊休備品の整理を報告したか	はい	いいえ	備品無し
回答施設数	28施設	11施設	6施設

いいえ：ライフサイエンス研究センター、総合福祉センター、石嶺児童園、国際物流拠点那覇地区、奥武山総合運動場、空手会館、県民広場地下駐車場、安座真・宇堅海浜公園、宜野湾港マリナー、名護青少年の家

⑨ 「備品の稼働状況の把握しているか」

備品の稼働状況や稼働率を把握しているか	はい	いいえ	備品無し
回答施設数	27施設	12施設	6施設

いいえ：平和創造の森公園、石嶺児童園、国際物流拠点那覇地区、コンベンションセンター、奥武山総合運動場、空手会館、安座真・宇堅海浜公園、石川・玉城・宮古・石垣青少年の家

⑩ 「遊休資産、備品等の活用計画はあるか」

遊休資産、備品等の活用計画はあるか	ある	ない
回答施設数	5施設	40施設

ある：平和創造の森公園、県民の森、宜野湾港マリナー、石川・石垣青少年の家



⑪ 「月報、上半期、年報は期日までに提出したか」：すべて「はい」

⑫ 「連絡調整会議は開催したか」

連絡調整会議は開催したか	いいえ	11施設	17施設	6施設	2～5回	6～12回	適宜・不明
回答施設数					9施設	2施設	

いいえ：公文書館、総合福祉センター、石嶺児童園、平和の礎、国際物流拠点那覇地区、コンベンションセンター、万国津梁館、安座真・宇堅海浜公園、西原与那原マリன்பーク、与那原マリナーナ ※下線は随時、連絡・報告・確認を実施

⑬ 「連絡調整会議の議題・開催方法等について課題があるか」

連絡調整会議について課題があるか	ある	ない
回答施設数	13施設	32施設

ある：平和創造の森公園、健康バイオ研究開発センター、博物館美術館、名護中央公園、浦添大公園、平和祈念公園、パンナ公園、奥武山公園、中城公園、名護・石川・宮古・石垣青少年の家

内容：議題の焦点、開催時期、議事の進行、開催予定の設定、回数、専門部会の開催

⑭ 「所管課の指導はあったか」

所管課の指導はあったか	あった	なかった
回答施設数	30施設	15施設

なかった：ライフサイエンス研究センター、石嶺児童園、平和の礎、県民の森、IT津梁パーク施設、情報通信センター、コンベンションセンター、万国津梁館、博物館美術館、総合運動公園、海軍壕公園、首里城公園、奥武山公園、県営住宅宮古・八重山

⑮ 「職員の労働条件は適切だったか」：すべて「はい」

⑯ 「人件費総額はいくらですか」

	施設数
～ 5,000,000	1施設
5,000,000 ～ 10,000,000	4施設
10,000,000 ～ 30,000,000	23施設
30,000,000 ～ 50,000,000	9施設
50,000,000 ～ 70,000,000	3施設
70,000,000 ～ 100,000,000	2施設
100,000,000 ～ 150,000,000	1施設
150,000,000 ～ 200,000,000	1施設
200,000,000 ～	1施設

⑰ 「常勤職員数、非常勤職員数、常勤換算値」

	常勤職員数	非常勤職員数	常勤換算値	合計職員数
全施設合計	418	420	314.2	732.2
平均値	9.3	9.3	7.0	16.3

※ 平和創造の森公園、博物館美術館、宇堅海浜公園館については常勤換算値が空白のため、非常勤職員数を当てはめた。

⑱ 「平均報酬額（人件費総額÷合計職員数）の分布」

平均報酬額	施設数
～ 1,000,000	1施設
1,000,000 ～ 1,500,000	2施設
1,500,000 ～ 2,000,000	1施設
2,000,000 ～ 2,500,000	8施設
2,500,000 ～ 3,000,000	9施設
3,000,000 ～ 3,500,000	11施設
3,500,000 ～ 4,000,000	6施設
4,000,000 ～ 4,500,000	3施設
4,500,000 ～	4施設

※ 県営住宅北部・中部A・中部B・南部は4施設の人件費の合計額を合計職員数で除した。

⑲ 「非常勤職員の雇用形態」

	パート・短時間	短期間・臨時	契約職員	兼任	非常勤職員無し
回答施設数	24施設	7施設	8施設	9施設	12施設

複数回答のため、合計値が施設数以上となる。

⑳ 「再委託先の選定方法」

再委託先の選定方法	入札	複数見積	公募・ブレンゼン	関連会社・協力会社	1者見積・その他
回答施設数	17施設	25施設	2施設	3施設	19施設

複数回答のため、合計値が施設数以上となる。

㉑ 「委託内容と金額」

委託内容	警備	機械警備	清掃・衛生管理	設備保守	消防設備	植栽管理
回答施設数	32施設	9施設	28施設	38施設	17施設	13施設

複数回答のため、合計値が施設数以上となる。

委託費総額	施設数
～ 2,000,000	2施設
2,000,000 ～ 5,000,000	8施設
5,000,000 ～ 10,000,000	10施設
10,000,000 ～ 20,000,000	9施設
20,000,000 ～ 50,000,000	7施設
50,000,000 ～ 100,000,000	5施設
100,000,000 ～ 150,000,000	2施設
150,000,000 ～	2施設

㉒ 「外部委託について課題はあるか」

外部委託について課題はあるか	ある	ない
回答施設数	17施設	28施設

ある：平和創造の森公園、総合福祉センター、平和の礎、男女共同参画センター、県民の森、万国津梁館、博物館美術館、名護中央公園、浦添大公園、平和祈念公園、パンナ公園、中城公園、県営住宅宮古・八重山、糸満・石川・石垣青少年の家  
内容：契約金額の変動、委託費の増・高騰、入札参加が少ない、入札不調、設置会社限定、業者選定、業者スタッフの定着率・スキル向上、委託予算額が少なく見積提出業者が少ない

22 「利用料金の減免規程はあるか」

利用料金の減免規程はあるか	ある	ない	利用料金無し
回答施設数	28施設	3施設	14施設

ない：空手会館、安座真・宇堅海浜公園

23 「利用料金の減免実績はあるか」

利用料金の減免実績はあるか	ある	ない	利用料金無し
回答施設数	25施設	6施設	14施設

ない：平和創造の森公園、安座真・宇堅海浜公園、名護中央公園、浦添大公園、海軍壕公園  
減免規程は無いが減免実績あり：空手会館

減免額実績 (減免額降順)

施設名	指定管理料	利用料収入	減免額
コンベンションセンター	65,691	347,175	63,333
健康バイオ研究開発センター	26,612	55,573	25,278
奥武山総合運動場	187,000	40,594	19,797
総合運動公園	335,000	91,276	16,733
総合福祉センター	75,650	16,385	9,115
万国津梁館	65,633	60,379	6,851
バイオ産業振興センター	0	36,663	5,106
博物館美術館	302,470	75,239	4,251
石川青少年の家	37,887	2,362	3,091
永瀬青少年の家	37,989	7,203	2,561
名護青少年の家	36,051	4,030	2,429
玉城青少年の家	37,111	2,399	1,322
空手会館	63,000	9,746	1,283
奥武山公園	49,000	2,295	1,248
首里城公園	140,360	101,496	1,036
男女共同参画センター	58,000	22,428	742
県民広場地下駐車場	0	125,165	572
宮古青少年の家	36,392	663	401
石垣青少年の家	34,819	2,199	379
平和祈念公園	35,862	159	256
パンナ公園	44,500	410	167
西原与那原マリナーパーク	0	21,444	151
ライフサイエンス研究センター	10,808	43,431	74
県民の森	22,588	3,930	70
中城公園	26,500	45	11

単位：千円

24 「減免した利用料金の補填実績」 すべて「ない」と回答

25 「協定書の内容又は定めの無いことについて協議したか」

協定書等について協議したか	はい	いいえ
回答施設数	22施設	23施設

内容：供用時間、規則改定、報告書様式の変更、計画書提出時期の変更、不可抗力、修繕の方法、観覧料、臨時開館、増設に係る管理費、陸置艇の係留料金、枯損木の撤去、イベントに伴う施設の閉館、園内無料バスの運行、修繕費用の大幅増による指定管理料の協議、費用負担、駐車場の供用時間、遊具の利用方法、賠償責任保険の加入、減免に関すること、経費徴収、建物改修事前調整、危機管理マニュアル提出時期、備品調達基金額、備品費の執行

26 「協定書に意見は反映されているか」

協定書に意見は反映されているか	はい	いいえ
回答施設数	36施設	9施設

いいえ：平和創造の森公園、博物館美術館、名護中央公園、海軍壕公園、パンナ公園、県庁住宅北館・中部A・中部B・南部

27 「利用料金の設定は適切か」

利用料金の設定は適切か	はい	いいえ	利用料金無し
回答施設数	24施設	7施設	14施設

いいえ：平和創造の森公園、コンベンションセンター、博物館美術館、奥武山総合運動場、空手会館、総合運動公園、首里城公園

28 「自主事業拡大への課題」

自主事業拡大に課題はあるか	ある	ない
回答施設数	26施設	19施設

ある：平和創造の森公園、平和の礎、男女共同参画センター、県民の森、健康バイオ研究開発センター、コンベンションセンター、万国津梁館、博物館美術館、奥武山総合運動場、空手会館、県民広場地下駐車場、安座真海浜公園、宜野湾港マリナー、西原与那原マリナーパーク、与那原マリナー、名護中央公園、総合運動公園、浦添大公園、海軍壕公園、平和祈念公園、パンナ公園、奥武山公園、中城公園、名護・石川・石垣青少年の家

内容：マーケティングと需要の掘り起こし、ノウハウ蓄積、自動販売機の設置、職員の確保、人件費の確保、イベント参加者の増、メニュー、自主事業の充実まで手が回らない、自主事業開催件数の増、事業の迅速化を図るため、県の承認期間を含めた事務の簡素化、これ以上は困難、マンパワー不足、売上げの50%納付のため自主事業の拡充は難しい、東屋等の清掃業務、大がかりな構造物の建設等、営業時間や飲食物販売場所の制限、増収の施策、費用・職員体制に制限、郷土館の活性化、公園内マリナーの設置、小規模のイベントの開催、駐車場の駐車台数不足、市や各種団体との共催、新規教室の開催・宣伝広告の充実、公園への案内看板、野外炊飯等メニューによる実費負担額、人員不足によるサービス低下、職員の力量で内容が限定

29 「モニタリングシートに意見はあるか」

モニタリングシートに意見はあるか	ある	ない
回答施設数	11施設	34施設

ある：公文書館、平和創造の森公園、平和の礎、国際物流拠点那覇地区、IT津梁パーク施設、博物館美術館、県民広場地下駐車場、浦添大公園、平和祈念公園、パンナ公園、中城公園

内容：本質的機能より収益率・利用状況等に比重が置かれている、異業種施設をひとまとめにするのは無理がないか、記載方法がわかりづらい、施設の老朽化について、各施設に合った内容に改善したい、各種自主事業や運営全般の質的評価を行って欲しい、各指定管理施設に合った改変の許可、質問内容がわかりにくい、簡素化してほしい、第3者評価項目(アンケート内容)の統一

30 「アンケート調査は十分か」

アンケート調査は十分か	はい	いいえ
回答施設数	35施設	10施設

いいえ：石川児童園、平和の礎、県民の森、コンベンションセンター、奥武山総合運動場、空手会館、宇堅海浜公園、宜野湾港マリナー、与那原マリナー、宮古青少年の家

31 「苦情対応の実績」

苦情対応の実績はあるか	ある	ない
回答施設数	39施設	6施設

いいえ：石嶺児童園、健康バイオ研究開発センター、バイオ産業振興センター、万国津梁館、空手会館、名護中央公園

内容：資料がない、対応が遅い、機器の操作方法・故障、トイレ清掃、受付・案内の不在、接客対応、駐車場、雨天時の床滑り、交通安全対策、利便性の向上、貸出用品の運搬・組立、監視カメラの設置、設備の不具合・故障、無料巡回バス、植栽管理、ハブ、害虫対策、案内表示、喫煙所の移動、住民トラブル、ベント苦情、建物老朽化、共益費滞納、アミニティの充実、食事への要望、量の表替え、網戸の修理

32

「アンケート結果や苦情をサービス向上に反映させたか」

アンケート・苦情をサービス向上に反映させたか	はい	いいえ・無回答
回答施設数	43施設	2施設

いいえ：空手会館、無回答：石嶺児童園

内容：職員研修の実施、操作説明書の設置、可動のテーブル・ベンチを設置、張り紙設置、丁寧な接客対応、案内看板の増設、設備更新（ウォッシュレット、ガスコンロ）、トイレ・会議室リニューアル、清掃実施、傘貸出、目安箱設置、遮光、交通安全協力依頼、雨天時の注意喚起、傘袋設置、会議室用プロジェクターの購入、県や市へ情報共有、公共交通機関利用の促進、映像、画像等を利用し、視察対応時のCS向上、供用時間変更、県の協力で修繕、固定テントの設置、防犯カメラの設置、石けん、紙の補充、トレーニングジムにクラー設置、喫煙場所の移動、巡回清掃回数増、各種教室やサークルイベントを実施、IP充実、目的外駐車取り締まり対応、のぼり設置、団地自治会との情報共有、取締強化、定期巡回・コンクリート剥離散乱防止ネット設置・自治会等連絡、職員間情報共有、登山道等の危険箇所の対応、ドアの修繕、入室前における部屋の清掃及び換気。障子張り換え

33

「類似施設との情報共有をしたか」

類似施設との情報共有をしたか	した	しなかった
回答施設数	41施設	4施設

しなかった：総合福祉センター、情報通信センター、博物館美術館、宇堅海浜公園

34

「運用委員会による検証は十分か」

運用委員会による検証は十分か	はい	いいえ
回答施設数	43施設	2施設

いいえ：万国津梁館、博物館美術館

35

「修繕計画に沿った修繕はできたか」

修繕計画に沿った修繕はできたか	できた	できなかった
回答施設数	38施設	7施設

いいえ：石嶺児童園、平和の礎、博物館美術館、直野湾港マリナーナ、平和祈念公園、奥武山公園、県営住宅宮古

36

「高額修繕の協議をしたか」

高額修繕の協議をしたか	はい	いいえ
回答施設数	39施設	6施設

いいえ：情報通信センター、空手会館、与那原マリナーナ、パンナ公園、首里城公園、中城公園

37

「修繕の限度額・修繕計画について協議をしたか」

修繕の限度額・修繕計画について協議をしたか	はい	いいえ
回答施設数	32施設	13施設

いいえ：石嶺児童園、平和の礎、情報通信センター、万国津梁館、空手会館、西原与那原マリナーナ、与那原マリナーナ、名護中央公園、浦添公園、平和祈念公園、パンナ公園、首里城公園、中城公園

38

「指定管理期間は妥当と考えるか」

指定管理期間は妥当と考えるか	はい	いいえ
回答施設数	28施設	17施設

いいえ：公文書館、ライフサイエンス研究センター、石嶺児童園、平和の礎、健康バイオ研究開発センター、博物館美術館、奥武山総合運動場、空手会館、県民広場地下駐車場、西原与那原マリナーナ、与那原マリナーナ、総合運動公園、平和祈念公園、首里城公園、奥武山公園、中城公園、玉城青少年の家

39

「指定管理料の改定について協議したか」

指定管理料の改定について協議したか	はい	いいえ
回答施設数	19施設	26施設

はい：公文書館、ライフサイエンス研究センター、県民の森、健康バイオ研究開発センター、バイオ産業振興センター、国際物流拠点那覇地区、IT津梁パーク施設、博物館美術館、奥武山総合運動場、県民広場地下駐車場、名護中央公園、総合運動公園、平和祈念公園、パンナ公園、奥武山公園、中城公園、名護・糸満・石垣青少年の家

40

「指定管理の状況について自己評価」

施設名称	指定管理の状況について自己評価
公文書館	次の状況又は取組が評価できる。 閲覧申請された資料数の大幅増。利用者満足度の高水準での維持。余剰金を活用したデジタル化の促進。
ライフサイエンス研究センター	研究室の入居率が順調に増加し、入居企業の満足度も高いことから、概ね適切に管理運営が行われていると考える。
平和創造の森公園	年間利用者大幅増加 自主事業の赤字体質改善の必要性
総合福祉センター	施設利用者に対し、所定の手続きに基づき、円滑な貸借業務を実施することができた。また、必要な修繕・備品購入を行い、適切な施設維持管理を行うことができた。
石嶺児童園	子ども達へきめ細やかな内容の支援充実を図り、高校受験生7名に対して園内塾の継続、職業指導員、春職員での面談の支援を力を入れて行った。結果、全員合格となったことで、本人、他の子ども達への自信にも繋がった。
平和の礎	清掃維持管理業務は、事業計画に基づき清掃スタッフ及び警備員と連携を取りながら、利用者が安全快適に施設を利用できるよう努めた。また、公園以外の施設の管理受託等と緊密な連携を取りつつつ経費節減に取り組んだ。 積極的に自主事業を行い、畫域としてのママイナスイメージを払拭して来園者の大幅増を図った。

施設名称	指定管理の状況について自己評価
男女共同参画センター	①指定管理受託後大幅な稼働率アップ（目標55%⇒69%）を達成した。 ②利用者アンケート自由意見欄で要望があった事項に対応してしっかり対応した（ロビーへのクローラー設置の要望等→県予算措置、その他） ③登録団体を増やし、利用が少なかつたふれあいサロンを活性化。女性団体の活動拠点化に貢献した。 ④施設美化に継続的に取り組み、草花溢れる中庭、気持よく利用できる施設実現に貢献できた。 計画以上の修繕を実施
県民の森	
健康バイオ研究開発センター	入居企業からのアンケートの結果、施設設備の管理等について毎年高い満足度が得られている。 外部利用者においても、利用者の増加による収入増となっており、これまでの広報活動における成果が少しずつ出てきていると考える。 自主事業においては、今後受託メニューを増やし新規利用者獲得に努めていきたい。
バイオ産業振興センター	毎年、利用者を対象にアンケート調査を実施しているが、利用者の満足度は開所以来毎年高い状態が続いている。利用者自線にたつたサービスを提供できている結果だと考える。今後も、現状に甘んずる事無く、常に利用者自線にたつた質の高いサービスの提供を心がけていく。
国際物流拠点那覇地区	平成19年4月から指定管理者として、当施設の運営及び維持管理に努めてきました。その間の経験を事業運営に反映し、入居企業の方が安心安全にお仕事が出来来るよう常に創意工夫を重ね組織を上げて業務を進めてきました。その結果、入居企業からのアンケートで施設運営について高評価を頂きました。
IT津梁パーク施設	基本協定に基づく諸業務（使用料の徴収、施設維持管理業務、使用許可手続関連業務他5項目）を適切に実施すると共に、入居企業とのコミュニケーションを図るためのイベント等（新春餅つき大会、親睦ボート大会、講習会等）を数多く実施し、高い評価を受けており、入居企業及び県主管理との信頼関係が構築されているものと自負している。
情報通信センター	入居企業アンケートのすべての項目において「満足」、「やや満足」と一定の評価を得ている。今後も入居企業の利便性向上のため、より安全で快適な施設を築き上げていく。
コンベンションセンター	①0CCだけでなくOCCを中心としたエリア連絡会議を定期的に開催し、MICE誘致・受入を一体となつて行っている。 ②築30年で経年劣化によるハード面の老朽化はあるものの、施設の清掃や植栽、施設・舞台設備などの管理が行き届いている。（利用者からも評価あり） ③利用者のニーズを踏まえたワンストップサービスの実美を図った。 ④事務所と委託業者との連携により安全管理が徹底され、事故や事件もなく、安心・安全が保たれている。

施設名称	指定管理の状況について自己評価
万国津梁館	売上の目標達成 稼働率、件数の増 自主事業参加人数の大幅増、実績増 施設利用催事のリピート率向上 セールス強化（訪問&視察対応件数増） 職員の人材育成強化 顧客満足度向上
博物館美術館	利用者（特に博常設、美コレ）は毎年大幅に増加しており県民の利用が増えている。 県外、海外の利用者も着実に増加しており、サービスの質も向上している。
奥武山総合運動場	九州大会、全国大会、国際大会規模のイベントや大会が増え、多種多様な要望（土足入場、開館時間や休日の開館）等に最大限に応えることができました。専用利用者として一般利用者のバランスを上手くコントロールできました。予定していた金額よりも修繕を実施する事ができました。 ・国内外からの利用者の誘致拡大に努め、道場施設・展示施設利用合計が66,730名と好調に推移した。 平成22年度から平成29年度にかけて指定管理者として、売上高を30%増加させることができました。沖縄県への納付金の額も78,996千円と大幅に増えています。これも、沖縄県と共に改善活動をしながら指定管理者の経営努力と考えています。今後とも利用者に安全で使いやすい駐車場を目指して運営いたします。
空手会館	・国内外からの利用者の誘致拡大に努め、道場施設・展示施設利用合計が66,730名と好調に推移した。 平成22年度から平成29年度にかけて指定管理者として、売上高を30%増加させることができました。沖縄県への納付金の額も78,996千円と大幅に増えています。これも、沖縄県と共に改善活動をしながら指定管理者の経営努力と考えています。今後とも利用者に安全で使いやすい駐車場を目指して運営いたします。
県民広場地下駐車場	台風等の大きな影響もなく安定した管理運営を行うことができました。 老朽化に伴う施設修繕に対し、県側の協力もいただき改善することができました。
安座真海浜公園	水難救助資格保有者を監視リーダーとし水難事故が起きないように力を入れている。 施設全体の警備にも力を入れている。
宇堅海浜公園	3年を経過し、年間の流れや施設の問題点等が明確につかめたので、今後はさらなる施設の美化や、利用者の利便性向上、観光に資する施設にしなければならぬ。自主事業をもっと充実させたいが、人材の確保がスムーズにいかない。
宜野湾港マリナー	ビーチサッカークターの国際試合など誘致年間利用者80万人超え 自主事業も好調である
西原与那原マリナーパーク	第1回目の指定管理としては順当と自負している
与那原マリナー	
名護中央公園	・名護城公園の認知度を上げ、年々利用者が増えている。 ・芝、草刈は、仕様書以上の作業を行っている
総合運動公園	トレニングジムは、器具の入替や、有資格者を配置している事で、利用者の増加に繋がっている、また高齢者も増えている事から正しい器具の使用法や、効果がある事を期待される知識等の講座をジムで定期的に開催する事で利用満足度も向上している。 平成29年度は大型遊具の開放もあり、来園者の増加に

施設名称	指定管理の状況について自己評価
	繋がった。 巡回等も強化し、事故等の予防保全に努めた事で安全 ・安心な公園を維持する事ができた。 ・駐車場の不足については、園内無料巡回バス（シャトルバス）を運行することでクレームを減らすことができた。 自主事業の充実や、大型遊具の開放等、来園者の増加で増々駐車場の問題が発生している。また体育館も会議室、医務室の仮設設置や雨漏りの対応が急務である。 ・年々利用者が増えている。 ・芝、草刈は、仕様書以上の作業を行っている ・公園の開園時間9:00からですが、早目に開園を行っている 計画以上の修繕を実施
浦添大公園	
海軍壕公園	
平和祈念公園	清掃維持管理業務は、事業計画に基づき清掃スタッフ及び警備員と連携を取りながら、利用者が安全快適に施設を利用できるよう努めた。また、公園以外の施設の管理受託等と緊密な連携を取りつつ経費節減に取り組んだ。 ・多様化する公園利用に対応したイベントや自主事業を実施し利用促進や活性化に繋げた。 ・保守点検と運動した維持管理や安全管理を徹底し、安心して利用できる環境提供に努めた。 維持管理業務：概ね良好に実施することができた。修繕についても、優先順位を定め計画どおり進めることができた。また、防犯・防災対策としてマモアリア等を整備し体制整えた他、火災、地震、テロ訓練を実施し、利用者が安全・安心・快適に公園を利用できる環境づくりを行うことができた。 運営業務・自主事業：概ね良好に実施できた。効果的な広報と魅力的な展示やイベントを実施した結果、入園者数は2年連続過去最高を更新した。今後も広報を充実させイベント参加者を増やし、入園者の増加に取り組むたい。
パンナ公園	
首里城公園	
奥武山公園	・公園部分における、予期していない不可抗力(高圧ケーブルの破損)が連続で発生したが、緊急対応で迅速に被害を最小に抑えられ、緊急的ハザードにも充分な対応が出来たと思います。 ・年々利用者が増加している。 ・広場、園路沿いの草刈並びに施設の安全管理は仕様書以上の作業をしている。 ・芝生アートを作成し、利用者に喜ばれている。 ・毎月ユニークスレターを作成、利用者に喜ばれている。
中城公園	
県営住宅北部	協定書に基づき、業務遂行ができた。今後も居住者との信頼関係を築き、組織体制を構築し業務に取り組み。
県営住宅中部A	協定書に基づき業務遂行ができた。今後も居住者との信頼関係を築き、組織体制を構築し業務に取り組み。

施設名称	指定管理の状況について自己評価
県営住宅中部B	協定書に基づき業務遂行ができた。今後も居住者との信頼関係を築き組織体制を構築し業務に取り組み。
県営住宅南部	協定書に基づき業務遂行ができた。今後も居住者との信頼関係を築き、組織体制を構築し業務に取り組み。 マニキュアに沿って弊社各担当が対応できている。修繕に関しては自社開発の同居者データベースシステム・クレーン対応（サンクホール）システムが稼働できており、職員全員で情報共有しスピード対応にできています。
県営住宅宮古	・独自の管理システムを活用しスピード対応できている。 ・経験あるスタッフがいるので適切に居住者対応できている。
県営住宅八重山	利用者の増（前年比1%増を目標） 開所日数の増 財団のノウハウを生かした自主事業内容の充実
名護青少年の家	①前年度を上回る修繕増、委託料増 ②利用者からのいい評価をいただいている ③地域住民、隣接施設といい関係が築けている。
糸満青少年の家	利用者増加 自主・主催事業がスムーズにしている
石川青少年の家	主催、自主事業とも利用者アンケートの結果から96%が非常に良い、又は良いとの好評価を得ており、指定管理の目的に沿った管理運営がなされているものと思料する。 今後とも利用者のニーズに沿ったプログラムの開発やサービスの向上に努める。
玉城青少年の家	概ね「良い」評価を」得ている。事業実施に当たっては安全面、衛生面を重視し看護師を配置し、けがや事故無く終了できたことが評価出来る。 年度によってばらつきはあるものの、利用者の増加が図られた。
宮古青少年の家	利用者の大幅増 開所日数の増 主催事業、自主事業が好調である 計画以上の修繕を実施している
石垣青少年の家	

④ 「指定管理について課題」

施設名称	指定管理について課題
公文書館	・指定期間が限られていることから、職員の正規雇用化及び人材育成の面で長期的計画が立てづらい。 ・施設内の一部を沖縄県教育委員会や民間事業者が使用しており、施設管理者としての責任範囲が不明確。
ライフサイエンス研究センター	供用後、5年が経過し、施設・設備等の経年劣化による故障が増加傾向にあることから、修繕計画の更新が必要である。
平和創造の森公園	高額修繕案件の停滞、人件費（委託費）の高騰、施設の老朽化、徴収可能施設（システム）の充実

施設名称	指定管理について課題
総合福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>経年劣化による修繕の増加に加え、人件費や委託費が増えていることから、指定管理料や利用料の見直しを図る必要がある。</li> <li>高額修繕の早期対応。</li> <li>センター入居団体職員の通勤自家用車の駐車場不足。</li> </ul>
石嶺児童園	指定管理期間については、子ども達への継続した支援が必要のため、今後検討が必要と思われる。
平和の礎	<ul style="list-style-type: none"> <li>最低賃金引き上げ等による人件費増及び委託費の高騰等に向けた予算確保。</li> <li>施設の経年劣化への対応。</li> <li>事業の自由度の拡大。</li> </ul>
男女共同参画センター	指定管理者の創意工夫の発揮が従来の行政の範囲内に限定され、民間の創意工夫の発揮が制限されているような気がしています。（指定管理者の創意工夫による稼働率アップ⇒収益向上による指定管理者の収益増を制限する傾向がないか？）
県民の森	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主事業の真客</li> <li>施設の老朽化による修繕料の増</li> </ul>
健康バイオ研究開発センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設も14年を経過しており、既設の設備等の劣化、更新等が必要になってきていることから、費用等の確保が課題となる。</li> <li>指定管理期間における更新がある為、指定管理者が変わった際の人材の流出、期限がある等の人材固定化が難しく、施設の熟成度に対する課題があると考えられる。</li> </ul>
バイオ産業振興センター	バイオ関連の施設であるため、入居スペースに水回りや水回り設備が必要になる。しかし、現状、水回りの半整備されている部屋は約半数となっており、残りの半数は整備されていない状況である。
国際物流拠点那覇地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>①施設設備が老朽化しており、維持管理に苦慮しております。</li> <li>②アンケートからも構内の安全運転の徹底及び歩行者の安全確保について要望があり、これまで改善対策を講じてきましたが、さらなる安全対策を推進して参りたい。</li> </ul>
IT津梁パーク施設	今後は、建物が老朽化していくことに伴い設備等（空調、入退室管理システム、監視カメラ、自己発電機等）の不具合が発生してくることが想定される。そのため、県主管理と中長期修繕計画を調整し必要な措置が重要である。
情報通信センター	使用電力量の急激な増加に伴う対応
コンベンションセンター	指定管理が有期であるため、将来案件の利用者に対する対応が懸念される。 ※利用者との信頼関係の構築や継続管理することで施設設備等の状況や管理ノウハウが蓄積される

施設名称	指定管理について課題
万国津梁館	夏季の催事閑散期間における施設稼働率向上 更なる利用催事のリピート率向上 経年劣化、耐用年数超過となる備品、設備の更新、及び、今後の大型修繕項目について早期実施（水回り設備、中央監視室システム（警報・照明）の設備更新/トイレ配管等）
博物館美術館	収支バランスの不均等。 仕様書どおり運営した場合の必要経費が十分に見積もられていない。 当初、県が見込んだほど観覧料収入はあがらないことが分かっているのに指定管理料の見直しがない。
奥武山総合運動場	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理期間が短いためPDCAサイクルが困難。</li> <li>利用者ニーズに対して設置・管理に関する条例が追いついていない。</li> <li>最低賃金上昇、近隣企業の人件費高騰に伴う委託料・人件費の増。雇用の不安定。</li> <li>収益拡大</li> <li>マンパワー不足</li> </ul>
空手会館	売上額で計算される剰余納付金の制度。 人件費、修繕費、光熱水費の増加による収益悪化。 大規模修繕についての主管課との調整。
県民広場地下駐車場	修繕費の1件の金額でのリスク分担だけでなく、年間総額での指定管理者としてのリスク分担も必要。 指定管理期間の延長による投資リスクの軽減。
安座真海浜公園	安全確保のため、監視員を配置し委託を行っているが高額の支出となる。天気の影響により収入が左右され、収支バランスの安定化が課題。
宇堅海浜公園	オフシーズンの利用者数の増加につながる新たな事業の検討など。
宜野湾港マリナーナ	宜野湾港マリナーナの課題としては、海上の係留施設の老朽化と、電気水道代の徴収の問題があり、契約艇が増えれば増えるほど、電気水道代が増大し、指定管理料への負担が大きくなる矛盾が生じています。電気水道代も30年前の料金設定なので現在の企画に合った料金改定が必要だと思われまます。
西原与那原マリナーパーク	供用開始から12年経過、施設設備の老朽化（シャワー・防護柵・ナイター照明など）
与那原マリナーナ	海上係留は順調だが、陸置場の収容が課題。観光関連の外国籍（主に台湾籍）が増えてきたことからからも、観光業界との連携が必要と考える。
名護中央公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>最低賃金上昇に伴う委託料・人件費の増。</li> <li>期限が決められているため安定雇用が出来ない。</li> </ul>
総合運動公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>自事業では、レクリエーションプール2階売店パーラー、レストラン「花」の1階にあるパーラー、他1箇所の直営を見込んで計画したが、現委託者との折り合いがつかず、平成29年度は断念した。</li> <li>平成30年度は、レストラン「花」の1階にあるパーラーを再開し、稼働率アップに努め収入増を図りたい。</li> <li>南エリアの大型遊具解放に伴い、来園者数も年々増加傾向にあるが、南エリアの駐車場が不足し毎週末混雑している状況である。</li> </ul>

施設名称	指定管理について課題
	夏場はレクレーションゾーンの開放もあり、お客様からのクレームも多い。その対策として、南エリアに駐車できないう来園者に対し、中央から南エリアまで園内無料循環バス（シャトルバス）を運行し送迎している。
浦添公園	・最低賃金上昇に伴う委託料・人件費の増 ・利用者（観光客）増、新施設設置に伴う人員の増員。
海軍壕公園	施設・遊具の老朽化による修繕費の増 （遊具の大規模修繕・施設の空調設備・衛生設備の修繕費等の増）
平和祈念公園	最低賃金引き上げ等による人件費増及び委託費の高騰等に向けた予算確保。
バナナ公園	・最低賃金上昇に伴う委託料・人件費の増。 ・施設の老朽化による修繕費の増加。 ・国内外観光入域客増加による施設維持管理費負担増。
首里城公園	クルーズや修学旅行の団体が集中する際、周辺道路の渋滞や駐車場不足の声があることから、駐車場利用の平準化対策といった課題がある。 また、利用者の増にとってもない増える費用を抑えさえる工夫が必要である。 更に、老朽化している施設の修繕については、優先順位を決めて実施するとともに、満足度を下げずに費用を抑え、事業収支をプラスに近づけることが課題。
奥武山公園	・指定管理期間が短い為、PDCAサイクルが困難。 ・最低賃金上昇、近隣企業の人件費高騰に伴う委託料・人件費増。雇用の不安定。
中城公園	・最低賃金上昇に伴う委託料・人件費の増加。 ・利用者、特に外国人観光客の増加に伴う安全管理。 ・新規供用開始に伴う人員の増員。
県営住宅北部	老朽化している団地が多く、今後ますます経年劣化が進んでいくことから、緊急修繕、計画修繕など適切に修繕を図っていく必要がある。
県営住宅中部 A	老朽化している団地が多く、今後ますます経年劣化が進んでいくことから、緊急修繕、計画修繕など適切に修繕を図っていく必要がある。
県営住宅中部 B	老朽化している団地が多く、今後ますます経年劣化が進んでいくことから、緊急修繕、計画修繕など適切に修繕を図っていく必要がある。
県営住宅南部	老朽化している団地が多く、今後ますます経年劣化が進んでいくことから、緊急修繕、計画修繕など適切に修繕を図っていく必要がある。
県営住宅宮古	防火管理要領に基づき、1棟の居住者が50人以上の県営住宅に防火管理者を設置することとなっているが、入居者が防火管理者として協力していただくことは難しい。
県営住宅八重山	・材料費が年々値上がりしている為、指定業者から修繕単価の見直しの声が上がっている。
名護青少年の家	利用者増に伴う委託料・人件費の増（清掃委託費の増、アルバイト等の増）、人材確保

施設名称	指定管理について課題
糸満青少年の家	①委託料の増加。理由は法改正に伴い、貯湯槽清掃及び貯湯水水質検査、防火設備定期点検業務を新たに業務委託。 ②施設の大規模清掃も入れたいが予算確保が困難である。利用者の満足度に影響を与えらることも考えられる。
石川青少年の家	研修室や倉庫・体育館の補修工事の要請 トイレ等の施設等の補修工事 登山者のマナーが悪くなっている。外国人登山者とのコミュニケーションがうまくとれていない
玉城青少年の家	指定管理の期間が5か年であることから、職員の仕事が不安定である。このことから、職員の確保に課題が残る。
宮古青少年の家	施設の老朽化による、修繕費の増、高額備品の補充等
石垣青少年の家	開所日数の増、利用者増に伴う人件費負担の増 施設・設備の老朽化による維持管理費の増

(3) 所管課への追加調査結果

① 「債務負担行為の設定及び期間」 (47施設対象)

債務負担行為の設定と期間	3年	4年	5年	必要ない
回答施設数	37施設	1施設	5施設	4施設

必要ない：県民広場地下駐車場、安座真・宇堅海浜公園、西原与那原マリナーパーク

4施設は指定管理料の無い独立採算型のため債務負担が不要。

債務負担行為の設定が必要な施設については、適切に設定されている。

② 「選考結果の公表状況」 (47施設対象)

選考結果の公表期間	半年未満	半年～1年	1年～2年	2年～3年	3年～4年	4年以上	期間不明
回答施設数	14施設	2施設	7施設	4施設	7施設	7施設	6施設

※公開の終期が不明で、調査時点で公開中のものは、調査時点までの公開とした。

公表期間が最短2週間、最長：期限設定無し。

公表のフォーマイル形式に配慮が必要なもの：住宅課 (6施設)

③ 「運用委員会開催日」 (検証結果を7月末提出)

運用委員会の開催日	7月末まで	8月中	9月中	10月中
回答施設数	18施設	21施設	5施設	1施設

8月開催：総務私学課、道路管理課、海岸防災課、港湾課、都市計画・モノレール課、住宅課

9月開催：青少年・子ども家庭課、平和援護・男女参画課、情報産業振興課、文化振興課

10月開催：空手振興課

④ 「モニタリング実施結果の提出日と資料」 (提出期限：翌年度7月末)

提出時期	提出した資料	モニタリングシート	運用委員会による検証結果	労働条件自主点検表	徴収フロー図
7月提出	15施設	15施設	13施設 (9)	15施設	13施設
8月提出	15施設	15施設	15施設	15施設	8施設
9月提出	9施設	9施設	9施設	9施設	3施設
10月提出	5施設	5施設	5施設	5施設	1施設
11月提出	1施設	1施設	1施設	1施設	-

※下線：7月提出のうち6施設は運用委員会の開催前に提出。よって期限内は9施設。

資料不足で期限内に提出：道路管理課、海岸防災課、港湾課

8月提出：科学技術振興課、都市計画・モノレール課、生涯学習振興課

9月提出：青少年・子ども家庭課、情報産業振興課、住宅課

10月提出：総務私学課、MICE推進課、文化振興課、空手振興課

11月提出：平和援護・男女参画課

⑤ 「実施結果の公表日と資料」 (締め切り指定無し)

公表時期	公表した資料	モニタリングシート	運用委員会による検証結果	労働条件自主点検表	徴収フロー図
7月公表	4施設	4施設	4施設	2施設	-
8月～9月公表	26施設	26施設	25施設	25施設	9施設
10月以降公表	15施設	15施設	15施設	13施設	10施設

※下線 検証結果の公表が無い施設：石籟児童園 (青少年・子ども家庭課)

公表に関する回答と公表状況に相違が見られる：平和創造の森公園 (環境再生課)、県民広場

地下駐車場 (道路管理課)、海軍壕公園、パンナ公園、中城公園 (都市計画・モノレール課)

(4) 指定管理者への追加調査結果

① 防火対象物の有無、用途

防火対象物の有無、用途	特定用途 防火対象物	非特定用途 防火対象物	どちらでもない
防火管理者が必要	14施設	25施設	-
防火管理者が不要	1施設	3施設	4施設

用途が変更になっているが届出されていない：2施設 (国際物流拠点那覇地区、平和祈念公園)  
新規建物の届出がされていない：1施設 (名護中央公園)

② 防火管理者の選任・届出

防火管理者の選任・届出	回答施設数	している	していない	必要ない
回答施設数	34施設	34施設	3施設	8施設

実施していない施設：名護中央公園、県営住宅富古・八重山

義務は無いが実施している施設：海軍壕公園 (計画、点検、訓練)

③ 消防計画の策定、届出

消防計画の策定・届出	回答施設数	している	していない	必要ない
回答施設数	33施設	33施設	4施設	8施設

実施していない施設：与那原マリナー、名護中央公園、県営住宅富古・八重山

④ 消防設備点検の要否、届出

消防設備点検の実施	回答施設数	している	していない	必要ない
回答施設数	34施設	34施設	3施設	8施設

実施していない施設：与那原マリナー、名護中央公園、平和祈念公園

消防設備点検の届出	回答施設数	している	していない	必要ない
回答施設数	34施設	34施設	3施設	8施設

届出していない施設：与那原マリナー、名護中央公園、平和祈念公園

※ 特定用途防火対象物は毎年報告が必要

非特定用途防火対象物は3年に1回の報告が必要

⑤ 消防訓練の要否、回数

消防訓練の要否、回数	1回	2回以上	していない	必要ない
特定用途防火対象物	2施設	12施設	1施設	1施設
非特定用途防火対象物	18施設	2施設	3施設	3施設
適用除外施設	1施設	1施設	1施設	3施設

実施していない：与那原マリナー、県営住宅富古、八重山

実施回数が不足：空手会館、宜野湾港マリナー

⑥ 消防訓練の報告

所轄消防署への報告	回答施設数	している	していない	必要ない
回答施設数	30施設	30施設	7施設	8施設

報告していない：マリナーパーク、与那原マリナー、名護中央公園、総合運動公園、平和

祈念公園、県営住宅富古、八重山



## 2 沖縄県ホームページの調査結果

- (1) 選定評価基準及び結果の公表状況  
確認時点（平成30年10月）で18施設しか確認できなかった。また、平成29年度に選定した13施設のうち7施設で確認できない状況であった。
- (2) モニタリング実施結果の公表  
導入施設所管課及び総務部行政管理課ホームページにおいて確認時点で6施設の一部又は全部分の実施結果が確認できなかった。

モニタリング実施結果公表内容	モニタリングシート	運用委員会による検証結果	労働条件自主点検表	料金徴収フロー図
確認できた	39施設	43施設	30施設	11施設
確認できない・不十分	6施設			

すべて確認できない：平和援護・男女参画課（平和の礎）  
一部が確認できない：青少年・子ども家庭課（石織児童園）、道路管理課（県民広場地下駐車場）、都市計画・モノレール課（海軍壕公園、パンナ公園、中城公園）

## 3 協定書の調査結果

### (1) 協定事項（運用方針第5の4の(2)）

事項	具体的内容
基本的事項	施設の名称、所在地、指定期間
業務に関する事項	使用許可等権限の代行
事業計画に関する事項	差別的取扱の禁止（公平、公正な施設管理）、サービスの内容と質、必要な体制、施設の改修、物品等の帰属、全部委託の禁止
利用料金に関する事項	利用料金の項目、帰属先、減免、県が使用する場合の取扱
事業報告に関する事項	報告すべき内容、提出期限、財務諸表の提出
県が支払うべき管理費用に関する事項	支払額及び支払い方法、徴収の美観を管理費用に反映させる場合の算定方法、リスクに係る追加的支出の分担
指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項	計画・協定違反による自主的改善、是正報告、指定の取消、損害賠償責任保険等の加入に
安全確保に関する事項	利用者、住民の安全確保
損害賠償責任保険等の加入に関する事項	管理物件の損傷、第三者への損害賠償責任、求償権、付保する
その他	不可抗力発生時の対応、個人情報保護、業務の引継に関する事項、原状回復義務、暴力団排除に関する事項、その他協定を締結することが適当な事項

上記の項目について、協定書を確認したところ、以下のとおりであった。

協定事項の確認	記載なし
全部委託の禁止	9施設
暴力団排除に関する事項	6施設

全部委託の禁止：科学技術振興課、青少年・子ども家庭課、ものづくり振興課、ものづくり振興課、生涯学習振興課  
暴力団排除：青少年・子ども家庭課、ものづくり振興課、生涯学習振興課

### (2) 物品管理に関する事項

物品の管理について、台帳の作成及び報告について取扱いが異なっていた。

物品管理について	協定書別表のみで管理	指定管理者でも台帳作成及び報告	台帳作成及び報告	指定管理者の帰属・管理	管理物品無し
回答施設数	19施設	6施設	12施設	2施設	6施設
協定書別表のみで管理：平和援護・男女参画課、スポーツ振興課、道路管理課、都市計画・モノレール課、生涯学習振興課					
指定管理者に帰属：海岸防災課					

### (3) 高額修繕の金額設定

高額修繕の金額設定	「少額」と記載	200千円	300千円	500千円	800千円	1,000千円以上
回答施設数	6施設	5施設	5施設	16施設	1施設	12施設
最高額：1,500千円（奥武山総合運動場）						

4 モニタリングシート の調査結果

(1) 導入施設の単年度収支（平成29年度）

ア 単年度収支の上位5施設

施設名称	指定管理料	利用料収入	自主事業収入	収入総額	支出総額	事業収支
コンベンションセンター	65,691	347,175	21,529	434,395	369,721	64,674
万国津梁館	65,633	60,379	192,626	318,638	285,131	33,507
与那原マリーナ	40,000	-	28,581	68,581	39,866	28,715
県営住宅南部	108,292	-	-	697,571	682,067	15,504
公文書館	237,512	-	-	237,512	229,581	7,931

※ 県ホームページで公開されているモニタリングシートより作成  
 単年度単施設収支のため、公開されている数値と一致しないものもある。

イ 単年度収支の下位5施設

施設名称	指定管理料	利用料収入	自主事業収入	収入総額	支出総額	事業収支
博物館美術館	302,470	75,239	108,657	486,365	528,304	-41,939
石鐘児童園	311,738	-	11,082	322,820	357,521	-34,701
首里城公園	140,360	101,496	15,552	257,408	268,808	-11,400
県営住宅八重山	17,000	-	-	96,290	102,427	-6,137
空手会館	63,000	9,746	10,644	83,390	88,619	-5,229

ウ 導入施設の種別毎の収支状況

公園施設

施設名称	指定管理料	利用料収入	自主事業収入	収入総額	支出総額	事業収支
ハンナ公園	44,500	410	4,656	49,566	45,674	3,892
平和祈念公園	35,862	159	2,763	38,784	37,599	1,185
浦添大公園	31,000	48	5,226	36,274	35,234	1,040
名護中央公園	23,500	10	2,222	25,732	24,761	971
中城公園	26,500	45	3,859	30,404	29,470	934
海軍壕公園	14,591	2	1,174	16,972	16,822	150
平和創造の森公園	31,320	94	474	31,888	31,881	7
興武山公園	49,000	2,295	959	59,765	59,764	1
首里城公園	140,360	101,496	15,552	257,408	268,808	-11,400

スポーツ・レジャー施設

施設名称	指定管理料	利用料収入	自主事業収入	収入総額	支出総額	事業収支
与那原マリーナ	40,000	-	28,581	68,581	39,866	28,715
宜野湾港マリーナ	60,480	-	37,188	122,976	115,677	7,299
奥武山総合運動場	187,000	40,594	10,136	237,731	234,219	3,512
西原与那原マリンパーク	-	21,444	118,081	139,525	137,068	2,457
総合運動公園	335,000	91,276	11,517	437,825	437,380	445
安座真海浜公園	-	7,543	29,877	39,374	39,363	11
宇堅海浜公園	-	3,459	18,357	23,496	23,512	-16
県民の森	22,588	3,930	1,427	27,945	28,604	-659
空手会館	63,000	9,746	10,644	83,390	88,619	-5,229

福祉・文教施設

施設名称	指定管理料	利用料収入	自主事業収入	収入総額	支出総額	事業収支
公文書館	237,512	-	-	237,512	229,581	7,931
平和の礎	20,634	-	0	23,525	23,525	0
石鐘児童園	311,738	-	11,082	322,820	357,521	-34,701
博物館美術館	302,470	75,239	108,657	486,365	528,304	-41,939

産業振興施設

施設名称	指定管理料	利用料収入	自主事業収入	収入総額	支出総額	事業収支
コンベンションセンター	65,691	347,175	21,529	434,395	369,721	64,674
万国津梁館	65,633	60,379	192,626	318,638	285,131	33,507
IT津波パーク施設	64,837	-	0	64,837	63,905	932
バイオ産業振興センター	0	36,663	72	37,102	36,306	796
ライフサイエンス研究センター	10,808	43,431	2,040	56,279	55,581	698
健康バイオ研究開発センター	26,612	55,573	2,475	106,933	106,603	330
国際物流拠点那覇地区	92,075	-	0	92,075	91,817	258
情報通信センター	108,457	-	-	108,457	108,427	30

社会教育施設

施設名称	指定管理料	利用料収入	自主事業収入	収入総額	支出総額	事業収支
糸満青少年の家	37,989	7,203	4,450	49,642	46,433	3,209
石垣青少年の家	34,819	2,199	826	37,844	35,381	2,463
玉城青少年の家	37,111	2,399	1,886	41,396	40,138	1,258
石川青少年の家	37,887	2,362	3,437	43,686	43,686	0
宮古青少年の家	36,392	663	638	37,693	39,588	-1,895
名護青少年の家	36,051	4,030	3,026	43,107	47,600	-4,493

県営住宅

施設名称	指定管理料	利用料収入	自主事業収入	収入総額	支出総額	事業収支
県営住宅南部	108,292	-	-	697,571	682,067	15,504
県営住宅中部A	56,588	-	-	352,158	344,415	7,743
県営住宅中部B	51,203	-	-	318,453	316,103	2,350
県営住宅北部	15,551	-	-	78,801	77,302	1,499
県営住宅宮古	16,000	-	-	134,876	134,876	0
県営住宅八重山	17,000	-	-	96,290	102,427	-6,137

その他の施設

施設名称	指定管理料	利用料収入	自主事業収入	収入総額	支出総額	事業収支
県民広場地下駐車場	0	125,165	0	125,165	121,657	3,508
男女共同参画センター	58,000	22,428	1,639	82,067	78,560	3,507
総合福祉センター	75,650	16,335	242	92,227	95,264	-3,037

(2) 施設の経営分析指標 (平成29年度)

モニタリングシートから経営分析指標を抽出したところ、記載を省略したものや、計算の根拠となる数値に一貫性が無いことから、再度計算し直し、種別毎に記載した。

公園施設の経営分析指標

施設名称	事業収支 (千円)	利用料 金比率	人件費 比率	外部委託 費比率	管理コスト (円)	自治体負担 コスト (円)
平和創造の森公園	7	0.3%	54.4%	17.2%	369	363
名護中央公園	971	0.0%	50.5%	14.5%	208	197
浦添大公園	1,040	0.1%	31.9%	41.3%	109	96
海軍壕公園	150	0.0%	17.9%	44.2%	273	237
平和祈念公園	1,185	0.4%	23.3%	51.3%	30	29
パンナナ公園	3,892	0.8%	45.2%	25.3%	81	78
首里城公園	-11,400	39.4%	30.9%	51.5%	94	49
興武山公園	1	3.8%	15.5%	47.7%	68	56
中城公園	934	0.1%	45.7%	30.1%	148	133

スポーツ・レジャー施設の経営分析指標

施設名称	事業収支 (千円)	利用料 金比率	人件費 比率	外部委託 費比率	管理コスト (円)	自治体負担 コスト (円)
県民の森	-659	14.1%	65.9%	13.2%	169	133
興武山総合運動場	3,512	17.1%	26.1%	31.4%	484	386
空手会館	-5,229	11.7%	44.5%	24.3%	1,328	944
安座真海浜公園	11	19.2%	16.4%	35.9%	576	0
宇堅海浜公園	-16	14.7%	47.6%	1.8%	478	0
直野湾港マリーナ	7,299	0.0%	28.0%	10.9%	229,974	120,239
西原与那原マリンパーク	2,457	15.4%	37.7%	11.4%	161	0
与那原マリーナ	28,715	0.0%	49.1%	25.3%	972,341	975,610
総合運動公園	445	20.8%	36.9%	28.0%	477	365

福祉・文化施設の経営分析指標

施設名称	事業収支 (千円)	利用料 金比率	人件費 比率	外部委託 費比率	管理コスト (円)	自治体負担 コスト (円)
公文書館	7,931	0.0%	61.2%	7.2%	2,396	2,479
石嶺児童園	-34,701	0.0%	62.5%	2.1%	4,369,070	3,809,581
平和の礎	0	0.0%	50.4%	32.8%	19	16
博物館美術館	-41,939	15.5%	17.8%	35.0%	1,038	594

産業振興施設の経営分析指標

施設名称	事業収支 (千円)	利用料 金比率	人件費 比率	外部委託 費比率	管理コスト (円)	自治体負担 コスト (円)
ライフサイエンス研究センター	698	77.2%	55.8%	28.3%	4,631,750	900,667
健康バイオ研究開発センター	330	52.0%	30.6%	23.4%	7,614,500	1,900,857
バイオ産業振興センター	796	98.8%	61.4%	19.8%	2,420,400	0
国際物流拠点那覇地区	258	0.0%	11.8%	78.2%	5,100,944	5,115,278
IT津梁パーク施設	932	0.0%	36.5%	54.9%	2,203,621	2,235,759
情報通信センター	30	0.0%	12.8%	83.4%	21,685,400	21,691,400
コンベンションセンター	64,674	79.9%	16.0%	50.7%	638	113
万国津梁館	33,507	18.9%	15.5%	20.5%	10,959	2,523

社会教育施設の経営分析指標

施設名称	事業収支 (千円)	利用料 金比率	人件費 比率	外部委託 費比率	管理コスト (円)	自治体負担 コスト (円)
名護青少年の家	-4,493	9.3%	51.8%	12.1%	1,405	1,064
糸満青少年の家	3,209	14.5%	43.7%	17.0%	885	724
石川青少年の家	0	5.4%	43.4%	29.6%	1,123	974
玉城青少年の家	1,258	5.8%	45.6%	20.7%	1,169	1,169
宮古青少年の家	-1,895	1.8%	69.0%	8.8%	1,595	1,466
石垣青少年の家	2,463	5.8%	63.3%	6.8%	1,279	1,259

県営住宅の経営分析指標

施設名称	事業収支 (千円)	利用料 金比率	人件費 比率	外部委託 費比率	管理コスト (円)	自治体負担 コスト (円)
県営住宅北部	1,499	0.0%	11.6%	1.6%	73,411	14,768
県営住宅中部A	7,743	0.0%	9.0%	1.2%	94,154	15,470
県営住宅中部B	2,350	0.0%	10.0%	1.3%	90,548	14,667
県営住宅南部	15,504	0.0%	8.3%	1.3%	95,917	15,229
県営住宅宮古	0	0.0%	8.5%	0.0%	132,361	15,702
県営住宅八重山	-6,137	0.0%	10.6%	0.0%	94,229	15,639

その他の施設の経営分析指標

施設名称	事業収支 (千円)	利用料 金比率	人件費 比率	外部委託 費比率	管理コスト (円)	自治体負担 コスト (円)
総合福祉センター	-3,073	17.7%	20.3%	42.1%	355	282
男女共同参画センター	3,507	27.3%	53.9%	15.4%	476	352
県民広場地下駐車場	3,508	100.0%	15.4%	7.5%	632	0

平成30年度行政監査「指定管理者制度の運用状況について」調査票1(所管課用)

作成者所属	
作成者職・氏名	
施設の名称	

平成29年度の指定管理の状況について記載願います

No	調査項目	回答
	指定管理者の名称	
	指定管理期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
1	1 年度協定書は締結しましたか	はい いいえ
2	2 年度計画書・収支計画書を確認しましたか	はい いいえ
3	3 危機管理行動計画・マニュアルを確認しましたか	はい いいえ
4	4 指定管理者からの緊急連絡に対応できる体制を整備しましたか	はい いいえ
5	5 利用者の安全対策は図られていますか	はい いいえ
6	6 施設等の安全対策は図られていますか	はい いいえ
7	7 管理物品一覧表を確認(県の備品登録との照合)しましたか	はい いいえ
8	8 備品の稼働状況や稼働率を確認しましたか	はい いいえ
9	9 遊休備品の整理(廃棄・所管換等)を行いましたか	はい いいえ
10	10 月報等を基に実地調査を行いましたか	はい ( )回
11	11 連絡調整会議を開催しましたか	はい ( )回
12	12 指定管理者への指導を行いましたか	はい ( )回
13	13 職員の労働条件は適切ですか(最低賃金・社保加入等)	はい ( )回
14	14 外部への委託(再委託)等の契約手続に課題はありましたか	はい ( )回
15	15 事務処理・経理処理に課題はありましたか	はい ( )回
16	16 指定管理者が作成したモニタリングシートを精査しましたか	はい ( )回
17	17 指定管理者が行ったアンケート調査実施状況、回答数は十分ですか	はい ( )回
18	18 所管課での苦情対応(件数、状況)	はい ( )回

No	調査項目	回答
19	所管課で利用者に対するアンケートを実施しましたか	はい いいえ
20	アンケート調査・苦情対応の結果はサーベス向上に反映されていますか	はい いいえ
	<b>次の資料提供をお願いします</b>	
	以下の問いについては、 <b>指定管理開始後の状況</b> について回答願います	
21	21 指定管理は何期目ですか	期目
22	22 基本協定書の内容又は、定めのないことについて協議をしましたか	はい ( )
23	23 更新時に基本協定書の内容を変更しましたか	はい ( )
24	24 利用料金の設定は適切ですか	はい ( )
25	25 減免した利用料の補填実績・検討状況について	検討した ( )
26	26 指定管理前・前回指定管理との費用の比較と理由	上がった ( )
27	27 新規自主事業について検討しましたか	検討した ( )
28	28 県償還の実績はありますか(公の施設の指定管理者制度に関する運用方針第4_1_⑤_③、④参照)	上がった ( )
29	29 運用委員会による実施結果の検証は十分ですか	検討した ( )
30	30 指定の取消、業務の停止措置等の事例について	上がった ( )
31	31 修繕計画は作成していますか	検討した ( )
32	32 修繕計画に沿った予算の確保はできていますか	検討した ( )
33	33 修繕の限度額について検討しましたか	検討した ( )
34	34 指定管理期間の妥当性を検討しましたか	検討した ( )
35	35 指定管理料の改定を検討しましたか	検討した ( )
36	36 指定管理の状況の評価	検討した ( )
37	37 当該施設の指定管理の課題	検討した ( )

調査票1(所管課用)集計結果

調査項目	回答				
	5年	4年	3年	1	3年
① 年度協定書は締結しましたか	はい	43	いいえ	2	
② 年度計画書・収支計画書を確認しましたか	はい	45	いいえ	0	
③ 危機管理行動計画・マニュアルを確認しましたか	はい	35	いいえ	4	提出・確認不要
④ 指定管理者からの緊急連絡に対応できる体制を整備しましたか	はい	41	いいえ	4	
⑤ 利用者の安全対策は図られていますか	はい	45	いいえ	0	
⑥ 施設等の安全対策は図られていますか	はい	45	いいえ	0	
⑦ 管理物品・一覧表を確認(県の備品発注との照会)しましたか	はい	32	いいえ	4	確認不要・備品無し
⑧ 備品の稼働状況や稼働率を確認しましたか	はい	22	いいえ	15	備品無し
⑨ 遊休備品の整理(廃棄・所管課等)を行いましたか	はい	22	いいえ	22	無回答
⑩ 月報等を基に実地調査を行いましたか	はい	34	いいえ	11	
⑪ 連絡調整会議を開催しましたか	はい	33	いいえ	12	
⑫ 指定管理者への指導を行いましたか	はい	30	いいえ	15	
⑬ 職員の労働条件は適切ですか (最低賃金・社保加入等)	はい	45	いいえ	0	
⑭ 外部への委託(再委託)等の契約手続に課題はありましたか	ある	10	ない	35	
⑮ 事務処理・経理処理に課題はありましたか	ある	8	ない	37	
⑯ 指定管理者が作成したモニタリングシートを精査しましたか	はい	45	いいえ	0	
⑰ 指定管理者が行ったアンケート調査実施状況、回答数は十分ですか	はい	28	いいえ	16	無回答
⑱ 所管課での若情対応(件数、状況)	0回	17	1回～9回	12	統計無し・無回答
⑲ 所管課で利用者に対するアンケートを実施しましたか	はい	4	いいえ	41	
⑳ アンケート調査・若情対応の結果はサービス向上に反映されていますか	はい	44	いいえ	0	無回答
次の資料提供をお願いします(基本協定書、モニタリングシート)					
① 指定管理は何期目ですか	1期	42期	123期	34期	215期
② 基本協定書の内容又は、定めのないことについて協議をしましたか	はい	13	いいえ	32	
③ 更新時に基本協定書の内容を変更しましたか	はい	27	いいえ	16	未更新
④ 利用料金の設定は適切ですか	はい	31	いいえ	0	利用料金無し
⑤ 減免した利用料の補填実績について	ある	31	ない	31	利用料金無し
⑥ 補填に係る検討状況について(上記の「ない」と回答した3)施設)	した	0	していない	24	無回答
⑦ 指定管理前・前回指定管理との費用の比較と理由	上がった	30	下がった	8	変わらない
⑧ 新規自主事業について検討しましたか	はい	18	いいえ	25	無回答
⑨ 県償還の奨励はありますか	はい	5	いいえ	40	
⑩ 運用委員会による実施結果の検証は十分ですか	はい	45	いいえ	0	
⑪ 指定の取消、業務の停止措置等の事例について	ある	0	ない	45	
⑫ 修繕計画は作成していますか	はい	39	いいえ	6	
⑬ 修繕計画に沿った予算の確保はできていますか	はい	35	いいえ	10	
⑭ 修繕の限度額について検討しましたか	はい	16	いいえ	28	無回答
⑮ 指定管理期間の妥当性を検討しましたか	はい	43	いいえ	2	
⑯ 指定管理料の改定を検討しましたか	はい	27	いいえ	18	
⑰ 指定管理の状況の評価	適正・良好	15	概ね良好	23	改善まず
⑱ 当該施設の指定管理の課題					

平成30年度行政監査「指定管理者制度の運用状況について」調査票2(指定管理者用)

No	調査項目	回答	
		はい	いいえ
1	年度計画書・収支計画書を作成しましたか	はい	いいえ
2	外部委託(再委託)の事前申請をされましたか	はい	いいえ
3	危機管理行動計画・マニュアルを作成しましたか	はい	いいえ
4	緊急連絡体制を整備しましたか	はい	いいえ
5	利用者の安全対策を図りましたか	はい	いいえ
6	施設等の安全対策を図りましたか	はい	いいえ
7	管理物品一覧表を作成しましたか	はい	いいえ
8	備品の廃棄、遊休備品の整理を報告しましたか	はい	いいえ
9	備品の稼働状況や稼働率を把握していますか	はい	いいえ
10	遊休資産・備品等の活用計画はありますか	ある	ない
11	日報・月報・上半期・年報は期日までに提出しましたか	はい	いいえ
12	連絡調整会議を開催しましたか	はい	いいえ
13	連絡調整会議の議題・開催方法等について課題はありますか	ある	ない
14	所管課の指導はありましたか	あった	なかった
15	職員の労働条件は適切でしたか (最低賃金・社保加入等)	はい	いいえ
16	人件費総額(常勤・非常勤)はいくらでしたか	はい	いいえ
17	常勤職員数、非常勤職員数、常勤換算後の非常勤職員数(下記計算式参照) 週の勤務時間 × 雇用期間(月、週、日) 40時間 × 12月、52週、365日	常勤職員数① 人	非常勤職員数② 人
18	非常勤職員の雇用形態を教えてください(複数回答可)	パート、アルバイト、兼任・併任、その他( )	

調査票2(指定管理費用)集計結果

No	調査項目	回答
1	年度計画書・収支計画書を作成しましたか	はい 45 いいえ
2	外部委託(再委託)の事前申請をされましたか	はい 43 いいえ
3	危機管理行動計画・マニュアルを作成しましたか	はい 44 いいえ
4	緊急連絡体制を整備しましたか	はい 45 いいえ
5	利用者の安全対策を図りましたか	はい 45 いいえ
6	施設等の安全対策を図りましたか	はい 45 いいえ
7	管理物品一覧表を作成しましたか	はい 32 いいえ 6 作成不要 備品無し
8	備品の廃棄、遊休備品の整理を報告しましたか	はい 28 いいえ 11 備品無し
9	備品の稼働状況や稼働率を把握していますか	はい 27 いいえ 12 備品無し
10	遊休資産・備品等の活用計画はありますか	ある 5 ない
11	日報・月報・上半期・年報は期日までに提出しましたか	はい 45 いいえ
12	連結調整会議を開催しましたか	はい 34 いいえ
13	連結調整会議の議題・開催方法等について課題はありますか	ある 13 ない
14	所管課の指導はありましたか	あった 30 なかった
15	職員労働条件は適切でしたか (最低賃金・社保加入等)	はい 45 いいえ
16	人件費総額(常勤・非常勤)はいくらでしたか	
17	常勤職員数、非常勤職員数、常勤換算後の非常勤職員数	常勤職員数① ②の常勤換算 人 人 00人
18	非常勤職員の雇用形態を教えてください (人数回答可)	パート、アルバイト、兼任・併任、 その他( )
19	外部委託先はどのように選定しましたか	入札・複数見積・その他( )
20	委託内容・金額を教えてください	
21	外部委託について課題はありますか	ある 17 ない
22	利用料金の減免規定はありますか	ある 28 ない 利用料金無
23	利用料金の減免実績はありましたか	ある 25 ない 利用料金無
24	減免した利用料金の補填を要しましたか	ある 45
25	基本協定書の内容又は、定めのないことについて協議しましたか	はい 22 いいえ
26	基本協定書に指定管理者の意見は十分に反映されていますか	はい 36 いいえ
27	利用料金の設定は適切ですか	はい 24 ない 利用料金無
28	自主事業拡充への課題	ある 26 ない
29	モニタリングシートに意見はありますか	ある 11 ない
30	アンケート調査実施状況、回答数は十分ですか	はい 35 いいえ
31	苦情対応について実績はありましたか	ある 39 ない
32	アンケート調査・苦情対応の結果をサービス向上に反映しましたか	はい 43 いいえ 無回答
33	類似施設との情報共有をされましたか	した 41 しなかった
34	運用委員会による検証は十分ですか	はい 43 いいえ
35	修繕計画に沿った修繕はできましたか	はい 41 できなかった
36	高額修繕の協議は行いましたか	できた 38 できなかった
37	修繕の限度額・修繕計画見直しについて協議しましたか	はい 39 いいえ
38	指定管理期間は妥当と考えますか	はい 32 いいえ
39	指定管理料の改定について提案・協議しましたか	はい 28 いいえ
40	指定管理の状況について自己評価してください	はい 19 いいえ
41	指定管理について課題を挙げてください	

No	調査項目	回答
19	外部委託先はどのように選定しましたか	入札・複数見積・その他( )
20	委託内容・金額を教えてください (資料添付による省略可)	円
21	外部委託について課題はありますか	ある ない
22	利用料金の減免規定はありますか	ある ない
23	利用料金の減免実績はありましたか (資料添付による省略可)	ある ない
24	減免した利用料金の補填を受けた実績はありましたか	ある ない
	以下の問いについては、指定管理期間の状況について回答願います(25~41)	
25	基本協定書の内容又は、定めのないことについて協議しましたか	はい いいえ
26	基本協定書に指定管理者の意見は十分に反映されていますか	はい いいえ
27	利用料金の設定は適切ですか	はい いいえ
28	自主事業拡充への課題	ある ない
29	モニタリングシートに意見はありますか	ある ない
30	アンケート調査実施状況、回答数は十分ですか	はい いいえ
31	苦情対応について実績はありましたか	ある ない
32	アンケート調査・苦情対応の結果をサービス向上に反映しましたか	はい いいえ
33	類似施設との情報共有をされましたか	した しなかった
34	運用委員会による検証は十分ですか	はい いいえ
35	修繕計画に沿った修繕はできましたか	できた できなかった
36	高額修繕の協議は行いましたか	はい いいえ
37	修繕の限度額・修繕計画見直しについて協議しましたか	はい いいえ
38	指定管理期間は妥当と考えますか	はい いいえ 望ましい指定管理期間( )年
39	指定管理料の改定について提案・協議しましたか	はい いいえ
40	指定管理の状況について自己評価してください	
41	指定管理について課題を挙げてください	

平成30年度行政監査 追加調査（所管課） 回答一覧

施設名称	所管課	債務負担行為		選考結果の公表			運用委員会開催日	実施結果の提出					実施結果の公表							
		設定年度	期間	手段	始期	終期		提出日	検証結果	モニタリング	労働条件点検	徴収フロー	その他	公開日	検証結果	モニタリング	労働条件点検	徴収フロー	その他	
1 公文書館	総務私学課	H27	H28～H32	HP	H28.11.16	H29.4.30	H30.8.30	H30.10.22	○	○	○	○	○		H30.10.22	○	○	○	○	
2 ライフサイエンス研究センター	科学技術振興課	H27	H28～H32	HP	H27.11.17	終期不明	H30.7.18	H30.8.6	○	○	○	○	○		H30.8.30	○	○	○	○	
3 平和創造の森公園	環境再生課	H29	H30～H34	HP	H29.11.20	公開中	H30.7.13	H30.7.31	○	○	○	○	○		H30.8.31	○	○	○	○	
4 総合福祉センター	福祉政策課	H26	H27～H31	HP	H26.11.13	不明	H30.7.24	H30.7.31	○	○	○	○	○		H30.9.12	○	○	○	○	
5 石嶺児童園	青少年・子ども家庭課	H29	H30～H34	HP	H29.11.20	公開中	H30.9.10	H30.9.26	○	○	○	○	○		H30.9.27	○	○	○	○	
6 平和の礎	平和援護・男女参画課	H26	H27～H31	HP	H26.12.12	H26.12.25	H30.9.12	H30.11.1	○	○	○	○	○		H30.11.9	○	○	○	○	
7 男女共同参画センター	平和援護・男女参画課	H26	H27～H31	HP	H26.12.18	公開中	H30.7.10	H30.7.26	○	○	○	○	○		H30.9.25	○	○	○	○	
8 県民の森	森林管理課	H29	H30～H34	HP	H29.11.21	H30.3.31	H30.7.10	H30.7.10	○	○	○	○	○		H30.7.23	○	○	○	○	
9 健康バイオ研究開発センター	ものづくり振興課	H29	H30～H34	HP	H29.11.17	H30.3.31	H30.7.20	H30.7.30	○	○	○	○	○		H30.7.31	○	○	○	○	
10 バイオ産業振興センター	ものづくり振興課	H28	H29～H33	HP	H28.11.28	H29.11.28	H30.7.20	H30.7.30	○	○	○	○	○		H30.7.31	○	○	○	○	
11 国際物流拠点那覇地区	企業立地推進課	H27	H28～H32	HP	H27.12.8	公開中	H30.7.27	H30.7.30	○	○	○	○	○		H30.8.30	○	○	○	○	
12 航空機整備施設	企業立地推進課	H30	H30～H34	HP	H30.2.13	H30.4.30	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	
13 国際物流拠点うるま地区	企業立地推進課	H30	H30～H34	HP	H30.2.22	H30.3.31	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	
14 IT津梁パーク施設	情報産業振興課	H27	H28～H32	HP	H27.12.2	H30.12.2	H30.9.3	H30.9.25	○	○	○	○	○		H30.9.27	○	○	○	○	
15 情報通信センター	情報産業振興課	H29	H30～H34	HP	H29.11.24	H34.11.24	H30.9.3	H30.9.25	○	○	○	○	○		H30.9.27	○	○	○	○	
16 コンベンションセンター	MICE推進課	H27	H27～H31	HP	H26.12.16	H27.8.31	H30.7.30	H30.10.4	○	○	○	○	○		H30.10.23	○	○	○	○	
17 万国津梁館	MICE推進課	H27	H27～H31	HP	H26.12.16	H27.8.31	H30.7.30	H30.10.4	○	○	○	○	○		H30.10.23	○	○	○	○	
18 博物館美術館	文化振興課	H28	H28～H32	HP	H27.11.16	H28.11.20	H30.9.13	H30.10.16	○	○	○	○	○		H30.10.23	○	○	○	○	
19 奥武山総合運動場	スポーツ振興課	H29	H30～H32	HP	H29.11.24	H31.3.31	H30.7.20	H30.7.30	○	○	○	○	○	試行版	H30.7.30	○	○	○	○	
20 空手会館	空手振興課	H29	H29～H31	HP	H28.9.12	公開中	H30.10.4	H30.10.22	○	○	○	○	○		H30.10.22	○	○	○	○	
21 県民広場地下駐車場	道路管理課	不要		HP	H27.11	不明	H30.8.2	H30.7.18	○	○	○	○	○		H30.8	○	○	○	○	
22 安座真海浜公園	海岸防災課	不要		HP	H28.11.25	公開中	H30.8.2	H30.7.31	○	○	○	○	○	試行版	H30.8.16	○	○	○	○	
23 宇堅海浜公園	海岸防災課	不要		HP	H28.11.25	公開中	H30.8.2	H30.7.31	○	○	○	○	○	試行版	H30.8.16	○	○	○	○	
24 宜野湾港マリーナ	港湾課	H29	H30～H34	HP	H29.11.21	不明	H30.8.2	H30.7.30	○	○	○	○	○		H30.8.22	○	○	○	○	

平成30年度行政監査「指定管理者制度の運用状況について」  
所管課 追加調査

課名：

施設名：

1 債務負担行為の設定

平成 年設定（ 年度～ 年度） 必要ない

2 指定管理者の選考結果の公表

公表の手段 HP 公報 その他（ ）  
公表期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

3 指定管理者制度運用委員会の開催日（検証）

平成30年 月 日

4 モニタリング実施結果の提出

提出日 平成30年 月 日  
提出資料 モニタリングシート、労働条件自主点検表、検証結果、  
料金徴収フロー図、その他（ ）

5 モニタリング実施結果の公表

HP公開日 平成30年 月 日  
公表資料 モニタリングシート、労働条件自主点検表、検証結果、  
料金徴収フロー図、その他（ ）

ご協力ありがとうございました

平成30年度行政監査「指定管理者制度の運用状況について」

指定管理者 追加調査

(法：消防法、令：消防法施行令)

施設名称：

以下の質問は、平成29年度の状況について回答願います

- 1 管理している施設は (令別表第1参照)  
 特定用途防火対象物 非特定用途防火対象物 どちらでもない
- 2 防火管理者の選任・届出 (法第8条)  
 している していない 必要ない

※届出書の第一面の写しを添付してください(変更がない場合は過年度の届出)

- 3 消防計画の作成・届出 (法第8条、令第3条の2)  
 している していない 必要ない

※届出書の第一面の写しを添付してください

- 4 消防用設備の点検 (平成16年消防庁告示第9号)  
 している していない 必要ない

※点検結果の第一面の写しを添付してください

- 5 消火、通報、避難訓練 (法第8条第1項、令第3条の2第2項)  
 2回以上実施 1回実施 していない 必要ない
- 6 所轄消防署への訓練の報告  
 している していない 必要ない

※報告書の第一面の写しを添付してください

ご協力ありがとうございます

平成30年度行政監査 追加調査(所管課) 回答一覧

施設名称	所管課	債務負担行為		選考結果の公表		運用委員会開催日	実施結果の提出					実施結果の公表							
		設定年度	期間	手段	始期		終期	提出日	検証結果	モニタリング	労働条件点検	徴取フロー	その他	公開日	検証結果	モニタリング	労働条件点検	徴取フロー	その他
25 西原与那原マリンパーク	港湾課	不要		HP	H28.1.20	不明	H30.8.2	H30.7.30	○	○	○	○		H30.8.22	○	○	○	○	
26 与那原マリーナ	港湾課	H27	H28~H30	HP	H28.2.16	不明	H30.8.2	H30.7.30	○	○	○	○		H30.8.22	○	○	○	○	
27 名護中央公園	都市計画・モノレール課	H26	H27~H31	HP	H27.7.9	H30.7.9	H30.8.1	H30.8.1	○	○	○	○		H30.10.23	○	○	○	○	
28 総合運動公園	都市計画・モノレール課	H26	H27~H31	HP	H27.2.13	H27.3.31	H30.8.1	H30.8.1	○	○	○	○		H30.10.23	○	○	○	○	
29 浦添大公園	都市計画・モノレール課	H26	H27~H31	HP	H27.2.13	H27.3.31	H30.8.1	H30.8.1	○	○	○	○		H30.10.23	○	○	○	○	
30 海軍塚公園	都市計画・モノレール課	H26	H27~H31	HP	H27.7.9	H30.7.9	H30.8.1	H30.8.1	○	○	○	○		H30.10.23	○	○	○	○	
31 平和祈念公園	都市計画・モノレール課	H26	H27~H31	HP	H27.7.9	H30.7.9	H30.8.1	H30.8.1	○	○	○	○		H30.10.23	○	○	○	○	
32 バンナ公園	都市計画・モノレール課	H26	H27~H31	HP	H27.7.9	H30.7.9	H30.8.1	H30.8.1	○	○	○	○		H30.10.23	○	○	○	○	
33 首里城公園	都市計画・モノレール課	H26	H27~H30	HP	H27.7.9	H30.7.9	H30.8.1	H30.8.1	○	○	○	○		H30.10.23	○	○	○	○	
34 奥武山公園	都市計画・モノレール課	H29	H30~H32	HP	H29.11.24	公開中	H30.7.20	H30.7.20	○	○	○	○		H30.10.23	○	○	○	○	
35 中城公園	都市計画・モノレール課	H29	H30~H32	HP	H29.11.24	公開中	H30.8.1	H30.8.1	○	○	○	○		H30.10.23	○	○	○	○	
36 県営住宅北部	住宅課	H26	H27~H31	HP	H27.1.8	H31.3.31	H30.8.1	H30.9.3	○	○	○	○		H30.9.4	○	○	○	○	
37 県営住宅中部A	住宅課	H26	H27~H31	HP	H27.1.8	H31.3.31	H30.8.1	H30.9.3	○	○	○	○		H30.9.4	○	○	○	○	
38 県営住宅中部B	住宅課	H26	H27~H31	HP	H27.1.8	H31.3.31	H30.8.1	H30.9.3	○	○	○	○		H30.9.4	○	○	○	○	
39 県営住宅南部	住宅課	H26	H27~H31	HP	H27.1.8	H31.3.31	H30.8.1	H30.9.3	○	○	○	○		H30.9.4	○	○	○	○	
40 県営住宅宮古	住宅課	H26	H27~H31	HP	H27.1.8	H31.3.31	H30.8.1	H30.9.3	○	○	○	○		H30.9.4	○	○	○	○	
41 県営住宅八重山	住宅課	H26	H27~H31	HP	H27.1.8	H31.3.31	H30.8.1	H30.9.3	○	○	○	○		H30.9.4	○	○	○	○	
42 名護青少年の家	生涯学習振興課	H29	H30~H34	HP	H29.11.1	H30.3.31	H30.7.25	H30.8.24	○	○	○	○		H30.8.28	○	○	○	○	
43 糸満青少年の家	生涯学習振興課	H29	H30~H34	HP	H29.11.1	H30.3.31	H30.7.25	H30.8.24	○	○	○	○		H30.8.28	○	○	○	○	
44 石川青少年の家	生涯学習振興課	H25	H26~H30	HP	H25.11.13	H26.3.31	H30.7.25	H30.8.24	○	○	○	○		H30.8.28	○	○	○	○	
45 玉城青少年の家	生涯学習振興課	H25	H26~H30	HP	H25.11.13	H26.3.31	H30.7.25	H30.8.24	○	○	○	○		H30.8.28	○	○	○	○	
46 宮古青少年の家	生涯学習振興課	H26	H27~H31	HP	H26.11.18	H27.3.31	H30.7.25	H30.8.24	○	○	○	○		H30.8.28	○	○	○	○	
47 石垣青少年の家	生涯学習振興課	H26	H27~H31	HP	H26.11.18	H27.3.31	H30.7.25	H30.8.24	○	○	○	○		H30.8.28	○	○	○	○	



施設名称	防火対象施設用途	管理者の選任・届出	消防計画作成・届出	消防設備点検・届出	消防訓練	消防訓練報告
1 公文書館	非特定	している	している	している	1回	している
2 ライオン・アイエンス研究センター	非特定	している	している	している	1回	している
3 平和創造の森公園	該当無し	不要	不要	不要	不要	不要
4 総合福祉センター	非特定	している	している	している	2回以上	している
5 石籠児童園	特定防火対象物	している	している	している	2回以上	している
6 平和の礎	該当無し	不要	不要	不要	不要	不要
7 男女共同参画センター	特定防火対象物	している	している	している	2回以上	している
8 県民の森	非特定	している	している	している	2回以上	している
9 健康バリオ研究開発センター	非特定	している	している	している	1回	している
10 バイオ産業振興センター	非特定	している	している	している	1回	している
11 国際物流拠点那覇地区	非特定	している	している	している	1回	している
12 航空機整備施設	-	-	-	-	-	-
13 国際物流拠点うるま地区	-	-	-	-	-	-
14 IT産業パーク施設	非特定	している	している	している	1回	している
15 情報通信センター	非特定	している	している	している	1回	している
16 コンベンションセンター	特定防火対象物	している	している	している	2回以上	している
17 万国津梁館	特定防火対象物	している	している	している	2回以上	している
18 博物館美術館	非特定	している	している	している	1回	している
19 奥武山総合運動場	特定防火対象物	している	している	している	2回以上	している
20 空手会館	特定防火対象物	している	している	している	1回	している
21 県民広場地下駐車場	特定防火対象物	している	している	している	1回	している
22 安座真海浜公園	非特定	取得人員30人未満	不要	不要	不要	不要
23 宇都宮公園	非特定	該当無し	不要	不要	不要	不要
24 皇宮清港マリーナ	特定防火対象物	している	している	している	1回	している
25 西原身那原マリンパーク	非特定	している	している	している	1回	していない
26 身那原マリーナ	非特定	している	していない	していない	していない	していない
27 名護中央公園	非特定	していない	していない	していない	1回	していない
28 総合運動公園	非特定	している	している	している	1回	していない
29 浦添公園	特定防火対象物 取得人員30人未満	していない	していない	していない	1回	している
30 海軍壕公園	該当無し	している	している	している	2回以上	不要
31 平和祈念公園	非特定	している	している	している	1回	していない
32 パンパ公園	非特定	している	している	している	1回	している
33 首里城公園	特定防火対象物	している	している	している	2回以上	している
34 典武山公園	該当無し	不要	不要	不要	不要	不要
35 中城公園	取得人員30人未満	不要	不要	不要	1回	不要
36 県営住宅北部	非特定	している	している	している	1回	している
37 県営住宅中部A	非特定	している	している	している	1回	している
38 県営住宅中部B	非特定	している	している	している	1回	している
39 県営住宅南部	非特定	している	している	している	1回	している
40 県営住宅人重山	非特定	していない	していない	していない	していない	していない
41 県営住宅人重山	非特定	していない	していない	していない	していない	していない
42 名護青少年の家	特定防火対象物	している	している	している	2回以上	している
43 糸満青少年の家	特定防火対象物	している	している	している	2回以上	している
44 石川青少年の家	特定防火対象物	している	している	している	2回以上	している
45 玉城青少年の家	特定防火対象物	している	している	している	2回以上	している
46 富古青少年の家	特定防火対象物	している	している	している	2回以上	している
47 石垣青少年の家	特定防火対象物	している	している	している	2回以上	している

○地方自治法(抜粋)

(公の施設)

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んでほらない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体のうち当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び義務の範囲その他の必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わなるときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(5) 管理運営経費の考え方	
2 募集要項の作成	5
3 適正な管理運営経費の負担	7
(1) 上限額（予定価格）の算定	
(2) 業績等に応じた負担	
4 指定管理候補者の選定	8
(1) 選定基準	
(2) 指定管理候補者の選定に当たっての留意事項	
(3) 事業計画書の審査	
5 選定結果の公表	9
(1) 公表時期及び公表方法	
(2) 公表様式	
(3) 公表に当たっての留意事項	
<b>第5 指定管理者の指定</b>	<b>9</b>
1 指定の議決	9
2 債務負担行為の設定	10
3 指定管理者の指定	10
4 協定書の締結	10
(1) 締結	
(2) 協定事項	
5 歳入の徴収又は収納の委託	11
<b>第6 指定管理者制度導入後の対応（モニタリングの実施）</b>	<b>11</b>
1 業務記録及び事業報告書	11
(1) 業務記録	
(2) 事業報告書	
2 利用者等の意見の把握及び苦情等への対応	11
3 業務の状況に関する調査等	11
(1) 管理業務及び経理状況の調査、指示	
(2) 運用委員会におけるモニタリングの実施結果の検証	
(3) 個人情報保護対策の徹底	
(4) 連絡調整会議の開催	
4 事故、災害等発生時の対応及び安全管理の徹底	12
5 指定の取消、業務の停止措置	12

6 モニタリングの実施結果の公表	12
<b>第7 事前協議</b>	<b>12</b>
<b>第8 委任</b>	<b>12</b>
<b>附則</b>	<b>13</b>
別紙1 利害関係の有無に関する調査票	
別紙2 沖縄県●●●●施設の指定管理者募集要項	
別紙3 指定管理者指定申請書	
別紙4 指定管理者（候補者）の選定結果について（例示）	

## 公の施設の指定管理者制度に関する運用方針

総務部行政管理課

平成29年3月

## 目次

<b>第1 趣旨</b>	<b>1</b>
1 指定管理者制度とは	1
2 公の施設とは	1
3 指定管理者制度運用の基本的な流れ	1
<b>第2 指定管理者制度の導入に関する基本方針</b>	<b>1</b>
1 指定管理者制度の積極的な活用	1
(1) 公の施設の管理に関する原則	
(2) 公の施設の管理に関する例外	
2 指定管理者制度導入に当たっての留意事項	2
(1) 公平性、透明性の確保	
(2) 民間事業者等の応募促進	
(3) 指定期間	
3 直営施設等における指定管理者制度の導入可能性の検討	2
(1) 指定管理者制度導入の再検討	
(2) 新たに設置する場合の管理のあり方	
4 公の施設の設置及び管理に関する条例	3
<b>第3 指定管理者制度運用委員会の開催</b>	<b>3</b>
1 位置付け及び役割	3
2 開催の単位	3
3 構成	3
4 参考意見の聴取	3
5 利害関係	4
6 会議の公開等	4
7 守秘義務	4
<b>第4 指定管理者の選定手続に関する事項</b>	<b>4</b>
1 選定手続における留意事項	4
(1) 公募の原則	
(2) 民間事業者等の応募促進の措置	
(3) インセンティブの付与	
(4) 評価基準及び結果の公表	

るところにより指定管理者制度へ移行するものとする。  
 なお、引き続き県が直営する場合であっても、外部に委託することが適当な業務は、積極的にアウトソーシングするものとする。

(2) 新たに設置する場合の管理のあり方  
 新たに設置しようとする公の施設の管理については、法令の規定により県以外の者の管理を禁止する場合を除き、供用開始当初から原則として指定管理者制度を導入することとする。

4 公の施設の設置及び管理に関する条例  
 地方自治法第244条の2第1項に基づく公の施設の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）制定に当たっては、公の施設を設置する旨及びその名称、位置等を規定するほか、所轄区域があるときは所轄区域についても規定し、利用の許可及びその取消し、使用料の額及び徴収方法、使用料の減免、利用制限等につき定めるほか、必要があるときは、指定管理者に管理を行わせること、過料の徴収等につき定めることとする。また、指定管理者に管理を行わせる場合において利用料金制度によるときは、使用料に関する定めを代えて、利用料金に関する定め及び必要に応じて承認料金制度に関する定めをおかなければならない。

**第3 指定管理者制度運用委員会の開催**

指定管理候補者の選定や施設の適正な管理等を確保するため、県は施設所管課又は部等を単位とし、指定管理者制度運用委員会（以下「運用委員会」という。）を設置するものとする。

1 位置付け及び役割  
 運用委員会は、沖縄県附属機関等の設置及び運営に関する基本方針（平成17年6月13日総務部長決定）に定める「会合」に該当するものであり、同方針に沿ってその運営等を行うこととする。

指定管理候補者の選定に当たっては、運用委員会各委員の採点結果を尊重し、指定管理候補者を選定するものとする。  
 また、施設所管課は、指定管理者制度の適正な運用に関して必要となる事項（募集要項及び選定基準の作成、モニタリングの実施結果等）について、運用委員会から意見を聴取するものとする。

2 開催の単位  
 運用委員会の開催は、施設所管課単位を基本とするが、施設の機能等が類似する施設にあっては部単位等とすることも可能とする。

3 構成  
 運用委員会は、施設の適正な管理の確保、住民サービスの向上を図る観点から、次に掲げる者で構成することとする。

- ① 学識経験者
- ② 財務に精通する者（公認会計士、税理士、中小企業診断士等）
- ③ 施設の機能又は管理業務の性質に応じた専門知識を有する者
- ④ 施設の利用団体（者）を代表する者

4 参考意見の聴取  
 運用委員会は、事案の調査、検討に関し必要がある場合は、施設関係者等の意見を聴取することができる。

**5 利害関係**

運用委員会の委員が申請団体の役員等に就任している場合や、申請団体との経済的関係につき指定管理候補者の公平な選定を妨げる事情があると認められる場合、当該委員は運用委員会に参加することができない。  
 また、利害関係の有無に関する確認は、次のとおり行い、その結果を基に県が各委員についての利害関係の有無を判断することとする。

時期	委員に対する確認手続
募集期間終了時	①県から委員に、別紙1に定める「利害関係の有無に関する調査票」の記入と提出を依頼
運用委員会当日	②審査に先立ち、すべての申請団体と利害関係がないことを再度口頭により確認

**6 会議の公開等**

会議の公開、会議結果の公表等については、附属機関等の会議の公開に関する指針（平成13年10月31日付け総務部長決定）の定めるところによるものとする。

**7 守秘義務**

委員の守秘義務については、設置要綱等で定めることとする。

**第4 指定管理者の選定手続に関する事項**

**1 選定手続における留意事項**

**(1) 公募の原則**

指定管理者の募集は、制度の趣旨、目的にかんがみ、複数の申請者の中から施設の効用を最大限に發揮し、かつ経費の縮減が図られる者を選定することが望ましいことから、原則として公募することとする。  
 ただし、対象施設の適正又は効率的な管理運営を確保するため、公募を行わないことに相当の理由がある場合は、公募によることなく特定の者を指定管理候補者として選定することができる。

**公募の例外【例示】**

- ・ 隣接又は併設される施設の指定管理者と同一の者を指定することで、利用者サービスの向上など効率的、効果的な運営が見込まれる場合
- ・ 施設の管理運営に高度の専門性、学術的知識や技術が必要であると認められる場合
- ・ 県の施策の円滑な推進を図る上で、設置目的と密接に関連する目的で設置された団体又はそれに準する団体に管理させることが適当と認められる場合
- ・ 公募を行ったが応募が無かった場合又は審査の結果、応募団体の中に指定管理者の候補者として選定できる団体が無かった場合
- ・ 指定管理者の指定の取消し等により、新たな指定管理者を緊急に指定する必要が生じた場合
- ・ その他公募によることが適当でないと認められる特段の事情がある場合

**(2) 民間事業者等の応募促進の措置**

- ① 指定管理者の公募の期間は、60日以上とし、指定管理者の募集要項等を県ホームページで周知する。
- ② 指定管理者の公募に当たっては、新聞広告、ラジオ、テレビ等を活用し、広く周

**公の施設の指定管理者制度に関する運用方針**

（平成29年3月17日総務部長決裁）

**第1 趣旨**

この運用方針は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定による公の施設の指定管理者制度の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

1 指定管理者制度とは  
 指定管理者制度は、地方自治体が設置する「公の施設」の管理運営について民間事業者を含む幅広い団体（以下「民間事業者等」という。）に委ねることを可能とする地方自治法上の制度であり、平成15年6月の地方自治法改正により創設されたものである。

2 公の施設とは  
 「公の施設」とは地方自治法第244条第1項において、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定義されており、①住民の利用に供するためのもの、②当該地方公共団体の住民の利用に供するためのもの、③住民の福祉を増進する目的をもって設けるもの、④地方公共団体が設けるもの、⑤施設であること、の5つの要件を満たすものと考えられている。  
 「公の施設」の主なものを例示すれば、次のとおりである。

体育施設	体育館、運動場、プール
教育・文化施設	博物館、美術館、図書館、文化会館、公民館、コミュニティセンター
社会福祉施設	老人福祉施設、児童福祉施設、保育園
公営企業	公立病院、上水道、下水道、工業用水道、バス路線
その他	公園、道路、河川、学校、公営住宅、墓地

**3 指定管理者制度運用の基本的な流れ**

主な手続	手続の概要
①条例制定・改正	各施設の設置及び管理に関する条例の制定もしくは改正
②公募	募集要項の作成 指定管理者制度運用委員会から募集要項の内容に係る意見を聴取 公募の実施（60日以上）
③選定	指定管理者制度運用委員会において候補者を選定
④指定の議決	指定管理者の指定議案を議会に提出
⑤指定管理者の指定	指定管理者の指定と告示 協定書の締結
⑥適正な管理運営の確保	指定管理者による業務の開始 連絡調整会議の開催 モニタリングの実施 指定管理者制度運用委員会におけるモニタリング実施結果の検証

**第2 指定管理者制度の導入に関する基本方針**

1 指定管理者制度の積極的な活用  
 (1) 公の施設の管理に関する原則  
 指定管理者制度は、民間事業者等に公の施設の管理を代行させる制度で、民間能力の活用により、多様化する住民ニーズにより効果的かつ効率的に対応し、サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的としている。この趣旨を踏まえ、公の施設の管

理については、原則として同制度を活用することとする。  
 (2) 公の施設の管理に関する例外  
 法令の規定により県以外の者の管理を禁止する場合又は次のいずれかに該当する公の施設については、県が直接管理を行うものとする。

- ① 廃止又は譲渡を予定し、若しくは検討している公の施設であって、廃止又は譲渡のために必要となる事務事業を執行することとしているもの
- ② 国及び他の地方公共団体との関係において、特別な事情の下で設置された公の施設であって、県が直営しない場合はこれらとの関係を損ねるおそれがあるもの
- ③ 公の施設の管理を指定管理者に行かせた場合、当該施設の設置目的を果たすことができないおそれがあり、又は当該施設が処理する事業の適正な執行を確保できないと判断されるもの
- ④ 県の設置した公の施設で、その事業が地方公営事業として運営され、又は今後地方公営事業とすることを検討しているもの

**2 指定管理者制度導入に当たっての留意事項**

- (1) 公平性、透明性の確保  
 指定管理者制度の導入手続においては、常に公平性、透明性を確保するものとする。
- (2) 民間事業者等の応募促進  
 民間事業者等の応募機会の拡充、促進を図るため、応募への参入障壁をできる限り排除するとともに、利用料金制の活用等民間事業者等にインセンティブが働くよう努めるものとする。
- (3) 指定期間  
 指定管理者の指定期間は、次のとおり目安となる基準を設け、施設の設置目的や業務内容、利用者の状況、サービスの継続性、安定性等を踏まえ、施設ごとに設定を行うこととする。  
 ただし、この基準により難い特別な事情が認められる施設にあっては、当該基準にかかわらず、それぞれの事情を考慮して適切な期間を設定する。

**【指定期間の基準】**

- ・ 5年…業務に高い専門性があり、人材の育成や確保、事業の企画等に期間を要する施設。
- ・ 3年…維持管理が主業務となる施設。ただし、初期設備投資がかり、指定期間を3年とすることで指定管理者の安定した運営に支障をきたす恐れがある場合にはこの限りではない。

**【特別な事情が認められる指定期間の設定例】**

- ・ PFI事業やPFI事業に類似する手法で整備された施設について、その事業の選定事業者等を指定管理者として指定する場合において、その事業期間を指定期間として設定する場合。
- ・ 将来的にあり方の見直し等が見込まれる施設について、その見直し等が行われるまでの間を指定期間として設定する場合。
- ・ 新規施設において、施設の設置による成果や課題について検証等を行う必要があることから、導入初期に限り特別に指定期間を設定する場合。

**3 直営施設等における指定管理者制度の導入可能性の検討**

(1) 指定管理者制度導入の再検討  
 県が直営している公の施設については、常に当該施設の管理のあり方について検証し、指定管理者制度を適用することが適当であると判断した場合は、この方針の定め

- ① 県税の滞納がないもの
  - ② 施設管理の総括責任者を専任で配置できるもの
- (4) 応募資格の確認が比較的困難と考えられる事項については、欠格条項を設け、申請を無効とする旨を明示することとする。

【例示】

- 破産者で復権を得ないもの
- 役員又は支店若しくは営業所を代表する者が破産者で復権を得ないもの
- 地方自治法第244条の2第11項の規定により本県又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しないもの

- (5) 公正性等を阻害する事項については、失格事項として選定審査の対象から除外する旨を明示することとする。

【例示】

- 選定審査に関する照会、要求等を行った場合
- 提出書類に虚偽の記載があった場合
- 要項に違反又は著しく逸脱した場合
- その他不正行為があった場合

- (6) 別紙3に定める指定管理者指定申請書における事業計画書には、より最適な指定管理候補者を選定するための評価（審査）項目を設けることとする。

事業計画書の記載事項

- 施設の管理運営を希望する理由
- 運営方針（魅力ある施設とするためのサービス提供の考え方等）
- 職員の配置
- 施設の種別に応じた必要な体制
- 自主的に行う事業の内容
- 利用者の要望等の把握
- 集客の取組（広報等）
- 防犯、防災の対策
- 個人情報保護の取組
- 利用者、住民の安全確保に関する事項
- 損害賠償責任保険等の加入に関する事項
- 労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮に関する事項
- 管理運営業務の収支計画及び積算根拠
- 使用料を徴収委託する場合の経理のチェック体制

- (7) 募集に当たっては、十分な周知・検討期間を設けるとともに、必要に応じ、現場説明会の開催や募集要項に関する質疑応答事項に対する回答を公開するなど情報公開に努めるものとする。

### 3 適正な管理運営経費の負担

- (1) 上限額（予定価格）の算定
  - ① 施設使用料のみでは管理運営経費がまかなえないと考えられる施設は、原則として次のとおり上限価格を算定することとする。

- ③ 公の施設の運営の効率性等を考慮した上で、より多くの民間事業者等が応募できるように、指定単位の規模や業務範囲等を設定することとする。
- ④ その他公の施設の機能や特性等を考慮し、より民間事業者等の応募を促進するための方策を検討するものとする。

- (3) インセンティブの付与
 

民間事業者等の能力の活用を図るため、原則として、施設利用に係る料金を指定管理者の収入とする利用料金制を採用することとする。また、利用料金制を採らない施設においては、過去の実績等を基にした標準的な徴収率を上回る場合は、指定管理者に対する委託料を報奨的に増額し、下回る場合は減額するなどの措置を行うものとする。

- (4) 評価基準及び結果の公表
 

指定管理候補者を選定するための評価の基準及び評価の結果は、原則として公表することとする。

- (5) 管理運営経費の考え方
  - ① 民間と競合する施設で施設使用料等の収入で管理運営経費がまかなえないと考えられる施設については、原則として県は管理運営経費を負担しないこととする。
  - ② 施設使用料のみでは管理運営経費がまかなえないと考えられる施設については、管理運営に係る収支差の見込額の範囲内で県が負担することとする。
  - ③ 管理運営経費を大幅に上回る使用料収入があり、施設整備に係る県債償還に充てるため当該使用料を県の収入とする施設については利用料金制を採用せず、標準的な管理運営経費の範囲内で県が負担することとする。また、使用料の徴収成績を県の負担額に反映させる成果主義を採用するものとする。
  - ④ 民間と競合する施設で、指定管理者が施設を整備したものと仮定した場合に減価償却費を費用化しても十分採算が採れると思われる施設については、指定管理者から事業収入の一定額を県に納付させることとする。県は、当該納付額を県債償還に充当するものとする。

- 2 募集要項の作成
 

募集要項は、別紙2に定める「沖繩県●●●●施設指定管理者募集要項」を元に、以下の項目については必ず記載し、施設の実情に応じて作成する。ただし、次に掲げる事項について留意すること。

指定管理者が遵守すべき保守点検の頻度等の具体的な業務内容を示す「仕様書」を示すとともに、使用料の徴収成績に応じて委託料を決定する方法等を採用する場合においては、その算定方法等についても参考資料として示すものとする。

募集要項に必ず記載する事項

- 募集の目的
- 施設の概要（名称、所在地、建物の概要、施設の設置目的）
- 指定管理者が行う業務（使用許可等の県の代行業務の範囲を含む。）
- 指定期間
- 施設使用料の帰属先（利用料金制の有無）
- 管理運営経費に対する県の負担の有無
- 応募資格
- 欠格条項
- 失格事項
- 提出期限及び提出先

- ア 使用料（利用料金）収入は、過去数年（5年程度）の平均額に施設稼働率の上昇を勘案して見積もることとする。
  - イ 人件費及び大規模修繕費等の特殊要因を除く運営経費は、過去数年の平均額を見積もることとする。
  - ウ 人件費は、所要人員に類似の事業における平均賃金を乗じて見積もるとともに、法定福利費の所要額を見積もることとする。
  - エ イの運営経費に適切な間接経費比率（管理者の利益等）を乗ずることとする。
  - オ 上限額は、イ、ウ及びエの合算額からアを差し引いた額とする。
  - ② 管理運営経費を大幅に上回る使用料収入があり、施設整備に係る県債償還に充てるため当該使用料を県の収入とする施設については利用料金制は採用せず、①のイ、ウ及びエの合算額を上限価格とする。
  - ③ 民間と競合する施設で施設使用料等の収入で管理運営経費がまかなえないと考えられる施設については、上限価格は設定しない。（提案金額はないことから、それ以外の項目で評価する。）
- (2) 業績等に応じた負担
- 民間と競合する施設で、指定管理者が施設を整備したものと仮定した場合に、減価償却費を費用化しても十分採算が採れると思われる施設については、指定管理者から事業収入の一定額を県に納付させることとする。県は、当該納付額を県債償還に充当するものとする。

### 4 指定管理候補者の選定

- (1) 選定基準
  - ① 選定に当たっては、事業計画等全ての項目を評価する総合評価方式により行うものとする。
  - なお、評価（審査）の基準は、次の視点を踏まえるものとする。
  - ア 適格性：事業継続の主体としての適格性等
  - イ 効率性：県のコスト低減
  - ウ 効果性：サービスの維持向上
  - エ 収益性：稼働率アップ（集客等）の取組
  - オ 妥当性：適切な事業計画
  - ② 管理運営経費を県が負担する場合の額については、上限額を設定することとし、指定管理候補者の選定に当たっては、当該上限額以下の提案をする事業計画の中から選定するものとする。
  - ③ 選定の基準及び選定の結果は、原則として公表するものとする。
- (2) 指定管理候補者の選定に当たっての留意事項
  - ① 選定に当たっては、最も効果的かつ効率的な管理が実施できるものを選定する。
  - ② 評価に当たっては、サービスの維持向上の取組についても十分に配慮する。
  - ③ 評価に当たっては、指定管理者における労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮に対する取組についても十分に留意する。
- (3) 事業計画書の審査
  - ① 指定管理候補者の選定の手順は、次の方法を参考に行うものとする。
  - ア 応募資格審査、事業計画書類の基礎審査及び定量審査の3段階で審査を行う。
  - イ 第1段階の応募資格審査において、資格を満たさない場合又は確認できない場合は、その時点で失格とする。
  - ウ 第2段階の事業計画書類審査において、県が管理運営経費を負担する上限価格（予定価格）を超過する場合又は募集要項、仕様書等で要求される基準を1つでも満たしていない場合は、その時点で失格とする。

- 提出書類（申請書、事業計画書、財務諸表、定款等団体の概要が把握できるもの等）
- 審査基準、選定方針、選定方法（概要）及び選定結果の通知
- リスク（協定締結の時点では正確に想定できない不確実性のある事由によって損失が発生する可能性、以下同じ）に係る追加的経費の分担
- その他募集要項に示すことが適当な事項

参考資料【例示】

- 管理運営経費を県が負担する場合の上限額算定の考え方
- 使用料の内容、過去数年間の使用料決算額及び徴収率
- 県が施設を使用する頻度、その他使用料減免の頻度及び減免額
- 過去数年間の管理運営経費（人件費及び修繕費を除く。）
- 過去数年間の管理体制及び職員ごとの事務分掌
- 使用料を徴収委託する場合の事務手続

- (1) 原則として、施設の利用に係る料金を指定管理者の収入とする利用料金制を採用することとし、料金の設定は次のいずれかにより行うものとする。
  - ① 介護保険料、支援費等法令等に基づく料金は、当該料金を利用料金とする。
  - ② 経費面を考慮する料金の設定では現行の使用料と大きな乖離がある場合は、当前の間、現行の使用料を勘案した基準額を設定する。
  - ③ 施設管理の収支採算が均衡するような場合は、規模、形態等類似施設の状況を考慮して料金を設定する。
  - ④ 料金を徴収しておらず、今後も料金徴収を予定しない施設については料金の設定は行わない。
- (2) リスクの分担については、想定されるリスクをできる限り明確化した上で、指定管理候補者選定後は、協定で取り決めることとする。

【例示】

- 物価、計画変更等の要因による管理運営費用の増大に関すること
- 法令等の変更に関すること
  - 管理運営事業に直接関係する法令等の変更
  - 一般の民間事業者すべてに影響を及ぼす法令等の変更
- 施設の損傷に関すること
  - 風水害等の天災によるもの
  - 施設の設置の隠れた瑕疵から生ずるもの
  - 施設の管理の瑕疵から生ずるもの
  - 第三者の行為から生ずるもの
- 管理運営に係る事故に関すること
  - 施設の設置の瑕疵から生ずるもの
  - 施設の管理の瑕疵から生ずるもの

※ 施設内で事故等により利用者等に損害を与えた場合の賠償責任は、国家賠償法により設置者である県が賠償責任を負うものと解される。上記の事故に関するリスク分担は求償権に係るものである。

- (3) 応募資格については、次の要件を付すほか事業者の多寡等の実状に応じて要件を付すこととする。

- する保険
- ⑩ 不可抗力発生時の対応に関する事項
- ⑪ 施設の管理に関して知り得た個人情報の保護に関する事項
- ⑫ 業務の引継ぎに関する事項
- ⑬ 原状回復義務に関する事項
- ⑭ 暴力団排除に関する事項
- ⑮ その他協定を締結することが適当な事項

5 歳入の徴収又は収納の委託  
 利用料金制を採らない施設で使用料が発生する施設について、当該使用料の収納を指定管理者に行わせる場合には、地方自治法施行令第158条（昭和22年政令第16号）に規定する歳入の徴収又は収納の私人への委託が必要となるので、指定管理者と別途委託契約を締結することとする。また、同条第2項の規定により、使用料の収納に関する委託契約について告示するとともに、使用料の納入義務者の見やすい方法により公表することとする。

**第6 指定管理者制度導入後の対応（モニタリングの実施）**

- 1 業務記録及び事業報告書
  - (1) 業務記録  
 指定管理者は、日々の業務の実施状況、施設で生じた事故や課題等を記録した日報を作成することとする。  
 指定管理者は日報を基に、月報を作成し県に提出することとする。
  - (2) 事業報告書  
 指定管理者は、上半期及び毎年度終了後、管理業務に関する事業報告書を作成し、県に提出することとする。
- 2 利用者等の意見の把握及び苦情等への対応
  - (1) 指定管理者は、アンケート調査等の方法により、施設利用者の意見や要望を把握し、県に報告することとする。
  - (2) 指定管理者は、利用者等から寄せられた苦情等については、その対応状況とともに、県に報告することとする。
  - (3) 県は、利用者等から寄せられた苦情等については、必要に応じて実地調査等により確認を行い、指定管理者に改善の措置を求めることとする。
- 3 業務の状況に関する調査等
  - (1) 管理業務及び経理状況の調査、指示
    - ① 県は、指定管理者が県との協定等に従い適正かつ確実なサービスの提供を行っているか随時確認することに加え、サービスの質を評価し、必要に応じて適切な指示を行うこととする。施設の管理運営に関しては、次の事項等に該当し、又は該当するおそれがある場合は、指定管理者に対し改善又は見直し等の指示を行うこととする。
      - ア 正当な理由なく利用者に対し施設の利用を拒み又は不当な差別的取扱いをするような行為がある場合
      - イ 施設の形質を無断で変更するような行為がある場合
      - ウ 要員の配置や施設の管理が施設の設置目的の達成に適切な状態となっていない場合
      - エ 個人情報の適正な取扱いの確保に関し、必要な措置が採られていない場合
      - オ 協定に定める内容の不履行等信義則に反する場合
    - ② 指定管理者が安定的、継続的に施設サービスを提供することが可能であるか、常

- に指定管理者の経営状況の把握に努めるものとする。
- (2) 運用委員会におけるモニタリングの実施結果の検証  
 運用委員会において、モニタリングの実施結果の検証を行うこととする。

【モニタリングの定義及び目的】  
 モニタリングとは、指定管理者制度を導入した施設の管理運営に関して、地方自治法、条例及び協定書等に従い適正かつ確実なサービスが提供されているかを確認する手段である。  
 また、指定管理者が安定的、継続的にサービスを提供することが可能であるかを監視するとともに、指定管理者の行う管理運営業務を評価し、必要に応じて改善に向けた指導、助言を行い、管理の継続が適当でないとき等は指定の取り消し等を行う一連の仕組みをいう。  
 モニタリングを的確に実施し、指定管理者による施設の適正な管理運営、更なるサービスの向上を期することにより、適正かつ確実な公共サービスの提供を確保することを目的とする。

- (3) 個人情報保護対策の徹底  
 県は、沖縄県個人情報保護条例（平成17年沖縄県条例第2号）第11条第1項の規定により、指定管理者が施設の管理運営に当たり保有する個人情報について、個人情報保護のために必要な措置を講ずることとする。  
 また、協定書の締結に当たっては、沖縄県個人情報取扱事務委託等基準（平成20年2月13日総務部長決裁）を遵守することとする。
  - (4) 連絡調整会議の開催  
 県は、施設の管理運営業務の調整及び情報の交換を図るため、必要に応じて指定管理者との連絡調整会議を開催することとする。
- 4 事故、災害等発生時の対応及び安全管理の徹底
- (1) 指定管理者は、危機管理体制を整備するとともに、施設において事故等が発生した場合、速やかに県に報告を行い、必要な対応を取ることとする。
  - (2) 県は、施設の安全管理には特に留意し、指定管理者に対して必要な指導、助言を行うとともに、緊急時に迅速に連絡を受けられる体制を整備することとする。
- 5 指定の取消、業務の停止措置  
 指定管理者による管理が、地方自治法第244条の2第11項、条例及び協定書における指定の取消し等に関する規定に該当する場合は、利用者への影響等も考慮した上で、指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることとする。

6 モニタリングの実施結果の公表  
 県はモニタリングの実施結果について、各施設所管課及び総務部行政課ホームページにおいて公表を行うこととする。

**第7 事前協議**

この方針と異なる事務手続を行う場合又は定めのない事項については、総務部と事前協議を行うものとする。

**第8 委任**

この方針に定めるもののほか、指定管理者制度に関し必要な事項は別に定める。

- エ 基礎審査において全ての要件を満たす事業計画について、定量審査を行う。
- ② 定量審査は、運用委員会において、評価項目の点数をあらかじめ設定した上で、それぞれの事業計画を項目ごとに審査し、点数を付与するものとする。
- ③ 定量審査における点数の付与については、次に掲げる事項を参考に、施設の実状に応じて行い、サービスの質や適正な管理運営の確保を図る観点から最低基準点を設け、これを下回った者は選定しないものとする。  
 ただし、県が管理運営経費を負担する施設の場合は、当該負担の提案金額（以下「提案金額」という。）に評価の比重が高まるよう配慮するものとする。

《絶対評価によるもの》

- ・ 評価項目の事業計画を優、良、可に区分し3、2、1点の点数を付与する方法（項目によっては、事業計画が全て3点、又は1点の場合もある。）
- ・ 評価項目の数値により点数を付与する方法（例えば、従事者1人当たりの料金収入を点数化する方法）

《相対評価によるもの》

- ・ 提案金額以外の評価項目の事業計画を順位付けし、最上位者に当該項目の満点、最下位者に0点を付与し、中間の者には満点と0点の間の点数を均等に配分する方法（例えば5点満点で5団体の応募であれば、4, 3, 2, 1, 0の配点となる。）
- ・ 提案金額を点数化する場合は、最小のものを満点、その他の提案金額は最小の提案金額を基準にして点数化する。

- ④ 点数付与後の選定に当たっては、次のいずれかにより決定することとする。
    - ア 全項目の合計得点数を提案金額で除した値が最も高い事業計画を提案する者を決定する。
    - イ 提案金額も点数化し、全項目の合計得点数が最も高い事業計画を提案する者を決定する。
- 5 選定結果の公表  
 選定手続の公平性、透明性を確保するため、以下のとおり選定結果の公表を行うこととする。
- (1) 公表時期及び公表方法  
 運用委員会終了後、指定管理候補者の選定に係る知事決裁を経た後に県ホームページで公表を行う。
  - (2) 公表様式  
 別紙4の様式を参考に各施設所管課で作成を行う。
  - (3) 公表に当たっての留意事項
    - ① 運用委員会における審議内容（委員からの質疑及び検討事項とされたもののうち主な事項等）については、各委員への説明又は了解を得た上で決裁し公表を行うこと
    - ② 上記の審議内容については、決裁文書においても「委員会での意見等」として添付すること
    - ③ 公表に当たっては、個人情報の保護に十分配慮すること

**第5 指定管理者の指定**

1 指定の議決  
 指定管理者を指定しようとするときは、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を経ることとする。

- 2 債務負担行為の設定  
 複数年度にわたる指定期間を設けて、協定を締結する場合は、債務負担行為の議決を得ることとする。ただし、利用者からの利用料金のみで運営され、県の経費の支出を伴わない場合には、この限りではない。
- 3 指定管理者の指定  
 指定管理者の指定は議会の議決後行うものとし、指定を行ったときは、遅滞なく条例の規定により告示を行うこととする。
- 4 協定書の締結
  - (1) 締結  
 県と指定管理者の間において、それぞれが負う債務の詳細及びその履行方法を明らかにしておく必要があることから、次の事項についての協定を締結することとする。  
 なお、協定の締結に当たっては、県と指定管理者の役割を、具体的かつ明確に取り決めることとする。
  - (2) 協定事項
    - ① 指定管理に関する基本的な事項
      - ア 施設の名称、所在地
      - イ 指定期間
    - ② 指定管理者の行う業務に関する事項  
 使用許可等の権限の代行
    - ③ 事業計画に関する事項
      - ア 利用者の不当な差別的取扱いの禁止（公平、公正な施設管理）
      - イ 指定管理者が提供するサービスの内容と質等
      - ウ 施設の種別に応じた必要な体制
      - エ 指定期間中における施設の改修
      - オ 物品等の帰属
      - カ 管理業務の全部委託の禁止
    - ④ 利用料金に関する事項
      - ア 利用料金の項目
      - イ 利用料金の帰属先
      - ウ 利用料金の減免
      - エ 県が使用する場合の取扱い
    - ⑤ 事業報告に関する事項
      - ア 報告すべき内容及び提出期限
      - イ 安定的、継続的な施設管理が可能かどうかを確認するための財務諸表の提出
    - ⑥ 県が支払うべき管理費用に関する事項
      - ア 支払い額及び支払い方法
      - イ 徴収の実績を管理費用に反映させる場合等の算定方法
      - ウ リスクに係る追加的支出の分担
    - ⑦ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項  
 事業計画又は協定に違反した場合の自主的改善、県の是正通告、指定の取消し、損害賠償等
    - ⑧ 利用者、住民の安全確保に関する事項
    - ⑨ 損害賠償責任保険等の加入に関する事項  
 管理物件の損傷等に係る損害賠償責任、第三者への損害賠償責任、求償権、付保

73  
72

指定管理者制度導入施設に係るモニタリングマニュアル

総務部行政管理課

平成29年3月

目次

第1 趣旨	1
第2 指定管理者が行う事項	1
1 業務記録及び事業報告書	
2 利用者等の意見や要望の把握	
3 労働条件等自主点検表及び料金徴収フロー図	
第3 県が行う事項	2
1 モニタリングシートの作成(別紙6)	
2 労働条件等自主点検表及び料金徴収フロー図の確認	
3 連絡調整会議の開催	
第4 利用者等からの苦情等への対応	3
第5 事故発生時の対応及び安全管理の徹底	3
第6 指定管理者制度運用委員会における検証	3
第7 モニタリングの実施結果の公表	4
第8 事前協議	4
附則	4
モニタリングの概要図	5
モニタリングに係る年間スケジュール	6
別紙1 日報(例示)	
別紙2 月報(例示)	
別紙3 上半期及び年次報告書(例示)	

附則

この方針は、平成19年4月1日から実施する。  
この方針は、平成20年4月1日から実施する。  
この方針は、平成24年5月23日から実施する。  
この方針は、平成29年3月17日から実施する。

## 指定管理者制度導入施設に係るモニタリングマニュアル

(平成29年3月17日総務部長決裁)

### 第1 趣旨

本マニュアルは、公の施設の指定管理者制度に関する運用方針（平成29年3月17日総務部長決裁。以下「運用方針」という。）第8の規定に基づき、運用方針第6で定めるモニタリングの実施に関して必要な事項を定める。

### 第2 指定管理者が行う事項

指定管理者は日々の業務の実施状況、施設で起こった事故や課題等を記録し、それを県に提出し、施設の管理運営等について県と情報共有を図る必要があります。

#### 1 業務記録及び事業報告書

指定管理者は、日常・定期的に行う業務に加え、施設の利用状況、事故・苦情等の内容と対応、料金の収納状況等について、業務記録（日報、月報）及び事業報告書（上半期及び年次報告書）を作成し、県に提出（日報を除く）を行うこととする。業務記録及び事業報告書は別紙1～3の例示を参考に、県と指定管理者で協議のうえ定めることとする。

##### (1) 日報（別紙1）

日報は指定管理者が内部で保管する資料で、県に提出を行う必要はありませんが、事故発生などの問題が生じた場合に、業務内容を確認できる業務記録となります。

指定管理者においても、責任者が業務全体について日報を確認することで、設備の不具合の兆候などを事前に把握し、事故防止につなげていくことができます。

##### (2) 月報（別紙2）

指定管理者は月報を作成し、翌月の10日までに県に提出を行うこととする。

##### (3) 上半期及び年次報告書（別紙3）

上半期及び年次報告書は、指定管理者が、利用状況、事業収支、業務実績、利用者アンケート結果等について、実態を整理し、分析を行う報告書として位置づけられます。

指定管理者は、上半期及び年次報告書を作成し、上半期報告書は上半期の翌月の10日までに、年次報告書は事業が完了したときに、県に提出を行うこととする。

#### 2 利用者等の意見や要望の把握

指定管理者は、利用者等の意見や要望を把握するため、定期的（最低年1回）に利用者アンケート調査等を実施し、その結果を県に報告を行うこととする。

調査項目としては、接客対応、施設・設備、利用条件、企画内容等についての満足度を調査することとし、具体的な内容や実施方法については、県と指定管理者で

- 1 -

協議のうえ定めることとする。（参考：別紙3-4、利用者アンケート結果）

### 3 労働条件等自主点検表及び料金徴収フロー図

#### (1) 労働条件等自主点検表（別紙4）

指定管理者による労働法令の遵守状況を確認するため、指定管理者は労働条件等自主点検表を作成し、事業が完了したときに県に提出を行うこととする。

#### (2) 料金徴収フロー図（別紙5）

指定管理者による料金徴収事務が適正かどうかを確認するため、施設利用に係る利用料金や使用料を徴収する指定管理者は、料金徴収フロー図を作成し、実態に応じてその内容を修正し、施設に備え付けることとする。

### 第3 県が行う事項

施設所管課は、指定管理者から提出される事業報告書等の書面のみで、業務の履行確認や評価を行うのではなく、直接、施設を確認するとともに指定管理者と積極的にコミュニケーションを図ることにより、問題を共有化し、必要に応じて指導、助言を行う必要があります。

#### 1 モニタリングシートの作成（別紙6）

施設所管課はモニタリングの実施結果を元にモニタリングシートの作成を行う。

##### (1) 履行確認（別紙6-I）

県は、指定管理者から提出される業務記録及び事業報告書の内容を確認するとともに、定期的な施設への立入等により、提供されるサービスが協定書等で定められた水準を充足しているか否かの確認を行うこととする。

###### ① 改善の指示

県は、履行確認の結果、当初の事業計画と不整合があると認められる場合は、指定管理者に対して書面で改善の指示を行うこととする。

###### ② 改善の指示に基づく対応

指定管理者は、改善の指示があった項目について、対応策を書面で県に提出し、改善に取り組むこととする。

##### (2) サービスの質の評価（別紙6-II）

###### ① サービスの質の評価

県は、指定管理者により提供されるサービスがどの程度の水準かを利用者アンケート結果等を参考に評価することとする。評価を通じて指定管理者の業務の中で何が高い成果を上げているのか、何が課題となっているのかを明らかにし、業務改善につなげていくこととする。

###### ② 実施方法

県は、設定した評価項目について、利用者等による第三者評価、指定管理者の自己評価から分析を行うこととする。

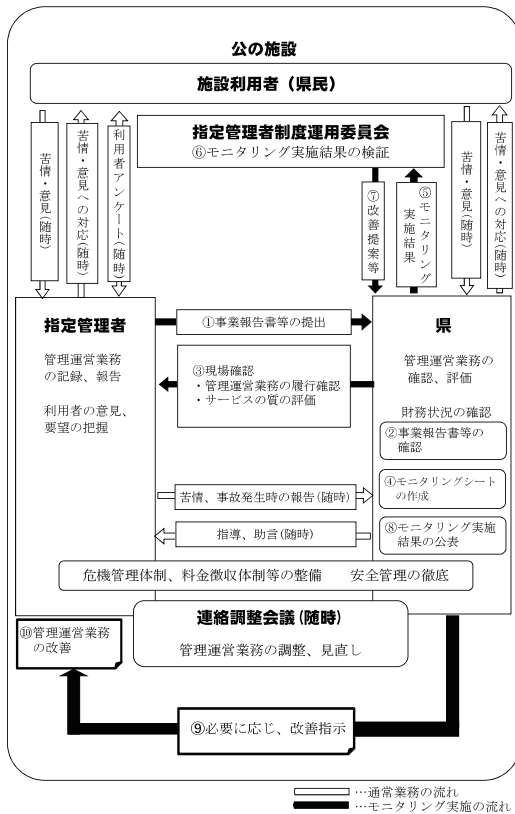
第三者と指定管理者の評価に乖離がある場合は、その理由を分析し業務改善につなげることとする。

- 2 -

別紙4 労働条件等自主点検表

別紙5 料金徴収フロー図（例示）

別紙6 モニタリングシート



1 県への提出期日の指定のあるもの

指定管理者の役割	県の役割
4月	
5月・月報(4月)の作成・提出	→ 月報(4月)の確認
6月・月報(5月)の作成・提出	→ 月報(5月)の確認
7月・月報(6月)の作成・提出	→ 月報(6月)の確認
8月・月報(7月)の作成・提出	→ 月報(7月)の確認
9月・月報(8月)の作成・提出	→ 月報(8月)の確認
10月・月報(9月)の作成・提出	→ 月報(9月)の確認
・上半期報告書の作成・提出	→ 上半期報告書の確認
11月・月報(10月)の作成・提出	→ 月報(10月)の確認
12月・月報(11月)の作成・提出	→ 月報(11月)の確認
1月・月報(12月)の作成・提出	→ 月報(12月)の確認
2月・月報(1月)の作成・提出	→ 月報(1月)の確認
3月・月報(2月)の作成・提出	→ 月報(2月)の確認
4月・月報(3月)の作成・提出	→ 月報(3月)の確認
・年次報告書の作成・提出	→ 年次報告書の確認
4月～7月	・モニタリングシートの作成 ・指定管理者制度運用委員会の開催

2 県への提出期日の指定のないもの

指定管理者の役割	県の役割
毎日・日報の作成	
随時・連絡調整会議への参加	↔ 連絡調整会議の開催
・県の指導、助言に基づく業務改善	← 指定管理者への指導、助言
・県の改善指示に基づく業務改善	← 書面による業務改善指示
・利用者アンケート実施、報告	→ 利用者アンケート結果の確認
緊急時等	↔ 危機管理体制の整備、緊急時(事故、苦情等)の対応、報告 ・緊急時における連絡体制の整備 ・緊急時(事故、苦情等)の対応

(3) サービスの安定性評価 (別紙6-III)

① 財務状況の確認

県は、指定管理者からの事業収支報告が、応募段階の収支計画と乖離していないかの確認を行うとともに、指定管理者となっている民間事業者等の財務状況の報告を求め、継続的にサービスが提供できる状態にあるかどうかの確認を行うこととする。

② 財務状況の確認結果に基づく適切な指導・助言

県は、指定管理者の財務状況の確認結果が芳しくない場合は、今後の対策等について、指定管理者から説明を受け、指定管理業務の継続的な運営を主眼として合理的・客観的な指導・助言を行うこととする。  
ただし、指定管理者の財務運営の健全化に向けた対策は自己責任で行うことが基本であることに留意することとする。

2 労働条件等自主点検表及び料金徴収フロー図の確認

(1) 労働条件等自主点検表の確認

県は、指定管理者の労働法令遵守状況について、指定管理者が作成する労働条件等自主点検表を元に確認を行う。

(2) 料金徴収フロー図の確認

県は、指定管理者による料金徴収事務が適正かどうかを確認するため、指定管理者が作成する料金徴収フロー図を元に確認を行う。

3 連絡調整会議の開催

県は、施設の管理運営業務を円滑に実施し、業務の調整及び情報の交換を図るため指定管理者との連絡調整会議を開催し、指定管理者の業務の履行状況や経営状況の確認、モニタリングについての協議等を行うこととする。

第4 利用者等からの苦情等への対応

- 指定管理者は、利用者等から寄せられた苦情等については、その対応状況とともに、県に報告を行うこととする。
- 県は、利用者等から寄せられた苦情等については、必要に応じて現地確認等を行い、指定管理者に改善の措置を求めることとする。

第5 事故発生時の対応及び安全管理の徹底

- 指定管理者は、危機管理体制を整備するとともに、施設において事故等が発生した場合、速やかに県に報告を行い、必要な対応をとることとする。
- 県は、施設の安全管理には特に留意して、指定管理者に対して必要な指導、助言を行うとともに、緊急時に迅速に連絡を受けられる体制を整備することとする。

第6 指定管理者制度運用委員会における検証

指定管理者及び県の行うモニタリングの実施結果について、運用方針に規定する指定管理者制度運用委員会において、主に次の視点での検証を行うこととする。

- 指定管理者及び県が実施するモニタリングは適正になされているか

2 指定管理者に対する県の指導・助言は適切に行われているか

3 利用者アンケートや苦情に対する指定管理者や県の対応は適切に行われているか

第7 モニタリングの実施結果の公表

施設所管課は作成したモニタリングシートに指定管理者が作成した労働条件等自主点検表と指定管理者制度運用委員会における検証結果を添えて、各部等主管課を経由して、翌年度の7月末日までに総務部行政管理課に提出することとする。  
各施設所管課及び総務部行政管理課は県ホームページにおいて、指定管理者制度を導入した施設に係るモニタリングの実施結果の公表を行うこととする。

第8 事前協議

施設の特性等により、このマニュアルと異なる事務手続きを行う場合は、総務部行政管理課と事前協議を行うこととする。

附則

このマニュアルは、平成20年4月1日から実施する。

このマニュアルは、平成22年4月1日から実施する。

このマニュアルは、平成29年3月17日から実施する。



<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号</p>
---	--